

官報

号外

平成五年三月二十九日

○第百二十六回 参議院會議録第七号(その一)

平成五年三月二十九日(月曜日)

午後七時二十一分開議

○議事日程 第七号

平成五年三月二十九日

午後四時 本会議

第一 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

一、国土開発幹線自動車道建設審議会委員等各種委員の選挙

一、日程第一

一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

一、国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関する承認を求めるの件

一、新技術事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

一、恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○議長(原文兵衛君) これより會議を開きます。
この際、
国土開発幹線自動車道建設審議会委員一名、
国会等移転調査委員会委員六名の選挙
を行います。

つきましては、これら各種委員の選挙は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。
よって、議長は、
国土開発幹線自動車道建設審議会委員に岩崎純三君を、
国会等移転調査委員会委員に大木浩君、坂野重信君、田沢智治君、会田長栄君、広中和歌子君、古川太郎君を、
それぞれ指名いたします。

○議長(原文兵衛君) 日程第一 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び本日委員長から報告書が提出されました放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)を日程に追加し、両件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。通信委員長野別隆俊君。

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。通信委員長野別隆俊君。

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。通信委員長野別隆俊君。

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。通信委員長野別隆俊君。

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。通信委員長野別隆俊君。

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。通信委員長野別隆俊君。

平成五年三月二十九日 参議院會議録第七号(その一)

国土開発幹線自動車道建設審議会委員等各種委員の選挙 議事日程追加の件

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案外一件

平成五年三月二十九日 参議院會議録第七号(その二)

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の件 議事日程追加の件 国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案外四件

二

まず、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案は、電気通信システムの信頼性の向上を図るため、電気通信基盤充実事業に信頼性向上施設整備事業を加えるとともに、通信・放送機構の業務に信頼性向上施設整備事業の実施を促進するために必要な業務を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、電気通信基盤充実事業の推進状況、通信・放送機構を通じた支援のあり方、情報通信基盤整備の将来展望のほか、通信、放送をめぐる諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件は、日本放送協会の平成五年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めようとするものであります。

その概要は、まず、一般勘定の事業収支におきまして、収入五千五百三十六億七千万円、支出五千三百二十四億九千万円となっており、この事業収支差金二百一十一億八千万円のうち、百六十六億二千万円を資本支出に充当し、残余の四十五億六千万円を翌年度以降の財政安定のための繰越金としております。

また、事業計画につきましては、補充衛星の製作・打ち上げ計画の継続、放送施設及び放送会館

等の整備、放送番組の充実刷新と国際放送の受信改善、受信料制度の周知徹底と積極的・効果的な営業活動などにその重点を置いております。

なお、本件はおおむね適当なものと認める旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、公共放送の使命に徹した公正な報道と豊かな放送番組の提供、次期放送衛星調達への取り組み、二十一世紀を展望したNHKの将来構想等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し附帯決議案が提出され、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

まず、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件について採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案

平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長野末陳平君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔野末陳平君登壇、拍手〕

○野末陳平君 ただいま議題となりました五法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案は、いわゆる補助金一括法において暫定措置が講じられていた国の補助金等について、国と地方の機能分担、費用負担のあり方等を勘案しつつ一体的な検討を行い、補助率等の恒久化等の措置を講じようとするものであります。

次に、平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案は、一般会計において承継した債務等の償還の延期及び政府管掌健康保険事業に係る一般会計からの繰り入れについて特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両法律案はそれぞれ多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付けられております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、租税特別措置の整理合理化を行うほか、特定

の居住用財産の買いかえ等の特例の創設、老人等の利子非課税制度の限度額の引き上げ等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、総理並びに関係当局に対し質疑を行いました、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わし、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、我が国の市場の一層の開放を図る見地等から、関税率、減免税還付制度等について所要の措置を行おうとするものであります。次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際開発協会の第十次増資の合意に伴い、政府が追加出資できるように所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、質疑を行いました、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より両法律案に反

対する旨の意見が述べられました。

討論を終わし、順次採決の結果、両法律案はそれぞれ多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関税法等一部改正案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより五案を一括して採決いたします。

五案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、五案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案

国民健康保険法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上二案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長細

谷昭雄君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔細谷昭雄君登壇、拍手〕

○細谷昭雄君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案についてであります。

被用者年金の制度間調整事業は、公的年金制度の一元化が完了するまでの間の当面の措置として、厚生年金及び共済年金に関して費用負担の調整を行うものであり、平成二年度から実施されているところであります。

本法律案は、この制度間調整事業について、運営の状況等を勘案し、平成四年度までの措置とされている日本鉄道共済組合に対して交付する調整交付金の特例減額措置等について、当分の間、継続しようとするものであります。

委員会におきましては、年金制度の一元化等年金改革の理念と見通し、鉄道共済年金の財政破綻の原因と自助努力のあり方、年金財政に関する情報公開の必要性等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の西山委員より本案に反対である旨の意見

が述べられました。

討論を終わし、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国民健康保険法の一部を改正する法律案についてであります。

本法律案は、近年における社会経済情勢の変化や人口の高齢化により、低所得者や高齢者の加入割合が著しく高まるなど、制度の構造的な問題によりその運営が不安定なものとなっている国民健康保険事業の運営の一層の安定化及び負担の公平化を図るため、当面の緊急措置として、平成五年度及び六年度において、財政安定化支援事業の制度及び財政基盤安定化措置に係る国庫負担の変

更等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、給付と負担の公平化等医療保険制度の見直し、保険料負担の平準化と地方財政措置の趣旨の徹底、保健施設事業の推進とゴールドプランの支援等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の西山委員より本案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わし、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

なお、両案に対してそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。環境特別委員長長松前達郎君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔松前達郎君登壇、拍手〕

○松前達郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、平成五年度から平成九年度までの五年間、政府は、引き続き、大気汚染の原因である物質を排出する自動車に係る費用負担分として、自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を公害健康被害補償予防協会に交付することとするものであります。

委員会におきましては、大気汚染とせんそく等との関係、健康被害予防事業への取り組み、地方自治体の健康被害救済策、自動車排出ガス対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決をいたしましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めるの件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。労働委員長田辺哲夫君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔田辺哲夫君登壇、拍手〕

○田辺哲夫君 ただいま議題となりました承認案件につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、札幌、仙台及び名古屋中公共職業安定所にレディス・ハローワーク事業を専門的に推進する出張所をそれぞれ設置することについて、地方自治法の規定に基づき国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、女性の就労動向、レディス・ハローワークの設置及び運営の状況、組織体制の拡充整備等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致を

もって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、新技術事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。科学技術特別委員長刈田貞子君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔刈田貞子君登壇、拍手〕

○刈田貞子君 ただいま議題となりました新技術

事業団法の一部を改正する法律案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新技術事業団に研究者の交流の促進に関する業務等を追加し、研究交流を総合的に促進する体制の整備を図るとともに、同事業団の移転に伴う主たる事務所の所在地に関する規定の改正等を行うものであります。

委員会におきましては、本案提出の背景、趣旨、国際研究交流の現状、科学技術特別研究員事業における身分、研究条件等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡委員から本法律案に対し反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し三項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長片上公人君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔片上公人君登壇、拍手〕

○片上公人君 ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事補の員数を七人増加するとともに、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十四人増加しようとするものであります。

委員会におきましては、裁判官増員の展望、家庭裁判所の充実強化等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長佐藤三吾君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔佐藤三吾君登壇、拍手〕

○佐藤三吾君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、固定資産税及び都市計画税につきまして、平成六年度の固定資産税の評価がえにおける土地の評価の適正化等に伴う税負担の調整を図るため、課税標準の特例措置の拡充及び前年度の税額を基礎としたならかな負担調整措置を講ずるとともに、個人住民税所得割の非課税限度額の引き上げ、個人事業税の事業主控除額の引き上げ、軽油引取税の税率の引き上げ等を行うこととし、あわせて、地方道路譲与税につきまして、地方道路税の税率引き下げに伴い、都道府県に対する譲与割合を引き下げるほか、国有資産等所在市町村交付金について所要の改正を行うこと等であります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、固定資産税の土地の評価方法の適正化、土地の評価がえに伴う税負担の調整措置と住民への周知、負担調整後の固定資産税の増収見込み、軽油引取税の暫定税率の引き上げ問題等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して有働委員より反対、日本社会党・護憲民主連合を代表して岩本委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

平成五年三月二十九日 参議院会議録第七号(その一)

議事日程追加の件 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案外一件

六

なお、本法律案につきましては、固定資産税に係る評価等の適正化を推進しつつ税負担が急増することのないように善処すること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長野沢太三君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔野沢太三君登壇、拍手〕

○野沢太三君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、旧ソ連、ユーゴスラビア、チェコスロバキアを構成していた各国の独立に伴い、グルジア、クロアチア、スロベニア、チェコ及びスロバキアに大使館を新設すること、ロシアのナホトカ総領事館を廃止し、ウラジオストクに総領事館を新設すること、在外職員の出動基本手当の基準額を改定すること等を主な内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、

エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長斎藤文夫君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔斎藤文夫君登壇、拍手〕

○斎藤文夫君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案の主な内容は、内外におけるエネルギー消費量の著しい増加、大量のエネルギーの消費が環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等のエネルギーをめぐる経済的、社会的環境の変化に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図るため、エネルギーの使用の合理化のための措置の拡充、石油代替エネルギーの導入を促進するための措置等を講じようとする

ものであります。

次に、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案の主な内容は、我が国の資源エネルギー事情、環境の保全に係る最近の事情その他の我が国経済をめぐる最近の諸事情の変化にかんがみ、新たな経済的環境に即応した資源エネルギーの合理的かつ適切な利用等を促進するため、エネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用に関する事業活動について、産業基盤整備基金による債務保証、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括議題として審議を進め、環境保全、経済成長、エネルギー需給の調和、省エネルギーの推進方策、省エネルギー及び新エネルギーの技術開発、再生資源の利用促進策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長守住有信君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔守住有信君登壇、拍手〕

○守住有信君 ただいま議題となりました法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、恩給年額及び各種恩給の最低保障額を本年四月分から二・六六%引き上げるほか、七十五歳以上の者に係る普通恩給及び普通扶助料の最低保障額並びに傷病者遺族特別年金の年額についてさらに引

き上げるとともに、寡婦加算及び遺族加算についても、その額を本年四月分からそれぞれ引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、恩給改定方式のあり方、各種加算の改善問題、戦後処理問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し七項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長吉川芳男君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔吉川芳男君登壇、拍手〕

○吉川芳男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における外国政府による漁業水域の管理の強化等に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、現行法の有効期間を平成十年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案提出の背景及び理由、水産加工資金貸し付けの運用状況、水産加工工業の体質強化策、水産加工品の輸入動向、我が国漁業を取り巻く状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し六項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長松浦功君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

平成五年三月二十九日 参議院会議録第七号(その一)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案、議事日程追加の件、道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案、議事日程追加の件、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

〔松浦功君登壇、拍手〕

○松浦功君 たいだいま議題となりました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、教育の一層の個性化を推進するため、平成五年度から十年度までの六年間で、公立の小中学校及び高等学校並びに特殊教育諸学校の学級規模と教職員配置の適正化を図ろうとするものであります。

小中学校においては、複数の教員の協力による指導等指導方法の工夫改善を行うための教職員の配置などの、また高等学校においては、全日制課程の普通科等の学級編制の標準を四十五人から四十人に引き下げるなど改善を行うこととしております。

委員会におきましては、小中学校及び高校職業科の学級編制を四十人に据え置いた理由、チームティーチングの教育効果及び多目的教室等学校施設の整備等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終了し、日本共産党高崎委員より修正案が提出されましたが、政府からは同案に対し反対である旨の発言がございました。

順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否

決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し九項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。建設委員長橘原敬義君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔橘原敬義君登壇、拍手〕

○橘原敬義君 たいだいま議題となりました道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、平成五年度を初年度とする新たな道路整備五カ年計画の作成、奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限の延長等、道路の整備に関し必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、第十一次道路整備五カ年計画の実施のための財源措置、五カ年計画における交通安全対策、渋滞対策、高速道路の採算性確保方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長前田勲男君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔前田勲男君登壇、拍手〕

○前田勲男君 たいだいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国会議員に支給される文書通信交通費の名称を文書通信交通滞在費に改め、その額を月額七十五万円から百万円にするほか、所要の規定の整備を行うとするものであります。

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長前田勲男君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

委員会におきましては、審査の結果、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件についてお諮りいたします。

議長は、本件につきまして議院運営委員会に諮りましたところ、議席に配付いたしました参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案のとおりとする旨の決定がございました。

〔議案は本号(その二)に掲載〕

○議長(原文兵衛君) 本規程案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本規程案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。
午後八時十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐 操君

山下 栄一君	荒木 清寛君	大久保直彦君	高桑 栄松君	岩崎 純三君	大河原太一郎君
鈴木 米治君	島袋 宗康君	黒柳 明君	井上 計君	山本 富雄君	清水嘉与子君
西川 潔君	風間 昶君	吉田 之久君	山田 勇君	鹿熊 安正君	片山虎之助君
横尾 和伸君	直嶋 正行君	世耕 政隆君	野末 陳平君	須藤良太郎君	平野 貞夫君
下村 泰君	喜屋武眞榮君	寺澤 芳男君	小池百合子君	南野知恵子君	松谷善一郎君
青島 幸男君	白沢 一良君	志村 哲良君	尾辻 秀久君	藤江 弘一君	服部三男雄君
武田 節子君	浜四津敏子君	合馬 敬君	細川 護熙君	野間 昶君	榑崎 泰昌君
江本 孟紀君	坪井 一字君	武田邦太郎君	吉村剛太郎君	北澤 俊美君	釘宮 磐君
関根 則之君	木庭健太郎君	矢野 哲朗君	山崎 正昭君	河本 三郎君	佐藤 静雄君
常松 克安君	片上 公人君	前島英三郎君	狩野 安君	佐藤 泰三君	清水 達雄君
猪熊 重二君	長谷川 清君	泉 信也君	上野 公成君	西田 吉宏君	真島 一男君
大島 慶久君	星野 朋市君	岡 利定君	加藤 紀文君	井上 章平君	陣内 孝雄君
中川 嘉美君	刈田 貞子君	河本 英典君	野村 五男君	二木 秀夫君	松浦 孝治君
牛嶋 正君	統 訓弘君	田村 秀昭君	木暮 山人君	野沢 太三君	永野 茂門君
足立 良平君	寺崎 昭久君	鎌田 要人君	石渡 清元君	永田 良雄君	藤田 雄山君
柳川 覺治君	吉川 博君	石川 弘君	省掛 哲男君	成瀬 守重君	大塚清次郎君
及川 順郎君	矢原 秀男君	中曾根弘文君	石井 道子君	斎藤 文夫君	下稻葉耕吉君
中西 珠子君	広中和歌子君	吉川 芳男君	守住 有信君	鈴木 貞敏君	田辺 哲夫君
猪木 寛至君	勝本 健司君	青木 幹雄君	小野 清子君	藤井 孝男君	倉田 寛之君
竹山 裕君	鶴岡 洋君	浦田 勝君	木宮 和彦君	上杉 光弘君	久世 公亮君
		石井 一二君	岡野 裕君	板垣 正君	岡部 三郎君
		大浜 方栄君	椎名 素夫君	板垣 卓志君	斎藤 十朗君
		松浦 功君	松尾 官平君	坂野 重信君	高藤 省吾君
		大木 浩君	宮澤 弘君	森山 眞弓君	鈴木 省吾君
		前田 勲男君	井上 吉夫君	井上 孝君	下条進一郎君
		遠藤 要君	林田悠紀夫君	紀平 悌子君	北 修二君
		沢田 一精君	佐々木 満君	新岡 正次君	村上 正邦君
		伊江 朝雄君	井上 裕君		小林 正君
					中尾 則幸君

栗原 君子君	石原健太郎君
大脇 雅子君	薬科 満治君
上山 和人君	村田 誠静君
谷畑 孝君	山田 健一君
種田 誠君	岩本 久人君
肥田美代子君	角田 義一君
日下部禮代子君	吉田 達男君
櫻井 規順君	西岡瑞子君
三上 隆雄君	堂本 曉子君
森 暢子君	三石 久江君
野別 隆俊君	庄司 中君
菅野 壽君	大湖 絹子君
竹村 泰子君	千葉 景子君
一井 淳治君	梶原 敬義君
稻村 稔夫君	久保田真留君
小川 仁一君	上野 雄文君
本岡 昭次君	鈴木 和美君
浜本 万三君	山本 正和君
矢田部 理君	大森 昭君
曾野 久光君	湖上 貞雄君
篠崎 年子君	青木 新次君
田 英夫君	峰崎 直樹君
今井 澄君	萩野 浩基君
西山登紀子君	三重野榮子君
喜岡 淳君	畠 正敏君

井上 哲夫君	高崎 裕子君
堀 利和君	北村 哲男君
前畑 幸子君	乾 晴美君
林 紀子君	深田 肇君
國弘 正雄君	谷本 嶺君
会田 長栄君	清水 澄子君
笹野 貞子君	池田 治君
吉川 春子君	渡辺 四郎君
及川 一夫君	山口 哲夫君
細谷 昭雄君	高井 和伸君
磯村 修君	有働 正治君
佐藤 三吾君	松前 達郎君
穂山 篤君	村沢 牧君
栗森 喬君	古川太三郎君
吉岡 古典君	市川 正一君
安永 英雄君	糸久八重子君
久保 巨君	瀬谷 英行君
星川 保松君	中村 鋭一君
藤澤 弘君	立木 洋君
上田耕一郎君	

厚生 大臣	丹羽 雄哉君
農林水産大臣	田名部匡省君
通商産業大臣	森 喜朗君
郵政 大臣	小泉純一郎君
労働 大臣	村上 正邦君
建設 大臣	中村喜四郎君
自治 大臣	村田敬次郎君
国務 大臣 (総務庁長官)	鹿野 道彦君
国務 大臣 (科学技術庁長官)	中島 衛君
国務 大臣 (環境庁長官)	林 大幹君

議長の報告事項

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員

辞任 補欠

風間 昶君 山下 栄一君

議院運営委員

辞任 補欠

高木 正明君 岡 利定君

松谷蒼一郎君 河本 英典君

山下 栄一君 風間 昶君

同日議員から次の議案が提出された。

介護休業等に関する法律案(中西珠子君外二名発議)(参第三号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

環境基本法案(閣法第六二号)

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六三号)

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案(閣法第六四号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを外務委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第六号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエル国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣法第七号)

気候変動に関する国際連合枠組条約の締結について承認を求めるの件(閣法第八号)

生物の多様性に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣法第九号)

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十五回国会参第三号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

寒冷地福祉手当支給事業促進法案(菅野壽君外九名発議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所の地盤の安全性並びに事故・火災事件等の通報体制に係る政府の認識と判断の根拠に関する質問主意書(稻村稔夫君提出)

同日本院は、北海道開発審議会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 伊江 朝雄君
同 榑崎 泰昌君

同日本院は、日本ユネスコ国内委員会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 森 暢子君

同日本院は、人事官に播谷実君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会委員に酒井守君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日議長は、社会保障制度審議会委員に次の本院

議員を推薦する旨内閣に通知した。

去る十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員
辞任
吉川 春子君 補欠 高崎 裕子君

決算委員
辞任
高崎 裕子君 補欠 吉川 春子君

同日内閣から次の議案が提出された。

不正競争防止法案(閣法第六七号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第六五号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

協同組織金融機関の優先出資に関する法律案(閣法第六六号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

参議院選挙区選出議員定数配分規定に関する質問主意書(猪熊重二君提出)

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員
辞任
高崎 裕子君 補欠 西山登紀子君

決算委員
辞任
吉川 春子君 補欠 高崎 裕子君

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

介護休業等に関する法律案(中西珠子君外二名発議)
同日内閣から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況の報告を受領した。

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員
辞任
櫻井 規順君 補欠 森 暢子君

同日本院は、地域農業振興法案(辻一彦君外五名提出)(衆第二号)

同日本院は、中山間地域等農業振興法案(辻一彦君外五名提出)(衆第三号)

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所の地盤の安全性並びに事故・火災事件等の通報体制に係る政府の認識と判断の根拠に関する質問主意書(稻村稔夫君提出)

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員
辞任
森 暢子君 補欠 櫻井 規順君

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

服部三男雄君

松谷蒼一郎君

荒木 清寛君

浜四津敏子君

林 紀子君

有働 正治君

栗森 喬君

乾 晴美君

同日内閣から、次の質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員猪熊重二君提出参議院選挙区選出議員定数配分規定に関する質問(答弁することが出来る期限 四月五日)

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

た。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

平成五年度一般会計予算

平成五年度特別会計予算

平成五年度政府関係機関予算

一、公聴会の問題 平成五年度総予算について

一、開会の日 平成五年三月二十五日

右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二条により承認を求めます。

平成五年三月十九日

予算委員長 遠藤 要

参議院議長 原文兵衛殿

去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

岩崎 純三君

河本 三郎君

松谷蒼一郎君

服部三男雄君

磯山 篤君

本岡 昭次君

浜四津敏子君

荒木 清寛君

有働 正治君

吉川 春子君

同日議長において、政治倫理審査会委員(増加分)を次のとおり指名した。

井上 吉夫君

伊江 朝雄君

篠崎 年子君

井上 計君

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

北 修二君

岩崎 純三君

久保 亘君

菅野 久光君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省アジア局長池田雄君の第二百二十六回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の

者を、第二百二十六回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省アジア局長事務代理 高野 紀元君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省アジア局長事務代理高野紀元君(同日議長承認)を、第二百二十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

河本 三郎君

岩崎 純三君

本岡 昭次君

磯山 篤君

長谷川 清君

江本 孟紀君

吉川 春子君

有働 正治君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第二百二十六回国会政府委員に任命することを承認した。

参議院運営委員

辞任

補欠

永田 良雄君

西田 吉宏君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

環境基本法案(馬場昇君外二名提出)(衆第四号)

同日内閣から、次の質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

参議院議員稲村稔夫君提出東京電力柏崎刈羽原子力発電所の地盤の安全性並びに事故・火災事件等の通報体制に係る政府の認識と判断の根拠に関する質問(答弁することが出来る期限 四月二十八日)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
外務省情報調査局長事務代理	七尾 清彦 (解職)	平五・三	

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第二百二十六回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省情報調査局長 鈴木 勝也君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省情報調査局長鈴木勝也君(同日議長承認)を、第二百二十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

渡辺 四郎君

補欠

山田 健一君

大蔵委員

辞任

山田 健一君

補欠

渡辺 四郎君

予算委員

辞任

江本 孟紀君

補欠

長谷川 清君

有働 正治君

西山登紀子君

島袋 宗康君

下村 泰君

同日人事院総裁から、国家公務員法第百三条第九項の規定に基づく平成四年の営利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。

同日議長は、アルバート・ゴア・アメリカ合衆国上院議長より、同議長の就任に際し発送した祝辞に対する礼状を受け受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 官職後の異動
官職名 年月日

人事官 佐野 弘吉 (任期満了) 平五・三三

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十六回国会政府委員に任命することを受領した。

人事官 播谷 実君

同日内閣総理大臣から議長宛、人事官播谷実君(同日議長承認)を、第百二十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

山田 健一君

補欠

渡辺 四郎君

大蔵委員

辞任

渡辺 四郎君

補欠

山田 健一君

農林水産委員

辞任

一井 淳治君

補欠

中尾 則幸君

運輸委員

辞任

下村 泰君

補欠

島袋 宗康君

通信委員

辞任

中尾 則幸君

補欠

一井 淳治君

予算委員

辞任

大河原太一郎君

補欠

藤田 雄山君

清水 澄子君

補欠

栗原 君子君

西山登紀子君

高崎 裕子君

下村 泰君

喜屋武眞榮君

真島 一男君

北澤 俊美君

高崎 裕子君

西山登紀子君

喜屋武眞榮君

下村 泰君

議院運営委員

辞任

補欠

栗原 君子君

清水 澄子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

農林水産委員会

理事 永田 良雄君 (永田良雄君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第五号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第九号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

外務委員会に付託

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

大蔵委員会に付託

国民健康保険法の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

厚生委員会に付託

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

農林水産委員会に付託

エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案(閣法第一六号)

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案(閣法第一七号)

商工委員会に付託

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)

通信委員会に付託

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三号)

建設委員会に付託

新技術事業団法の一部を改正する法律案(閣法第五号)

科学技術特別委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第五号)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 官職後の氏名 異動年月日

外務省アジア局長 高野 紀元 (解雇) 平五・三・二四

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を、第百二十六回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省アジア局長 池田 雄君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省アジア局長 池田雄君(同日議長承認)を、第百二十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

大久保直彦君

風間 昶君

大蔵委員

辞任

補欠

山田 健一君

堀 利和君

下村 泰君

島袋 宗康君

農林水産委員

辞任

補欠

中尾 則幸君

一井 淳治君

風間 昶君

大久保直彦君

運輸委員

辞任

補欠

堀 利和君

山田 健一君

島袋 宗康君

下村 泰君

通信委員

辞任

補欠

一井 淳治君

中尾 則幸君

予算委員

辞任

補欠

成瀬 守重君

泉 信也君

林田悠紀夫君

真島 一男君

星野 朋市君

永田 良雄君

栗原 君子君

清水 澄子君

堂本 晴子君

北村 哲男君

高崎 裕子君

有働 正治君

決算委員

辞任

補欠

西山登紀子君

高崎 裕子君

議院運営委員

辞任

補欠

泉 信也君

成瀬 守重君

清水 澄子君

栗原 君子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国会等の移転に関する特別委員

辞任

補欠

西田 吉宏君

前田 勲男君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

通信委員

理事 中村 鋭一君 (中村鋭一君の補欠)

同日議長は、次の内閣提出案を商工委員会に付託した。

不正競争防止法案(閣法第六七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第九号)

地方行政委員会に付託

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

大蔵委員会に付託

本日委員長から次の報告書が提出された。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三四号)審査報告書

国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案(閣法第一号)審査報告書

平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案(閣法第二号)審査報告書

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一一号)審査報告書

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)審査報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第二号)審査報告書

新技術事業団法の一部を改正する法律案（閣法第五号）審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第二二号）審査報告書

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）審査報告書

エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第一六号）審査報告書
エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案（閣法第一七号）審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第六号）審査報告書

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三九号）審査報告書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）審査報告書

書

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第四号）審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）審査報告書

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三号）審査報告書

国民健康保険法の一部を改正する法律案（閣法第二二号）審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第五号）審査報告書
関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第三二号）審査報告書

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三二号）審査報告書

官報

号外

平成五年三月二十九日

○第百二十六回 参議院會議録第七号(その二)

〔本号(その二)参照〕

審査報告書

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年三月二十九日

通信委員長 野別 隆俊

参議院議長 原文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電気通信システムの信頼性の向上を図るため、電気通信基盤充実事業に信頼性向上施設整備事業を加えるとともに、通信・放送機構の業務に信頼性向上施設整備事業の実施を促進するために必要な業務を追加する等の改正を行おうとするものであって、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成五年二月十九日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律

する法律

電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「高度通信施設」の下に「及び信頼性向上施設」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二条第二項中「施設整備事業」を「高度通信施設整備事業」に改め、同条第五項中「施設整備事業」を「高度通信施設整備事業、信頼性向上施設整備事業」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項第一号中「(電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。以下同じ。)」を削り、同項第四号中「(昭和五十九年法律第八十六号)」を削り、同項を同条第五項とし、同

条第二項の次に次の二項を加える。

8 この法律において「信頼性向上施設」とは、電気通信の用に供する次に掲げる施設であつて、電気通信システム(電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。以下同じ。)の信頼性を著しく高めるためのものをいう。

一 電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)の提供に支障が生じている場合又は生ずるおそれがある場合における当該支障の速やかな除去又は発生の防止を行うことを目的として設けられる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなる施設

二 専ら電気通信設備である線路(その附属設備を含む。以下この号において同じ。)を収容して当該線路の損傷を防止するための施設であつて、その中における当該線路の保守の作業が容易であるもの

4 この法律において「信頼性向上施設整備事業」とは、信頼性向上施設の整備を行う事業をいう。

第三条第一項中「施設整備事業」を「高度通信施設整備事業、信頼性向上施設整備事業」に改め、同条第二項第二号中「施設整備事業」を「高度通信施設整備事業」に改める。

第四条第二項第一号中「施設整備事業」を「高度通信施設整備事業」に改める。

第九条中「第二条第四項各号」を「第二条第六項各号」に改める。

第十三条第二号中「施設整備事業」を「高度通信施設整備事業又は信頼性向上施設整備事業」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第二条 日本開発銀行以外の出資者は、通信・放送機構(次項において「機構」という。)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、特定通信・放送開発事業実施円消化法(平成二年法律第三十五号)第九条第一項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)第六条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第三十二項中「電気通信事業者が、」の下に「電気通信基盤充実臨時措置法の一

平成五年三月二十九日 参議院会議録第七号(その二) 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

一八

部を改正する法律(平成五年法律第 号)による改正前の」を加え、同条第三十五項を第三十六項とし、第三十四項を第三十五項とし、第三十三項を第三十四項とし、第三十二項の次に次の一項を加える。

33 電気通信事業法第十二條第一項に規定する

第一種電気通信事業者が、電気通信基盤充実臨時措置法第五條第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二條第四項に規定する信頼性向上施設整備事業により電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日から平成七年三月三十一日までの間に新設した電気通信基盤充実臨時措置法第二條第三項第一号に掲げる電気通信設備又は償却資産である同項第二号に掲げる施設で、政令で定めるもの(電気通信事業法第六條第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供するものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該設備又は施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備又は施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

審査報告書

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成五年三月二十九日

通信委員長 野別 隆俊

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第三十七條第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成五年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

これらの収支予算等によれば、一般勘定の事業収入は五千五百三十六億七千万円、事業支出は五千三百二十四億九千万円であつて、二百一十一億八千万円の収入超過となり、このうち、百六十六億二千万円を資本支出に充当し、残余の四十五億六千万円を翌年度以降の財政安定のための繰越金とすることとしている。

また、事業計画においては、補完衛星の製作・打上げ計画の継続、放送施設及び放送会館等の整備、放送番組の充実刷新と国際放送の受信改善、受信料制度の周知徹底、積極的・効果的な営業活動の展開、放送番組・放送技術の向上に寄与する調査研究の推進等に重点を置いている。

これら収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上妥当な措置と認められる。
なお、別紙の附帯決議を行った。

附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一、放送の不偏不党と表現の自由の確保に一層努めること。

二、協会は、放送の社会的影響の重大性を再認識し、真実かつ公正な報道に徹し、自ら放送倫理の確立を図り、公共放送に対する国民の要望を反映しつつ信頼の確保・向上に努めること。
三、協会の最高意思決定機関である経営委員会に

ついては、従来の経緯にかんがみ、幅広く国民の意見をより反映できるよう、また、その機能が十分発揮されるよう特段に配慮すること。

一、協会は、放送環境の変化に対応した経営方針を確立し、公共放送としてふさわしい業務運営を適正かつ効率的に推進するとともに、職員の処遇についても配慮すること。

二、協会は、その経営が受信料を基盤としていることにかんがみ、経営内容を積極的に開示して受信料制度の理解の促進を図り、衛星契約を含む受信契約の締結と受信料の収納に努め、負担の公平を期すること。

一、衛星放送については、BS-4の円滑な調達等衛星放送の継続的・安定的な実施に万全を期すとともに、難視聴解消のために必要な放送を確保しつつ、衛星放送の特質を生かした放送番組を充実・向上させるほか、ハイビジョンの実用化の促進を図ること。

二、国際放送については、果たすべき役割の増大

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成五年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会平成五年度収支予算、事業計画及び資金計画

平成五年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成五年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信について、協会の締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。

前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特別措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を合せて10件以上契約した者が、一括して口座振替又はクレジットにより支払う場合は、前二項に定める受信

にかんがみ、放送番組の充実、受信の改善及び交付金の確保に努め、映像メディアによる国際交流を推進すること。

一、協会は、地域に密着した放送サービスの提供と地域から全国への情報発信を拡充し、地域文化の向上に資すること。

二、放送番組は、社会的・文化的に貴重な国民的財産であるため、その収集・保存・公開の充実・強化を図ること。
右決議する。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

平成五年三月二十五日

参議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 原 文兵衛殿

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カメラ契約、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込みにより支払う場合は、第1項及び第2項に定める訪問集金による受信料の額から別表第6に掲げる額を減することとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経費委員会の

議決を経て、各事項において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における船与の額が民間資金及び国等の船与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において船与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第6条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2. 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を借入金金の減額、又は借入金金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算における事業収支差金と事業収支差金受入れとの差額は、翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てられるため、その使用を繰り延べることができる。

前項の差額が、予算において予定する金額に比し増減するときは、経営委員会の議決を経て、前項の繰り延べることができる金額を増減することができる。

第10条 本予算中、資本収入において予定する長期借入金は放送債券に替えることができる。

は、それぞれ国際放送並びに選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

調査研究等に關係ある経費の支出に充てることができる。

平成5年度収支予算書

(單位 千円)

199,963,341	費費費費費費與費費費費出費	送送納策	放放收對報研	內際約信	國製受広調給退一減財特予	事業収支差金
4,587,099		究		查		
49,486,783		生		手燬価		
1,621,248		厚理却		當管債務		
2,578,622		支		別備		
6,024,056						
141,982,462						
48,380,998						
12,604,190						
46,800,000						
13,568,873						
1,457,000						
3,000,000						
21,174,488						

(単位 千円)

資 本 支 出 充 当	
翌年度以降の財政安定のための繰越金	16,623,000 4,551,488

(資本収支) (単位 千円)

款	項	金 額
資 本 収 入		83,973,000
	業 収 支 差 金 受 入 れ	16,623,000
	業 収 支 差 金 受 入 れ	46,800,000
	業 収 支 差 金 受 入 れ	1,538,000
	業 収 支 差 金 受 入 れ	6,750,000
	業 収 支 差 金 受 入 れ	8,680,000
	業 収 支 差 金 受 入 れ	3,602,000
資 本 支 出		83,973,000
	建 設 費	59,500,000
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 繰 入 れ	1,100,000
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 繰 入 れ	4,806,000
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 繰 入 れ	6,750,000
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 繰 入 れ	12,917,000
資 本 収 支 差 金		0

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、5,532 億 3,896 万 2 千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、5,310 億 3,547 万 4 千円であり、経常収支差金は、222 億 348 万 8 千円である。

(受託業務等勘定) (事業収支) (単位 千円)

款	項	金 額
事 業 収 入	受 託 業 務 等 収 入	680,000
事 業 支 出	受 託 業 務 等 費	696,000
	受 託 業 務 等 費	577,000
	受 託 業 務 等 費	18,000
事 業 収 支 差 金		85,000

事業収支差金 8,500 万円と受託業務等費の間接経費 5 億 1,500 万円を合わせた 6 億円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第 2 契約種別・支払区分

契 約 種 別	契 約 内 容
カ ラ ー 契 約	衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
普 通 契 約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約
衛星カラー契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
衛星普通契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約
特 別 契 約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約

支払区分

契 約 種 別	契 約 内 容
訪 問 契 約	協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払
口 座 振 替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
総 統 振 込	協会の指定する金融機関、郵便局等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払

別表第 3 受信料額

契 約 種 別	支 払 区 分	月 額	6 か月前払額	12 か月前払額
カ ラ ー 契 約	訪 問 契 約	1,370円	7,800円	15,200円
	口 座 振 替	1,320円	7,510円	14,630円
普 通 契 約	訪 問 契 約	890円	5,100円	9,940円
	口 座 振 替	840円	4,810円	9,370円
衛星カラー契約	訪 問 契 約	2,300円	13,140円	25,610円

	口 座	振 込	2,250円	12,850円	25,040円
	訪 問	集 金	1,880円	10,440円	20,350円
衛 星 普 通 契 約	口 座	振 込	1,770円	10,150円	19,780円
	訪 問	集 金	1,040円	5,920円	11,540円
特 別 契 約	口 座	振 込	980円	5,680円	10,970円
	訪 問	集 金			

別表第4 受信料額(沖縄県)

契 約 種 別	支 払 区 分		月 額	6か月前払額	12か月前払額
	訪 問	集 金			
カ ラ ー 契 約	口 座	振 込	1,220円	6,980円	13,600円
	訪 問	集 金	1,170円	6,690円	13,030円
普 通 契 約	口 座	振 込	740円	4,280円	8,340円
	訪 問	集 金	680円	3,990円	7,770円
衛 星 カ ラ ー 契 約	口 座	振 込	2,160円	12,820円	24,010円
	訪 問	集 金	2,110円	12,030円	23,440円
衛 星 普 通 契 約	口 座	振 込	1,680円	9,620円	18,750円
	訪 問	集 金	1,630円	9,380円	18,180円

別表第5 多数契約一括支払における割引額

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
	衛 星 カ ラ ー 契 約	衛 星 普 通 契 約 特 別 契 約
50件未満	200円	
50件以上100件未満	230円	80円
100件以上	300円	

ただし、衛星カラー契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第6 団体一括支払における割引額

契 約 種 別	割 引	額
衛 星 カ ラ ー 契 約	すべての契約件数を対象に、	
衛 星 普 通 契 約	契約件数1件あたり	月額 250円
特 別 契 約		

平成5年度事業計画

1 計画概説

世界が冷戦構造の終焉から新たな秩序づくりに向け模索する中で、我が国においても、社会・経済のさまざまな面でそのあり方や仕組みが問われようとしている。また、人々の価値観や生活様式も多様化が進み、放送を取り巻く環境は、多メディア・多チャンネル時代に向けて大きく変化している。

こうした状況のもと、平成5年度における日本放送協会の事業運営は、視聴者の期待と要望にこたえ、調和のとれた多様で豊かな放送サービスを一層充実し、経営財源確保のため、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努め、あわせて経営全般にわたり効率的な業務運営を徹底し、視聴者により一層信頼される公共放送を実現していく。

(1) テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョン放送局、中波放送局及びFM放送局の建設を行うとともに、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。また、補充衛星の製作・打上げ計画を引き続き取り進める。

(2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、番組の充実刷新を図り、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。

また、第40回衆議院議員総選挙及び第17回冬季オリンピック・リレハメル大会の放送番組を特別編成する。

(3) 国際放送については、日本の実情を正しく諸外国に伝えて国際間の相互理解に貢献するとともに、諸外国との経済・文化交流を一層促進するため、番組の充実刷新を行い、あわせて受信の改善に努める。

(4) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(5) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意向の把握と反映に努める。

(6) 調査研究については、新しい技術の開発研究をはじめ、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国の放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率的な運営を一層積極的に推進して、能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 衛星放送の継続確保のため、次期放送衛星の調達法人が新たに設立されるが、同法人に対して出資を行う。また、放送及びその受信の進捗発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。

(9) 放送法第9条第8項に基づき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。

2 建設計画

建設計画については、新放送施設の整備に68億9,000万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に106億7,000万円、演習所の整備に62億3,700万円、放送番組設備の整備に270億5,400万円、研究設備等の整備に86億4,900万円、総額595億円をもって施行する。

(1) 新放送施設整備計画

衛星放送の継続的・安定的実施に万全を期するため、補完衛星の製作・打上げ計画を引き続き取り進めるほか、衛星放送地上設備の整備を行うとともに、ハイビジョン設備の整備を行う。

これらに要する経費は、68億9,000万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

外国電波混信等による難視聴地域に対し、補完的に、テレビジョン放送局を建設する。また、県域放送のためのテレビジョン放送局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新等を行う。

これらに要する経費は、85億9,000万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

受信の改善を図るため、中波放送局及びFM放送局を建設するほか、老朽の著しいラジオ放送機器の更新等を行う。

これらに要する経費は、20億8,000万円である。

(4) 演習所整備計画

放送会館については、広域放送会館の建設を継続するとともに、大阪放送会館、長野放送会館及び大分放送会館の整備のための諸準備を取り進める。

これらに要する経費は、62億3,700万円である。

(5) 放送番組設備整備計画

非常災害時等における緊急報道機能の確保を図るため、ニュース・番組の制作送出機器の整備を行うとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行う。また、老朽の著しい番組制作送出機器の更新等を行う。

これらに要する経費は、270億5,400万円である。

(6) 研究設備、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備の整備を行うほか、宿舍等の整備を行う。

これらに要する経費は、55億9,900万円である。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、30億5,000万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

7 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、広く一般を対象とした総合的な放送として、放送時間は1日18時間を基本とし、年間を通して特別編成を随時、機動的かつ集中的に実施するなど、弾力的な放送時間とする。番組内容については、激動する内外の諸情勢について公正な報道に徹するとともに、視聴者の幅広い関心につなぐ、生活感覚を重視した情報を多角的に提供するなど、ニュース・情報番組の刷新・強化を図り、あわせて充足感ある大型企画番組を積極的に編成する。また、夜間の番組を中心に、豊かで多彩な教養・娯楽番組を開発する。なお、音声多重放送において、視力障害者向けの解説放送を実施するとともに、文字多重放送において、聴力障害者向けの字幕番組を実施し、障害者向けサービスの拡充に努める。

教育放送は、1日18時間を基本とした放送時間とし、学校放送番組を含む幅広い文化・教育・実用番組を編成し、知的関心や心の豊かさを求める時代の要請にこたえ、時代を見据える教養番組や生涯学習に資する番組を集中的に編成するとともに、障害者向け番組を編成する。衛星放送については、第1テレビジョンは、国際情報やスポーツを中心とする専門情報を1日24時間放送し、特に欧米やアジアのニュースを中心に効果的に編成する。第2テレビジョンは、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、視聴者にとって魅力ある特別番組を積極的に開発するなど文化・娯楽番組を中心とした編成を行い、技術実験時間を除き1日23時間20分放送する。

ラジオ放送については、第1放送は、1日19時間を基本とした弾力的な放送時間とし、生活様式の多様化に即応したニュース・生活情報を提供するとともに、緊急報道に万全を期する。第2放送は、1日18時間30分放送し、体系的な部学番組や学校放送番組、多様な教養番組を編成して、生涯学習番組等の充実を図る。また、FM放送は、1日19時間放送し、高音質の特性を生かして、クラシック音楽を基本に、多様な音楽番組を提供する。

地域から全国への情報発信を拡充するとともに、地域放送については、それぞれの地域に応じたきめ細かな情報の提供と地域の課題に取り組み番組の充実を図ることとし、総合放送で1日2時間、第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間50分を基本とした弾力的な放送時間により、地域情報番組を提供する。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

また、日本から世界に向けた映像情報の発信が少ない現状を引き続き改善し、あわせて海外在留の日本人に対して情報を提供することを目的として、日本やアジアの情報を世界に向けて積極的に提供する。

なお、ハイビジョンについては、引き続き試験放送に参画し、映像文化の新たな可能性を追求する番組開発を積極的にに行い、普及促進に努める。

これらに要する経費は、番組制作に1,481億6,386万5千円、番組の編成企画等に113億4,198万円で、総額1,594億584万5千円である。

4 放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、454億5,749万6千円である。

以上により、国内放送費総額は、1,989 億 6,334 万 1 千円となり、前年度 1,861 億 5,055 万 9 千円に対して、128 億 1,278 万 2 千円の増額となる。

(2) 国際放送

国際放送については、放送時間を 1 日 7 時間 30 分拡充して 60 時間とし、日本の実情をいち早く正しく諸外国に伝え、国際間の相互理解に貢献するとともに、諸外国との経済・文化交流を一層促進し、あわせて海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、番組の充実刷新を行う。また、海外中継等を拡充して、受信改善を図る。

このため、総額 45 億 8,709 万 9 千円となり、前年度 42 億 8,475 万 4 千円に対して、3 億 5,234 万 5 千円の増額となる。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、積極的・効果的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

このため、総額 494 億 8,678 万 3 千円となり、前年度 479 億 7,449 万 4 千円に対して、15 億 1,228 万 9 千円の増額となる。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するほか、衛星放送受信の積極的な普及活動を行い、あわせて受信者の把握に努める。

このため、総額 16 億 2,124 万 8 千円となり、前年度 15 億 6,426 万 1 千円に対して、5,698 万 7 千円の増額となる。

(5) 広報

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固なものとするため、多様で効果的な経営広報を展開するとともに、視聴者との交流・対話活動を強化する。

このため、総額 25 億 7,862 万 3 千円となり、前年度 24 億 8,961 万 9 千円に対して、1 億 8,900 万 4 千円の増額となる。

(6) 調査研究

調査研究については、放送の発展を図るため、視聴者の意向的確な把握を行うとともに、放送番組の向上に資する調査研究を行う。また、新しい技術の開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、総額 60 億 2,405 万 6 千円となり、前年度 56 億 4,861 万 5 千円に対して、3 億 7,544 万 1 千円の増額となる。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、総額 1,419 億 8,246 万 2 千円である。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職者の減等により、総額 488 億 8,099 万 3 千円となり、前年度 523 億 1,245 万 9 千円に対して、34 億 8,146 万 6 千円の減額となる。

(9) 一般管理

一般管理については、効率的な業務運営を一層徹底して、経費の節減を図るが、諸税公課の増

等により、総額 126 億 419 万円となり、前年度 120 億 1,466 万 5 千円に対して、5 億 8,952 万 5 千円の増額となる。

(10) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。これらに係る収入は 6 億 8,000 万円、支出は 5 億 9,500 万円である。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

7 有料契約見込件数

区	分	平成 5 年度	平成 4 年度	増	減
年度	初頭契約件数	27,289,000	28,139,000	△	850,000
年度	内新規契約件数	2,023,000	2,092,000	△	69,000
年度	内解約件数	2,383,000	2,942,000	△	109,000
年度	内増加契約件数	△	850,000		40,000

4 受信料免除見込件数

区	分	平成 5 年度	平成 4 年度	増	減
年度	初頭免除件数	723,000	717,000		6,000
年度	内新規免除件数	30,000	28,000		2,000
年度	内解約件数	26,000	22,000		4,000
年度	内増加免除件数	4,000	6,000	△	2,000

(2) 普通契約

7 有料契約見込件数

区	分	平成 5 年度	平成 4 年度	増	減
年度	初頭契約件数	987,000	1,107,000	△	110,000
年度	内新規契約件数	65,000	65,000		0
年度	内解約件数	176,000	175,000		0
年度	内増加契約件数	△	110,000		0

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成5年度	平成4年度	増	減
年度初頭免除件数		160,000	164,000	△	4,000
年度内新規免除件数		2,000	8,000	△	1,000
年度内解約件数		5,000	7,000	△	2,000
年度内増加免除件数		△	4,000		1,000

(3) 衛星カラー契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成5年度	平成4年度	増	減
年度初頭契約件数		5,126,000	3,777,000		1,349,000
年度内新規契約件数		1,675,000	1,586,000		89,000
年度内解約件数		366,000	237,000		129,000
年度内増加契約件数		1,309,000	1,349,000	△	40,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成5年度	平成4年度	増	減
年度初頭免除件数		10,000	7,000		3,000
年度内新規免除件数		3,000	3,000		0
年度内解約件数		0	0		0
年度内増加免除件数		3,000	3,000		0

(4) 衛星普通契約

有料契約見込件数

区	分	平成5年度	平成4年度	増	減
年度初頭契約件数		32,000	22,000		10,000
年度内新規契約件数		14,000	13,000		1,000
年度内解約件数		4,000	3,000		1,000
年度内増加契約件数		10,000	10,000		0

(5) 特別契約

有料契約見込件数

区	分	平成5年度	平成4年度	増	減
年度初頭契約件数		5,000	4,000		1,000
年度内新規契約件数		1,000	1,000		0
年度内解約件数		0	0		0
年度内増加契約件数		1,000	1,000		0

(参考1)

有料契約見込総数

区	分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	衛星普通契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数		27,289,000	997,000	5,126,000	32,000	5,000	33,449,000
年度内増加契約件数		810,000 △	110,000 △	1,309,000	10,000	1,000	400,000
年度末契約件数		26,479,000	887,000	6,435,000	42,000	6,000	33,849,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数		235,000	11,000	18,000	1,000	265,000
年度内増加契約件数		0 △	1,000	4,000	0	3,000
年度末契約件数		235,000	10,000	22,000	1,000	268,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		4,870,000	21,689,000	730,000	27,289,000
年度内増加契約件数		△ 1,022,000	△ 321,000	533,000	810,000 △
年度末契約件数		3,848,000	21,368,000	1,263,000	26,479,000

上記のうち沖繩県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数		183,000	50,000	2,000	235,000
年度内増加契約件数		△ 1,000	△ 1,000	2,000	0
年度末契約件数		182,000	49,000	4,000	235,000

(2) 普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	数	357,000	608,000	31,000	997,000
年度内増加契約件数	数	△ 60,000	△ 69,000	19,000	△ 110,000
年度末契約件数	数	297,000	540,000	50,000	887,000

上記のうち沖繩県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数	10,000	1,000	△	11,000
年度内増加契約件数	1,000	0	△	1,000
年度末契約件数	9,000	1,000		10,000

(3) 衛星カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	510,000	4,503,000	113,000	5,126,000	
年度内増加契約件数	32,000	1,180,000	97,000	1,309,000	
年度末契約件数	542,000	5,683,000	210,000	6,435,000	

上記のうち沖繩県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	5,000	12,000	1,000	18,000	
年度内増加契約件数	0	4,000	0	4,000	
年度末契約件数	5,000	16,000	1,000	22,000	

(4) 衛星普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	7,000	24,000	1,000	32,000	
年度内増加契約件数	0	9,000	1,000	10,000	
年度末契約件数	7,000	33,000	2,000	42,000	

(5) 特別契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	1,000	2,000	2,000	5,000	
年度内増加契約件数	0	1,000	0	1,000	
年度末契約件数	1,000	3,000	2,000	6,000	

上記のうち沖繩県の区域における受信契約件数

区	分	口座振替	合計
年度初頭契約件数	1,000	1,000	
年度内増加契約件数	0	0	
年度末契約件数	1,000	1,000	

5 要員計画

区 分		要 員 数
事業運営関係		13,394人 213
合 計		13,607

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内 330 人の削減を見込んだものである。

1 資金計画の概要 平成 5 年度資金計画

平成 5 年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額 6,240 億 8,578 万 2 千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額 6,235 億 4,433 万 3 千円をもって施行する。

2 入金部
受信料については、受信料収入予算5,342億1,177万8千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収入額5,305億2,783万6千円を予定する。
長期借入金については、36億200万円を予定する。

このほか、固定資産売却代金5億600万円、放送債券償還積立資産の戻入れ67億5,000万円、建設積立資産の戻入れ86億6,000万円、国際放送関係等交付金収入21億7,171万2千円、有価証券の売却480億3,000万円、受取利息その他の入金287億8,523万4千円を見込む。
以上により入金額は、総額6,240億8,578万2千円である。

3 出金部
事業経費4,670億1,195万1千円、建設経費595億円、放送債券の償還67億5,000万円、長期借入金返済123億1,700万円、出資11億円、放送債券償還積立資産への繰入れ43億600万円、有価証券の購入541億2,000万円、支払利息その他の出金184億8,988万2千円を合わせ出金額は、総額6,235億4,438万8千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の詳細は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有 金	37,505,406	40,123,984	33,751,350	40,425,104	37,505,406
2 入 受 信 料	164,127,391	119,383,644	179,041,089	161,583,658	624,085,782
長期借入金	157,566,767	102,391,872	172,421,543	98,147,649	530,527,836
固定資産売却代金	59,100	308,400	0	3,602,000	3,602,000
放送債券償還積立資産戻入れ	0	0	59,100	82,400	509,000
建設積立資産戻入れ	0	0	0	6,750,000	6,750,000
交付金収入	444,192	444,192	458,022	825,306	2,171,712
有価証券売却	100,000	12,600,000	100,000	35,280,000	48,080,000
受取利息その他の入金	5,957,332	3,589,180	6,002,419	8,236,303	23,785,234
3 出 金	161,508,803	125,708,288	172,367,335	163,961,907	623,544,333
事業経費	106,668,068	107,607,659	123,903,725	123,832,499	467,011,951
建設経費	11,164,465	12,639,885	13,838,686	21,857,164	59,500,000
放送債券償還	0	0	0	6,750,000	6,750,000
長期借入金返済	12,317,000	0	0	0	12,317,000
出 資	235,000	182,500	647,500	35,000	1,100,000
放送債券償還積立資産繰入れ	0	0	0	4,306,000	4,306,000

有 価 証 券 購 入	28,110,000	100,000	25,810,000	100,000	54,120,000
支払利息その他の出金	3,014,270	5,176,444	3,167,424	7,081,244	18,439,382
4 期 末 資 金 有 高	40,123,984	33,751,350	40,425,104	38,046,855	38,046,855

日本放送協会平成5年度収支予算、事業計画及び資金計画に附する郵政大臣の意見
放送法(昭和25年法律第182号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成5年度収支予算、事業計画及び資金計画に附する意見は次のとおりである。

平成5年2月

郵 政 大 臣

日本放送協会平成5年度収支予算、事業計画及び資金計画に附する意見
日本放送協会(以下「協会」という。)の平成5年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当なものと認める。

なお、平成5年度は、協会が平成元年度に策定した「平成2～6年度経営計画」の4年度目に当たり、協会は、経営計画を上回る事業収支差金を計上するとともに、翌年度以降の財政安定のための繰越金としては46億円を計上しているが、平成6年度以降の協会の財政は厳しい状況となることが考えられる。

協会は、この状況を深く認識し、事業計画等の実施に当たっては、極力長期にわたり受信者の負担増を来さないため、経費の節減と受信料収入の確保に努め、特に下配の点に配慮すべきである。

記

1 協会は、協会の財政が受信者の負担する受信料を基礎としていることを認識し、視聴者の意向を十分に把握するとともに、豊かな放送番組の提供と公正な報道を行い、放送番組の充実・向上に努めること。

2 協会は、継続的・安定的な衛星放送の実施を図りその充実・普及に資するよう努めること。

また、衛星第2放送においては、放送普及基本計画の趣旨にのっとり、難視聴解消を目的とする放送を十分確保していくこと。

3 協会は、受信料の公平負担と経営の安定化の観点から、受信者の移動管理の徹底、契約の締結及び受信料の収納の促進を図るとともに、特に、衛星契約については、受信者の確実な把握と契約の締結に努めること。

4 協会は、国際放送の果たす役割を認識し、国際放送の一層の充実・強化に努めること。

また、協会は、諸外国に対し、できるだけ外国語による映像の放送番組の提供に努めるなど映像による放送番組の交流を積極的に推進すること。

5 協会は、ハイビジョンの円滑な発達・普及を図るため、試験放送の番組の充実を図るほか、積極的にハイビジョンソフトの開発・制作を行うこと。

6 協会は、新しい技術の開発研究をはじめ、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を積極的に行うこと。

7 協会は、その出資に当たっては、放送法の規定に基づき、公共放送としての協会の在り方にふさわしいものとする。

(一) 漁港法第二十條第二項及び第三項に規定する費用について

港灣の区分		事業の区分		事業主体		国庫の負担割合又は補助割合	
重要港灣	水域施設又は外郭施設の建設又は改良(重要な工事に限る。)	係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良	国	港灣管理者	十分の八・五	十分の八	国庫の負担割合又は補助割合
避難港	水域施設又は外郭施設の建設又は改良	係留施設の建設又は改良	国	港灣管理者	十分の八・五	十分の八	国庫の負担割合又は補助割合
地方港灣	水域施設又は外郭施設の建設又は改良	係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良	国	港灣管理者	十分の八・五	十分の八	国庫の負担割合又は補助割合

漁港法の第二十条第二項及び第三項に規定する費用について	
第一種漁港	外郭施設又は水域施設の修築
第二種漁港	係留施設の修築
第三種漁港	係留施設の修築

事業の区分		事業主体		国庫の負担割合又は補助割合	
重要港灣	係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良	国	港灣管理者	十分の八・五	十分の八
避難港	係留施設の建設又は改良	国	港灣管理者	十分の八・五	十分の八
地方港灣	係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良	国	港灣管理者	十分の八・五	十分の八

(二) 道路法第五十六條に規定する費用について

道路の区分		事業の区分		事業主体		国庫の補助割合	
第四種漁港	外郭施設又は水域施設の修築	係留施設の修築	国	港灣管理者	十分の八・五	十分の八	十分の六(本土と離島及び離島と離島を連絡する橋梁の建設又は改良に係るものにあつては、三分の二)
道路の区分	事業の区分	事業主体	国庫の補助割合	十分の九に改め、同表空港の項中「十分の九」を「十分の八」に改め、同表保育所の項中「三分の二」を「十分の五・五」に改め、同表砂防設備の項中「十分の八・五」を「鹿児島県知事又は市町村長が施行する場合にあつては三分の二(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急砂防事業(以下「緊急砂防事業」という。))に係るものにあつては十分の八・五、再度災害を防止するために施行する砂防工事であつて緊急砂防事業に係るもの以外のものにあつては十分の七)以内、主務大臣が施行する場合にあつては十分の八(緊急砂防事業に係るものにあつては十分の八・五)	十分の八・五	十分の八	十分の六(本土と離島及び離島と離島を連絡する橋梁の建設又は改良に係るものにあつては、三分の二)

別表四中「百分の九十」を「百分の八十」に改め、同表(四)から(六)までの規定中「三分の二」を「十分の五・五」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第三条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成五年度」を「平成四年度」に改める。

別表道路の項中「十分の九」を「十分の八」に改め、同表港灣の項中「外かく施設、けい留施設」を「外郭施設、係留施設」に、「十分の九・五」を

「十分の九に改め、同表空港の項中「十分の九」を「十分の八」に改め、同表保育所の項中「三分の二」を「十分の五・五」に改め、同表砂防設備の項中「十分の八・五」を「鹿児島県知事又は市町村長が施行する場合にあつては三分の二(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急砂防事業(以下「緊急砂防事業」という。))に係るものにあつては十分の八・五、再度災害を防止するために施行する砂防工事であつて緊急砂防事業に係るもの以外のものにあつては十分の七)以内、主務大臣が施行する場合にあつては十分の八(緊急砂防事業に係るものにあつては十分の八・五)

平成五年三月二十九日 参議院會議録第七号(その二) 国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案

の十以内」に改め、同表海岸の項中「十分の十」を「十分の九・五(国以外の者の行う事業にあつては、十分の九)」に改め、同表河川の項中「十分の十」を「十分の九」に改める。

(琵琶湖総合開発特別措置法の一部改正)

第六条 琵琶湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「第二項の下に」及び「第二項」を加え、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に、「こゝを」を「超える」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

事業の区分	国の負担割合の範囲
一 河川法第四十一条に規定する一級河川の改良工事(政令で定めるものを除く。)	四分の三以内
二 砂防法第一条に規定する砂防工事	四分の三以内
三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道の設置又は改築で政令で定めるもの	四分の三以内
四 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設、廃止若しくは変更又は区画整理(政令で定めるものを除く。)	百分の五十五以内
五 森林法第四十一条第二項に規定する保安施設事業(政令で定めるものを除く。)	国が行う保安施設事業にあつては四分の三以内、府県が行う保安施設事業にあつては十分の六以内、(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として実施されるものにあつては、四分の三)以内
六 道路法第二条第一項に規定する道路の新設又は改築で政令で定めるもの	四分の三以内

2 総合開発事業のうち森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第九十三条に規定する林道の開設又は拡張に係る経費に対する国の負担割合については、政令で、同条の規定に基づく政令で定める割合を超える割合を定めることができる。

附則第六項の前の見出し中「平成五年度」を「平成四年度」に改め、同項第一号中「昭和二十六年法律第二百四十九号」を削る。

附則第七項及び第九項中「平成五年度」を「平成四年度」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第八条関係)

事業の区分	昭和五十九年度以前各年度	昭和六十年年度	昭和六十一年度から平成四年度までの各年度
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用道路の新設又は変更その他の政令で定める事業	十分の七以内	十分の六・五以内	十分の六以内
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第二項に規定する保安施設事業(政令で定めるものを除く。)	四分の三以内	三分の二以内	十分の六以内
河川法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する一級河川の改良工事(政令で定めるものを除く。)	四分の三以内	三分の二以内	十分の六以内
河川法第五十一条に規定する二級河川の改良工事(政令で定めるものを除く。)	三分の二以内	十分の六以内	十分の五・五以内
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事	四分の三以内	三分の二以内	十分の六以内
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条第三号の市町村道路の新設又は改築(政令で定めるものを除く。)	四分の三以内	四分の三以内	三分の二以内

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

第七条 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項から第八項までを次のように改める。

て第二条第二項の規定により指定された指定ダムに係るものについての第九条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる事業の国の負担割合の範囲は、別表第一の規定にかかわらず、指定ダムの第二条第二項の規定に係る次の表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める範囲とする。

義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)第二十三条第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合しようとすることに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)

三分の二以内	十分の六以内	十分の五・五以内
--------	--------	----------

4 整備事業で平成四年度までの各年度において第二条第三項の規定により指定された指定湖沼水位調節施設に係るものについての第九条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる事業の国の負担割合の範囲は、別表第二の規定にかかわらず、指定湖沼水位調節施設の第二条第三項の指定に係る次の表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める範囲とする。

事業の区分	国の負担割合の範囲		
	昭和五十九年度以前各年度	昭和六十年年度	昭和六十一年度から平成四年度までの各年度
土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設若しくは変更又は区画整理で政令で定めるもの	十分の五・五以内	二分の一以内	二分の一以内
河川法第四条第一項に規定する一級河川の改良工事(政令で定めるものを除く。)	四分の三以内	三分の二以内	十分の六以内

5 整備事業で昭和五十九年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての道路法第五十条第一項の規定の適用については、同項中「負担するものとする」とあるのは、「負担するものとする。ただし、建設大臣が国道の新設又は改築を行う場合において、当該新設又は改築が長大橋、トンネル等の特に大規模な工事であつて、政令で定める基準を超えるものに係るときは、国の負担率を四分の三とすることができ」とし、当該整備事業についての河川法第六十条第一項の規定の適用については、同項中「改良工事のうち政令で定める大規模な工事(次項において「大規模改良工事」という。)に要する費用にあつてはその十分の三」とあるのは、「河川法施行法(昭和三十三年法律第六十八号)第五条に規定

するダムに関する工事その他政令で定める大規模な工事に要する費用にあつてはその四分の一」とする。

6 整備事業で昭和六十年年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

読み替へる規定	読み替へられる字句	読み替へる字句	
		昭和五十九年度以前各年度	昭和六十年年度
豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十三年法律第七十三号)第十五条第一項	平成四年度までの各年度にあつては三分の二(昭和六十一年度にあつては十分の六、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては十分の五・五)とし、平成五年度から平成十三年までの各年度にあつては十分の五・五	平成十三年までの各年度においては、三分の二	平成十三年までの各年度においては、十分の六
豪雪地帯対策特別措置法第十五条第二項	平成四年度までの各年度にあつては三分の二(昭和六十一年度にあつては十分の六、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては十分の五・五)とし、平成五年度から平成十三年までの各年度にあつては十分の五・五	平成十三年までの各年度においては、三分の二	平成十三年までの各年度においては、十分の六
過疎地域活性化特別措置法(平成二十一年法律第十五号)第二十一条第一項並びに別表教育施設等の項及び消防施設の項	十分の五・五	三分の二	十分の六
過疎地域活性化特別措置法別表児童福祉施設の項	十分の五・五(国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあつては、三分の二)	三分の二	十分の六(国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあつては、三分の二)
公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第百五十二号)附則第五項	十分の五・五	三分の二	十分の六

平成五年三月二十九日 参議院會議録第七号(その二) 国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律

1111

義務教育諸学校施設費国庫負担法附則第三項	平成四年度までの各年度においては三分の二（政令で定める）市町村の設置するものにあつては、七分の四とし、当該市町村の設置するものを除き、昭和六十年度にあつては、十分の六とし、当該市町村の設置するものを含め、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては、十分の五・五とし、平成五年度から平成九年度までの各年度においては十分の五・五	平成九年度までの各年度においては三分の二（政令で定める）市町村の設置するものにあつては、七分の四とし、当該市町村の設置するものを含め、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては、十分の五・五とし、平成五年度から平成九年度までの各年度においては十分の五・五	平成九年度までの各年度においては十分の六（政令で定める）市町村の設置するものにあつては、七分の四とし、当該市町村の設置するものを含め、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては、十分の五・五とし、平成五年度から平成九年度までの各年度においては十分の五・五
積雪寒冷特別地域に於ける道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）第六条	除雪に係るものにあつては、その三分の二を、防雪又は凍雪害の防止に係るものにあつては、その十分の六	その三分の二	その三分の二
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）第十条第三項	十分の五・五	三分の二	十分の六
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）別表	十分の五・五	三分の二	十分の六

河川法第六十 条第二項	奥地等産業開 発道路整備臨 時措置法(昭和 三十九年法律 第九十五号) 第五條第 二項		道路整備緊急 措置法(昭和 三十三年法律 第三十四号) 第四條	地すべり等防 止法(昭和三十 三年法律第二 十九号)	
堤防の欠損等の危険な状況 に対処するために施行する	十分の五・五		十分の七(土地区画整理事 業に係るものにあつては、 十分の五・五)	当該地すべり防止工事が災 害による土砂の崩壊等の危 険な状況に對處するため に施行する緊急地すべり対策 事業に係るものであるとき は三分の二を、当該地すべ り防止工事が再度災害を防 ずるために施行する土砂の 崩壊等の危険な状況に對處 するためには、緊急地すべ り対策事業に係るものは十 分の五・五	急砂防事業ニ係ルモノナル トキハ三分ノ二當該砂防工 事ガ再度災害ヲ防止スル為 ニ施行スルモノニシテ又ハ 火山地帯ニ於テ火山噴出狀 象ノ因リ著シク被害ヲ受ケ ルモノアル地域ニ於テ施行 スル崩壊等ノ危険ナル状 況ニ對處スル為ニ施行スル 緊急砂防事業ニ係ルモノ以 外ノ砂防事業ニ係ルモノ 五・五ヲ國庫ノ負担割合ト ス
改良工事に要 する費用の三	四分の三		四分の三(土地 区画整理事 業に係るもの にあつては、 三分の二)	三分の二	当該地すべり 防止工事が災 害による土砂 の崩壊等の危 険な状況に對 應するためには 、緊急地すべ り対策事業に 係るものでは ないときは十 分の一である ものと見做さ れるものを除 くは、三分の 二と見做され るものと見る べきである。
堤防の欠損等 の危険な状況	三分の二		十分の七(土地 区画整理事 業に係るもの にあつては、 十分の六)	当該地すべり 防止工事が災 害による土砂 の崩壊等の危 険な状況に對 應するためには 、緊急地すべ り対策事業に 係るものでは ないときは十 分の一である ものと見做さ れるものを除 くは、三分の 二と見做され るものと見る べきである。	ノ崩壊等ノ危 険ナル狀況ニ 對處スル為ニ 施行スル緊急 砂防事業ニ係 ルモノナルト キハ三分ノ二 割合トス
堤防の欠損等 の危険な状況	十分の六(建設大臣が行うものは、三分の二)	十分の七(土地 区画整理事 業に係るもの にあつては、 十分の六)	十分の七(土地 区画整理事 業に係るもの にあつては、 十分の六)	当該地すべり 防止工事が災 害による土砂 の崩壊等の危 険な状況に對 應するためには 、緊急地すべ り対策事業に 係るものでは ないときは十 分の一である ものと見做さ れるものを除 くは、三分の 二と見做され るものと見る べきである。	土砂ノ崩壊等 ノ危險ナル狀 況ニ對處スル 為ニ施行スル 緊急砂防事業 ニ係ルモノナ ルトキハ三分 ノ二割合トス ノ負担割合ト ス

前三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについては、他の法律の規定に基づき政令の規定により国の負担割合につき従来の割合を下回る割合が定められた場合においては、政令で、当該規定を適用しない旨その他の特例を定めることができる。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

事業区分	国の負担割合の範囲
土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用道路の新設又は変更その他の政令で定める事業	十分の五・五以内

分の二（河川
法施行法（昭
和第三十九年
律第三百六十
号）第五十八
規定するダム
に関する工事
その他政令で
定める大規模
な工事に要す
る費用にあつ
ては、四分の
三）

六は、その十分の一の費用に要するものとする。

[illegible]

森本法第四十一條第二項に規定する保安施設事業（政令で定めるものを除く。）	十分の六以内
河川法第四條第一項に規定する一級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	十分の五・五以内
河川法第五條第一項に規定する二級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	十分の五・五以内
砂防法第一條に規定する砂防工事	十分の六以内
道路法第三條第三号の都道府県道及び同條第四号の市町村道の新設又は改築（政令で定めるものを除く。）	三分の二以内
水道法第三條第三項に規定する簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設	十分の四以内
義務教育諸学校施設費国庫負担法第二條第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合しよとすることに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買取その他これに準ずる方法による取得を含む。）	十分の五・五以内
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一條の五第三項に規定する診療所の新設又は改築	二分の一以内

事業の区分	国の負担割合の範囲
土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設若しくは変更又は区画整理で政令で定めるもの	二分の一以内
河川法第四条第一項に規定する一級河川の改良工事（政令で定めるものを除く）	十分の五・五以内

環境の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第八條 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第五條の見出しを「(国の負担又は補助の割合

の特例」に改め、同条に次の三項を加える。

3 明日香村整備計画に基づいて行われる道路
法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一
項に規定する道路の改築の事業で政令で定め
るものに係る経費に対する国の負担又は補助
の割合は、当該事業に関する法令の規定にか
かわらず、四分の三(土地区画整理事業に係

るものにあつては、三分の二の範囲内で政令で定める割合とする。

4 明日香村整備計画に基づいて行われる河川法(昭和三十一年法律第六十七号)第四十四条第一項に規定する一般河川のうちの管理を県知事が行うものとされた指定区間内のものの改良工事の事業に係る経費に対する国の負担の割合は、同法の規定にかかわらず、三分の二とする。

5 明日香村整備計画に基づく事業で次の各号に掲げるものに係る経費に対する国の負担又は補助の割合については、当該各号に規定する法律に基づく政令に定める負担又は補助の割合を超える割合を政令で定めることができる。

一 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築

二 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業

附則第七条の見出し中「平成五年度」を「平成四年度」に改め、同条第一項第二号中「(昭和三十一年法律第六十七号)」を削り、同条第三項中「平成五年度」を「平成四年度」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「当分の間」を「平成四年度までの間」に改める。

附則第七項見出しを含む。中「平成五年度」を「平成四年度」に改める。

(過疎地域活性化特別措置法の一部改正)

第十条 過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項(見出しを含む)中「平成五年度」を「平成四年度」に改める。

別表教育施設の項中「三分の二」を「十分の五・五」に改め、同表児童福祉施設の項中「三分の二」を「十分の五・五」(国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあつては、三分の二)に改め、同表消防施設の項中「三分の二」を「十分の五・五」に改める。

第二章 大蔵省関係

(地震再保険特別会計法の一部改正)

第十一条 地震再保険特別会計法(昭和四十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し及び同項を次のように改める。

(一般会計からの繰入れの特例)

2 第四条第一項の規定は、当分の間、第十三条第一項の規定による借入金のある年度を除き、適用しない。

第三章 文部省関係

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第十二条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

一時金並びに旅費に改める。

附則第二項中「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)第三条の五及び第九十六条第一項」を削り、「附則第二百二十条の下に(第一項第一号を除く。)」を加える。

附則中第三項を削り、第四項を第三項とする。

附則第五項中「とし、平成五年度においては十分の一」を削り、同項を附則第四項とし、附則第六項を附則第五項とする。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

第十三条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「旅費」を「退職年金及び退職一時金並びに旅費」に改める。

附則第五項中「三分の二」を「十分の五・五」に改める。

附則第六項中「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)第三条の五及び第九十六条第一項」を削り、「附則第二百二十条の下に(第一項第一号を除く。)」を加える。

附則中第七項を削り、第八項を第七項とする。

附則第九項中「平成五年度」を「平成四年度」に改め、同項を附則第八項とし、附則第十項を附

則第九項とする。

附則第十一項中「とし、平成五年度においては十分の一」を削り、同項を附則第十項とし、附則第十二項を附則第十一項とする。

(義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正)

第十四条 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和四十八年度から平成四年度までの各年度においては」を削り、「「かかわらず、」を「かかわらず、昭和四十八年度から平成四年度までの各年度においては」に、とし、平成五年度から平成九年度までの各年度においては十分の五・五とする」に改める。

第四章 農林水産省関係

(漁港法の一部改正)

第十五条 漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項及び第三項を次のように改める。

2 国以外の者が第三種漁港又は第四種漁港について漁港修築事業を施行する場合には、第三条第一号の基本施設の修築に要する費用は、次の表の上欄及び中欄に定める区分に従い、それぞれその下欄に定める割合を国において負担する。

施行者		負担割合	
地方公共団体	第三種漁港	国	の負担割合
	第四種漁港		
		北海道にあつては百分の七十(保留施設については、百分の六十)、その他の地域にあつては百分の五十(特定第三種漁港の外郭施設については、三分の二)	
		北海道にあつては百分の七十(保留施設については、百分の六十)、その他の地域にあつては百分の五十(保留施設については、百分の五十)	

水産業協同組合	
第三種漁港	北海道にあつては百分の九十(係留施設については、百分の七十五)、その他の地域にあつては、特定第三種漁港については百分の七十(係留施設については、百分の六十)、その他の第三種漁港については百分の六十(係留施設については、百分の五十)
第四種漁港	北海道にあつては百分の九十(係留施設については、百分の八十)、その他の地域にあつては百分の七十五(係留施設については、百分の六十)

3 国以外の者が第一種漁港又は第二種漁港について漁港修築事業を施行する場合には、第三條第一号の基本施設の修築に要する費用は、次の表の上欄に定める区分に従い、それぞれその下欄に定める割合をもつて、国は、当該漁港修築事業の施行者に補助する。

施行者	国の補助割合
地方公共団体	北海道にあつては百分の七十(係留施設については、百分の六十)、その他の地域にあつては百分の五十
水産業協同組合	北海道にあつては百分の九十(係留施設については、百分の七十)、その他の地域にあつては百分の五十

附則第二項及び第三項中「当分の間」を「平成四年度までの間」に改める。

附則第七項中「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成三年度及び平成四年度」に改める。

(森林法の一部改正)

第十六条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成三年度及び平成四年度」に改める。

(海岸法の一部改正)

第十七条 海岸法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「国及び」を「国がその三分の二を、」に、「それぞれその二分の一を」その三分の一に改め、ただし書を削る。

附則第五項(見出しを含む)中「平成五年度」を「平成四年度」に改める。

第五章 運輸関係

(港灣法の一部改正)

第十八条 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「水域施設又は外かく施設については、その工事に要する費用の十分の十までを、けい、留施設については、その工事に要する費用の十分の七・五までを、」を「その工事に要する費用を三分の二までを」に改め、同条第三項中「外かく施設」を「外郭施設」に、「国がその十分の七・五を、港灣管理者がその十分の二・五をそれぞれを」を「国と港灣管理者がそれぞれその十分の五を」に改める。

第四十三条中「ものの外」を「もののほか」に、「第四号」を「第三号」に、「左に」を「次に」に改め、第一号を削り、同条第二号中「特定重要港湾以外の」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号中「外かく施設、けい、留施設」を「外郭施設、係留施設」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第五十二条第二項中「第四十二条第五項」を「同条第三項中「国と港灣管理者がそれぞれその十分の五を」とあるのは「国がその三分の二を、港灣管理者がその三分の一をそれぞれ」と、同条第五項」に改め、同条第三項第一号中「十分の二・五」を「三分の一」に改める。

第五十五条の六の見出し中「国庫負担等」を「費用の負担」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

当分の間、政令で定める重要港灣(特定重要港灣を除く)において、第五十二条第一項の規定により運輸大臣が自ら次の工事をする場合については、同条第二項において準用する第四十二条第一項中「費用は、国と港灣管理者がそれぞれその十分の五を負担する」とあるのは、「費用の三分の二までを国において負担することができ」とする。

第五十五条の六第二項を削り、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改め、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削る。

当分の間、前項の重要港灣において、第五十二条第一項の規定により運輸大臣が自ら次の工事をする場合については、同条第三項第二号中「十分の五」とあるのは、「三分の一以上十分の五以下の範囲内で運輸大臣が定める割合」とする。

附則第十一項の前の見出し中「及び平成三年度から平成五年度まで」を「平成三年度及び平成四年度」に改め、同項中「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成三年度及び平成四年度」に改める。

附則第十二項中「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成三年度及び平成四年度」に改める。

附則第二十項中「第五十五条の六第二項において準用する場合を含む。」を削り、「第四十二条第四項中」を「同項中」に改める。

(北海道開発のため港灣工事に関する法律の一部改正)

第十九条 北海道開発のため港灣工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「外かく施設」を「外郭施設」に、「十分の九・五」を「十分の七・五」に、「十分の〇・五」を「十分の二・五」に、「けい、留施設」を「係留施設」に、「十分の七・五を、港灣管理者がその十分の二・五を」を「十分の六を、港灣管理者がその十分の四に改める。

第三条第二項中「前条に」を「同条第一項中「国がその十分の七・五」とあるのは「国がその十分の八・五」と、港灣管理者がその十分の二・五」とあるのは「港灣管理者がその十分の一・五」と、「十分の六」とあるのは「三分の二」と、「十分の四」とあるのは「三分の一」と、同条第二項に」に改める。

附則第三項及び第四項中「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成三年度及び平成四年度」に改める。

平成五年三月二十九日 参議院會議録第七号(その二) 国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第二十條 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
附則第二項の前の見出し及び同項を次のように改める。

(一般会計からの繰入れの特例)

2 第五十條(第五十六條第一項において準用する場合を含む。)及び第八十二條第二項の規定は、当分の間、適用しない。
(空港整備法の一部改正)

第二十一條 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「百分の七十五」を「三分の二」に、「百分の二十五」を「三分の一」に改める。

第八條第一項中「百分の七十五」を「百分の五十五」に、「百分の二十五」を「百分の四十五」に改め、同條第四項中「百分の七十五」を「百分の五十五」に改める。

附則第三項の見出し中「及び平成三年度から平成五年度まで」を「平成三年度及び平成四年度に改め、同項中「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成三年度及び平成四年度に改める。

(特定港湾施設整備特別措置法の一部改正)

第二十二條 特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号中「十分の一・四五」を「十分の二・三五」に改め、同項第三号中「十分の三・二五」を「十分の四」に改め、同項第四号中「十分の一」を「十分の一・四五」に改め、同條第二項中「十分の十」とあるのは「十分の八」と、「十分の七・五」とあるのは「十分の六」を「三分の二」とあるのは「十五分の八」に改める。
附則第二項の見出し中「及び平成三年度から

平成五年度まで」を「平成三年度及び平成四年度に改め、同項中「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成三年度及び平成四年度に改める。

第六章 建設省関係

(砂防法の一部改正)

第二十三條 砂防法(明治三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「三分ノ二」を「二分ノ一」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ当該砂防工事ガ災害ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ルモノナルトキハ三分ノ二当該砂防工事ガ再度災害ヲ防止スル為ニ施行スルモノニシテ又ハ火山地、火山麓若ハ火山現象ニ因リ著シキ被害ヲ受クルノ虞アル地域ニ於テ施行スルモノニシテ災害ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ルモノ以外ノモノナルトキハ十分ノ五・五ヲ国庫ノ負担割合トス
第五十條中「及び平成三年度ヨリ平成五年度迄ノ各年度」を「平成三年度及平成四年度に改める。

(道路法の一部改正)

第二十四條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第五十條第一項ただし書を削り、同條第二項中「国及び都道府県がそれぞれその二分の一」を「国がその十分の五・五を、都道府県がその十分の四・五に、但し」を「ただし」に改める。
第五十六條中「道路に関する調査又は」を「道路に関する調査に要する費用についてはその三分の一以内を、」に、「三分の一」を「二分の一」に改める。
附則第二項中「及び平成三年度から平成五年

度までの各年度」を「平成三年度及び平成四年度に改める。

(積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正)

第二十五條 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第六條中「基いて」を「基ついて」に、「その三分の二」を「除雪に係るものにあつてはその三分の二を、防雪又は凍雪害の防止に係るものにあつてはその十分の六」に改める。

附則第二項中「平成五年度」を「平成四年度」に改める。

(地すべり等防止法の一部改正)

第二十六條 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十九條を次のように改める。

(都道府県知事の施行する地すべり防止工事に要する費用の一部負担)

第二十九條 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事の施行する地すべり防止工事に要する費用の二分の一を負担する。ただし、溪流において施行する地すべり防止工事及びこれと一体となつて直接溪流に土砂を排出することを防止するために施行する地すべり防止工事については、当該地すべり防止工事が災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係るものであるときは三分の二を、当該地すべり防止工事が再度災害を防止するために行うものであるときは二分の一を負担する。緊急地すべり対策事業に係るもの以外のものは、緊急地すべり対策事業に係るもの以外のものとする。

附則第六條の見出し中「及び平成三年度から平成五年度まで」を「平成三年度及び平成四年度に改め、同條中「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成三年度及び平成四年度に改める。

(河川法の一部改正)

第二十七條 河川法(昭和三十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十條第一項中「行なう」を「行ふ」に、「改良工事に要する費用については、その三分の一を、改良工事のうち政令で定める大規模な工事(次項において「大規模改良工事」という。)に要する費用にあつてはその十分の三、その他の改良工事に要する費用にあつてはその三分の一、維持及び修繕に要する費用にあつてはその十分の四・五」に改め、同條第二項中「行なう」を「行ふ」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、国は、政令で定めるところにより、当該費用のうち、堤防の欠損等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係る改良工事に要する費用にあつてはその三分の二を、再度災害を防止するために施行する改良工事であつて又は大規模改良工事であつて、堤防の欠損等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係るもの以外のものに要する費用にあつてはその十分の五・五を、その他の改良工事に要する費用にあつてはその二分の一を負担する。

附則第三項中「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成三年度及び平成四年度に改め、同條中「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成三年度及び平成四年度に改める。

(河川法施行法の一部改正)

第二十八條 河川法施行法(昭和三十一年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「昭和四十五年三月三十一日から起算して五年を下らない範囲内において政令で定める日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

附則第三項中「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成三年度及び平成四年度」に、「から平成五年度までの各年度」において「を」及び平成四年度において「に」改める。

(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)

第二十九条 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「三分の二」を「十分の五・五」に改める。

附則第三項の前の見出し及び同項中「平成五年度」を「平成四年度」に改める。

第七章 自治省関係

(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正)

第三十条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十三年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

(通常の国の負担割合の特例)

6 開発指定事業で新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)第三條第二項の規定の適用を受けるもの、琵琶湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第六十四号)第八條第一項又は第二項の規定の適用を受けるもの及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)第五條第三項から第五項までの規定の適用を受けるものについて第三條第一項の規定を適用する場合とは、同項中「経費に対する通常の国の負担割合」とあるのは、「経費について平成四年度において適用することとされている通常の国の負担割合(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)第五條第三項の規定の適用を受ける特定事業で政令で定めるものにあつては、同項の

るのは、「経費について平成四年度において適用することとされている通常の国の負担割合(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)第五條第三項の規定の適用を受ける開発指定事業で政令で定めるものにあつては、同項の国の負担又は補助の割合」とする。

附則第七項から第十三項までを削る。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第三十一条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「第三條」を「第三條第一項」に、「同条」を「第三條」に改める。

附則に次の一項を加える。

(通常の国の負担割合の特例)

5 特定事業で新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第三條第二項又は第三項の規定の適用を受けるもの、琵琶湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第六十四号)第八條第一項の規定の適用を受けるもの及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第五條第三項又は第五項の規定の適用を受けるものについて第五條第一項の規定を適用する場合とは、同項中「経費に対する通常の国の負担割合」とあるのは、「経費について平成四年度において適用することとされている通常の国の負担割合(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)第五條第三項の規定の適用を受ける特定事業で政令で定めるものにあつては、同項の

国の負担又は補助の割合」とする。

(新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第三十二条 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「行なわれる」を「行われる」に改め、「法令の規定の下に(次項及び第三項の規定を含む)」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項に、「こえる」を「超える」に、「同法同条」を「同条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業のうち道路法(昭和二十七年法律第百八号)第二條第一項に規定する道路の舗装その他の改築に要する経費に対する国の負担割合については、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、四分の三(土地区画整理事業に係るものにあつては、三分の二)の範囲内で政令で特別の定めをすることが出来る。

3 空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業のうち下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二條第二号に規定する下水道の設置又は改築に要する経費に対する国の負担割合については、同法第三十四條の規定に基づく政令に定める補助の割合を超える割合を政令で定めることができる。

第五條中「第三條第一項」を「第三條第四項」に改める。

附則第三項の前の見出し、同項及び第五項中「平成五年度」を「平成四年度」に改める。

附則に次の一項を加える。

(平成五年度の特例)

6 空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業に要する経費に対する平成五年度における国の負担割合については、義務教育諸学校施設費国庫負担法附則第三項中「平成五年度

から平成九年度までの各年度においては十分の五・五とあるのは、「平成五年度においては三分の二(政令で定める市町村の設置するものにあつては、七分の四)」として同項の規定を適用する。

別表中「別表」を「別表(第三條関係)」に改め、同表道路の項中「(昭和二十七年法律第百八号)」を削り、

を

に改め、

同表生活環境施設の項中「(昭和三十三年法律第七十九号)」を削り、「十分の五・五」を「四分の三の範囲内で政令で定める割合」に、「十分の五」を「三分の二の範囲内で政令で定める割合」に改め、同表消防施設の項中、

に改める。

の二を

に改める。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第三十三條 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第七條(見出しを含む)中「平成五年度」を「平成四年度」に改める。

別表中「別表」を「別表(第三條関係)」とし、「三分の二」を「十分の五・五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

平成五年三月二十九日 参議院會議録第七号(その二)

国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案 平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案 三八

2 この法律(第十一條及び第二十條の規定を除く。)

による改正後の法律の規定は、平成五年度以降の年度の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)

(地方財政法の一部改正)

8 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第一号中「旅費」を「退職年金及び退職一時金並びに旅費」に改め、同條第一号の二中「経費を含む」を「経費を除く」に改める。

第三十四條第一項第四号中「旅費」を「退職年金及び退職一時金並びに旅費」に改め、同項第五号中「経費を含む」を「経費を除く」に改める。

(国の補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正)

4 国の補助金等の臨時特例等に関する法律(平成三年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四條中「から平成五年度までの各年度」を「及び平成四年度」に改める。

附則第二項中「平成三年度から平成五年度までの各年度の特例に係る規定」を削り、「平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成三年度及び平成四年度」に改め、「平成三年度及

び平成四年度の特例に係るものにあつては平成三年度及び平成四年度とし、」を削り、「並びに平成三年度から平成五年度までの各年度」を「並びに平成三年度及び平成四年度」に、「平成六年度」を「平成五年度」に改め、「平成三年度及び平成四年度の特例に係るものにあつては平成五年度とし、」を削り、「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を「及び平成三年度及び平成四年度」に改める。

(養育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

5 養育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「及び平成五年度」を削り、「平成六年度」を「平成五年度」に、「補助並びに」を「補助及び」に改める。

(義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

6 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第三條及び第四條を削る。

附則第一項中「この法律中第一條及び第二條並びに次項の規定は」を「この法律は、」に改め、「第三條及び第四條並びに附則第三項及び第四項の規定は平成六年四月一日から」を削る。

附則第二項の見出し中「及び平成五年度」を削り、同項中「(以下この項において「改正後の負担法」という。)

及び(以下この項において「改正後の特別措置法」という。)

を削り、「平成四年度の予算」を「平成四年度及び改正後の特別措置法附則第十一項の規定中平成五年度の特別措置に係る部分」に改め、平成五年度以前に支出される国の負担を除く。及び平成五年度に係る経費につき平成六年

度以降の年度に支出される国の負担についてそれぞれを削る。

附則第三項及び第四項を削る。

(離島振興法の一部を改正する法律の一部改正) 離島振興法の一部を改正する法律(平成四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二條を次のように改める。

第二條 削除

審査報告書 平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成五年三月二十九日 大蔵委員長 野末 陳平 参議院議長 原 文兵衛殿

要領書 一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成五年度における租税収入の動向等にかんがみ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金のうち一般会計に帰属したものと並びに日本国有鉄道及び日本国有鉄道清算事業団の債務のうち一般会計において承継したものの償還の特例に関する措置を定めるとともに、一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例に関する措置を定めるものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用 本法律施行に伴う平成五年度一般会計の歳出節減額は、約八千二百八十三億円である。

附帯決議 政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 承継債務の繰延べ等は、あくまで臨時緊急の措置として慎重に取り扱い、それぞれの制度・施策の運営に支障を生じない範囲で行われ、歯止めを有しているものに限り配慮するとともに、各歳出項目についての徹底した洗い直しや、制度・施策の根本に踏み込んだ見直しを幅広く進めること。

財政投融資の運用に当たっては、社会経済情勢や国民のニーズの変化に的確に対応して、対象分野や対象事業について見直しを行うこと。

一 政府管掌健康保険事業に係る国庫補助の繰入特例措置及びその利子については、同保険事業に対する国民の信頼保持のため、国及び政府管掌健康保険の財政状況等を勘案しつつ、できる限り速やかな繰戻しに努めるとともに、保健福祉施設事業について、質的な充実はもとより、その計画的推進を図ること。

右決議する。

平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

平成五年二月二十五日 衆議院議長 櫻内 義雄 参議院議長 原 文兵衛殿

平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案

平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律(昭和五十九年法律第三十七号)附則第三項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち同項の規定により平成五年度に償還するものとされている金額並びに日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度に

例) 二 一般会計において承継した債務等の償還の特

第一条 政府は、地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第三十七号)附則第三

項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち同項の規定により平成五年度に償還するものとされている金額並びに日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度に

において緊急に講ずべき特別措置に関する法律 (昭和六十二年法律第七十六号) 第二条第一項及び日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律 (平成二年法律第四十五号) 第二条第二項の規定により一般会計において承認した債務のうち平成五年度において償還すべき金額については、それぞれその償還を延期することができる。この場合において、当該延期に係る金額については、十年 (五年以内の償還期間を含む。) 以内に償還しなければならぬ。

(一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例)

第二条 政府は、平成五年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰入れについては、同年度の健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第七十条ノ三第一項及び第二項に規定する国庫補助に係るものについて、これらの額の合算額から千三百億円を控除して、繰り入れるものとする。

2 政府は、後日、政府の管掌する健康保険事業の適正な運営が確保されるために、各年度における厚生保険特別会計健康勘定の収入支出の状況等を勘案して、予算の定めるところにより、千三百億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に当該勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

附 則

この法律は、平成五年四月一日から施行する。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年三月二十九日

大蔵委員長 野末 陳平

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、エネルギー使用の合理化等に係る試験研究費の税額控除の特例措置、農業経営の基盤の強化を推進するための準備金、特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置、老人等の利子所得の非課税限度額に係る特例措置等の新設並びに不動産等に係る相続税の延納利子税の引下げ、揮発油税及び地方道路税の税率の改正等を行うほか、法人が支払を受ける利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例措置の新設を行うとともに、プログラム等準備金の見直し等既存の特例措置の整理合理化を図り、あわせて、交際費の損金不算入制度、住宅用家屋の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法律案施行に伴う平成五年度における租税増収見込額は、約七百九十億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 国民の理解と信頼に基づく税制の確立のため、引き続き、公平・公正の見地から税制全般にわたる不断の見直しを進めるとし、特に不公平税制の是正、資産課税の一層の適正化については格段の努力を行うこと。

一 各種準備金・特別償却等の企業関係の租税特別措置については、政策目的及び政策効果の観点から、従来にまして徹底した整理合理化を進めるとともに、各種引当金のあり方等について今後とも検討すること。併せて、赤字法人、公益法人課税について、社会的責任及び公益負担の側面等を踏まえ、その課税のあり方を引き続き検討すること。

一 居住用財産の買換え特例については、昭和六十三年に廃止に至った経緯にかんがみ、地価の動向も含めて実施期間中の適用状況に十分注意しつつ、今後とも、土地政策との整合性を損なうことのないよう留意すること。

一 土地問題の根本的解決へ向けて、適正な地価水準の実現と地価高騰の再発防止が必要不可欠であるとの観点から、土地基本法の理念の下、土地に対する税負担の公平を確保しつつ土地政策に資するため、地価税制度の定着を図るとともに、地価税の創設に伴う増収分の使途については、創設時の論議、その他の諸事情を踏まえ、引き続きその具体的内容を検討すること。

優及び財形貯蓄の非課税制度については、非課税限度額を含むそのあり方につき、それぞれの政策目的及び適切な利子課税体系に配慮しつつ、適宜検討を行うこと。

一 酒類の販売については、未成年者の飲酒防止等の観点から、酒類業界が今後とも適切な対応に努めるよう指導すること。

一 自動車関係諸税については、社会経済情勢等の推移に即応しつつ、そのあり方について幅広く検討すること。

一 複雑、困難であり、高度の専門的知識を要する職務に従事する国税職員について、変動する納税環境、職務の一層の複雑化・国際化及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境の充実及び定員の二層の確保等につき特段の努力を行うこと。

一 納税者意識の向上のための啓発活動の充実及び納税者の応接のための庁舎環境の改善など、納税者サービスの二層の向上を図るよう努めること。

右決議する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年三月二十五日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 原 文兵衛殿

平成五年三月二十九日 参議院會議録第七号(その二) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十号の四」を「第二十号の五」に、「第三十六号の五」を「第三十六号の六」に、「第五十七号の八」を「第五十七号の九」に、「第四節 協同組合の課税の特例(第五十九条・第六十一条)」を「第四節 協同組合の課税の特例(第五十九条・第六十一条)」に、「第六十二号の三」を「第六十二号の四」に、「第六十八号の五」を「第六十八号の六」に、「第八十七号の二」を「第八十七号の三」に、「第九十一条・第九十二条」を「第九十一条・第九十二条」に、「第九十三条・第九十四条」を「第九十三条・第九十四条」に改める。

第二号第一項第一号を同項第一号の二とし、同項第一号として次の一号を加える。

一 国内又は国外 それぞれ所得税法第二号第一項第一号又は第二号に規定する国内又は国外をいう。

第二号第二項第二号中「同法の施行地」を「第一号に規定する国内に、同法の施行地外」を「同法の施行地」に改め、同条第二項第一号中「同法の施行地」を「国内」に改め、同号を同項第一号の二とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 国内又は国外 それぞれ法人税法第二号第一号又は第二号に規定する国内又は国外をいう。

第三号第一項中「所得税法の施行地」を「国内」に、「同法第二十三号第一項」を「所得税法第二十三号第一項」に改める。

第三号第二項中「所得税法の施行地」を「国内」に、「同法第二十四号第一項」を「所得税法第二十四号第一項」に改める。

第三号第三項中「所得税法の施行地外の地域」を「国外」に、「同法第二十三号第一項」を「所得地」に改める。

第三号第三項中「所得税法の施行地外の地域」を「国外」に、「同法第二十三号第一項」を「所得地」に改める。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

税法第二十三号第一項に、「当該地域」を「国外」に、「同法の施行地(以下この条において「国内」という。))」を「国内」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(老人等の郵便貯金の利子所得の非課税等に係る限度額の特例)

第三号の四 国内に住所を有する個人で所得税法第九号の二第一項に規定する老人等(次項及び次条において「老人等」という。であるものが、平成六年一月一日以後に預入をする同法第九号の二第一項に規定する郵便貯金に係る同条の規定の適用については、同項中「三百万円」とあるのは、「三百五十万円」とする。

2 国内に住所を有する個人で老人等であるものが、平成六年一月一日以後に所得税法第十号第一項に規定する預入等をする同項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券に係る同条の規定の適用については、同条第七項第一号中「三百万円」とあるのは、「三百五十万円」とする。

第四号第一項中「所得税法の施行地」を「国内」に、「同法第九号の二第一項に規定する老人等(以下この項において「老人等」という。))」を「老人等」に改め、「もの(以下この項の「及び第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 国内に住所を有する個人で老人等であるものが、平成六年一月一日以後に購入する公債に係る前二項の規定の適用については、前項において準用する所得税法第十号第七項第一号中「三百万円」とあるのは、「三百五十万円」とする。

第四号の二第七項中「五百万円」を「五百五十万円」に改める。

第四号の三第七項中「五百万円」を「五百五十万円」に、「三百五十万円」を「三百八十五万円」に改める。

第六号第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「所得税法の施行地外の地域」及び「当該地域」を「国外」に、「同法の施行地」を「国内」に改める。

第六号第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「所得税法の施行地外の地域」及び「当該地域」を「国外」に、「同法の施行地」を「国内」に改める。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

第八号第一項中「所得税法の施行地」を「国内」に、「同法」を「所得税法」に改める。

第八号の二第二項中「所得税法の施行地」を「国内」に、「同法第二十四号第一項」を「所得税法第二十四号第一項」に改める。

第八号の三第三項中「所得税法の施行地外の地域」を「国外」に、「同法第二十四号第一項」を「所得税法第二十四号第一項」に、「当該地域」を「国外」に、「同法の施行地(以下この条において「国内」という。))」を「国内」に改める。

第八号の四第四項中「所得税法の施行地」を「国内」に、「同法第二十四号第一項」を「所得税法第二十四号第一項」に、「所得税法の施行地」を「国内」に改め、同条第六項中「所得税法の施行地」を「国内」に改める。

第九号の二第二項中「同法の施行地外の地域」及び「当該地域」を「国外」に、「同法の施行地(以下この条において「国内」という。))」を「国内」に改める。

第十号第一項中「平成五年」を「平成七年」に改め、「多い額」の下に「(第四項及び第五項において「比較試験研究費の額」という。))」を、「属する年分」の下に「及びその事業を廃止した日の属する年分」を加え、同条第二項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「所得税法の施行地」を「国内」に、「次項において」を「次項及び第四項第一号において」に改め、「同項中「多い額」の下に「(第四項及び第五項において「比較試験研究費の額」という。))」を加え、「属する年分」を開始した日の属する年分」に改め、同条第三項中「平成五年まで」を「平成七年まで」に、「第五項から第七項まで」を「次項及び第七項から第九項まで」に、「所得税法の施行地」を「国内」に、「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同条第八項中「又は第三項」を「第三項又は第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「同項に」を「これらの規定に」に、「同項の」を「第一項、第四項又は第五項の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三項」の下に「(同項の規定の適用を受ける場合には、その適用を受ける旨の記載があるものに限る。))」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第一項」の下に「及び第四項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「この条」に改め、同項第二号中「第十三条の二」を「第十三条の三」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条第六項とする。

三 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうちエネルギーの使用の合理化、特定物質の使用の合理化又は再生資源の利用に資する工業製品の製造に係る技術に関する試験研究、国の試験研究機関と共同して行う試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額であることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものをいう。

第十号第三項の次に次の二項を加える。

4 青色申告書を提出する個人の平成五年から平成七年までの各年分(事業を廃止した日の属する年分を除く。))において、当該各年分(第一項又は前項の規定の適用を受ける年分を除く。))のうちその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額のある年分がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、当該年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額の百分の六に相当する金額(当該個人が次の各号に掲げる場合に該当する場合)には、当該百分の六に相当する金額と当該各号に定める金額(当該個人が次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、次の各号に定める金額の合計額)との合計額を控除する。ただし、当該控除する金額が、その年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十(当該個人が第一号に掲げる場合に該当する場合)には、百分の十五。以下この項において同

項又は第五項の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三項」の下に「(から第五項まで)」を、「明細書」の下に「(同項の規定の適用を受ける場合には、その適用を受ける旨の記載があるものに限る。))」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第一項」の下に「及び第四項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「この条」に改め、同項第二号中「第十三条の二」を「第十三条の三」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条第六項とする。

一 当該個人がその年においてその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない基盤技術開発研究用資産を取得し、又は基盤技術開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合（平成七年三月三十一日までに当該事業の用に供した場合に限る。）当該基盤技術開発研究用資産の取得価額の百分の七に相当する金額

二イに掲げる金額がロに掲げる金額を超え
かつ、ハに掲げる金額がニに掲げる金額を超え
える場合 イに掲げる金額からロに掲げる金
額を控除した金額とハに掲げる金額からニに
掲げる金額を控除した金額とのいずれか少な
い金額の百分の二十に相当する金額

イ 当該個人のその年（平成五年四月一日以後に事業を開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）がある場合には、当該年を除く。以下この号において同じ。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額

ロ 当該個人の比較試験研究費の額

ハ 当該個人のその年の当該試験研究費の額から当該特別試験研究費の額を控除した金額

ニ 当該個人の当該比較試験研究費の額から当該比較試験研究費の額が支出された年の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された特別試験研究費の額（当該年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該年については、当該年の当該特別試験研究費の額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）を控除した金額

第十條の二第一項中「所得税法の施行地」を「国内」に、「第十三條の二」を「第十三條の三」に、「又は第十三号に掲げる減価償却資産」を若しくはハ、第十三号、第五号又は第六号に掲げる減価償却資産（第五号に掲げる減価償却資産については、政令で定めるものに限る。）に、「当該取得価額」を「当

該取得価額(第六号に掲げる減価償却資産で一の生産設備を構成するものの取得価額の合計額が三十億円を超える場合には、二十億円に当該減価償却資産の取得価額が当該一の生産設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額)に改め、同項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 廃棄物を製造工程において原材料として再生利用する機械その他の減価償却資産

六 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第 号)第五条第一

項に規定する承認事業者等が同法第二条第四項第一号に掲げる特定事業活動に係る同法第五条第二項に規定する承認事業計画に従つて

取得又は製作若しくは建設をする機械その他の減価償却資産のうちエネルギーの使用の合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの（前各号に掲げる減価償却資産に該当するものを除く。）

第十条の二第三項中「所得税法の施行地」を「国内」に、「第十三条の二」を「第十三条の三」に改める。

「平成七年三月三十一日（第一号に掲げる個人については、平成六年六月三十日）に、「所得税法の施行地」を「国内」に、「第十三条の二を第十三条の三」に、「同法」を、「所得税法」に改め、「百分の三十」の下に「（当該特定事業基盤強化設備が第五号に定める資産である場合には、百分の二十）」を加え、同項に次の一号を加える。

五 農業を営む個人（第十條第三項に規定する中小企業者に該当する個人に限る。）で農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二號）第五條の三第三項に規定する導入計画に定められた同項第三号に規定する特定高性能農業機械を導入する者の備へるべき条件を満たすものとして大蔵省令で定めるところにより認定を受けたもの 同法第五條の二第二項

第三号に規定する特定高性能農業機械に該当する機械及び装置のうち政令で定めるもの

第十条の四第三項中「所得税法の施行地」を「国

内に、「第十三条の二」を「第十三条の三」に、「合計額の百分の七に相当する金額」を「百分の七(当該特定事業基盤強化設備が第一項第五号に定める

資産である場合には、百分の五に相当する金額の合計額に改め、同条第四項中「所得税法の施行地」を「国内」に、「合計額の百分の七に相当する金

額」を「自分の七（当該事業基盤強化設備が第一項第五号に定める資産である場合には、百分の五）に相当する金額の合計額」に改める。

第十条の五第一項中「所得税法の施行地内」を「国内」に、「平成五年三月三十一日」を「平成七年

三月三十一日に、「第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額の百分の百十に相当する金額」を「製

「法」を「所得税法」に改め、同条第二項中「（同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。第四項において同じ。）の百分の五十」を「の百分の二十五（製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、当該製品輸入増加割合に二・五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」に改め、同条第三項中「又は第十

三條の二第一項を、第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項に改め、同条第四項中「同項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額の百分の百十に相当する金額」を「製品輸入増加割合が百分の二に改め、「百分の五」の下に「(当該製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、当該製品輸入増加割合に二分の一を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数がある

ときは、これを切り捨てる。）」を加える。

第十一条第一項の表の第一号中「百分の二十」を「百分の二十とし、特定の物質によるオゾン層

の破壊の防止に著しく資する機械その他の減価償却資産として政令で定めるものについては百分の二十一とする。」に改め、同表の第四号中「百分の

十二を「百分の十」に改め、同表の第五号中「本邦」を、「本邦」に、「百分の十八」を「百分の十八とし、油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資する

ものとして政令で定めるタンカーについては百分の二十とする。」に改める。

第十一条の二第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項の表の第二号中「百分の七」を「百分の六」に改める。

第十一条の三第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「五年以内」を「八

年以内」に改め、「定める期間」の下に「(以下この項において「適用期間」という。))」を加え、「取得し、又は特定余暇利用施設を建設して」を「取得等(取得又は建設をいう。以下この項において同じ。))」に改め、「取得価額の百分の十三に相当する金額」を「取得価額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 適用期間の開始の日から五年以内に取得等をした特定余暇利用施設 百分の十三
- 二 適用期間の開始の日から七年以内に取得等をした特定余暇利用施設(前号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く) 百分の十
- 三 適用期間の開始の日から八年以内に取得等をした特定余暇利用施設(前二号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く) 百分の八

第十一條の四の見出し中「電波有効利用設備」を「特定電波通信設備」に改め、同条第一項中「平成二年四月一日から平成五年三月三十一日まで」を「平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで」に改め、「電波有効利用設備(混信を防止)を「電波通信設備(電波の共同利用を可能と)に、「能率的」を「効率的」に、「特定電波有効利用設備」を「特定電波通信設備」に改め、「以下この項において同じ」を削り、「百分の三十(平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の二十とし、同年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十とする。))」を「百分の二十」に改め、同条第二項中「特定電波有効利用設備」を「特定電波通信設備」に改める。

第十一條の六第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。
第十二條の二第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「製作後」を「製作の後」に改め、同条第二項中「平成五年三月三十一日」

日」を「平成七年三月三十一日」に、「製作又は建設の後」を「製作の後」に、「製作し、若しくは建設して」を「製作して」に改め、同条第三号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(特定医療用建物の割増償却)

第十二條の三 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に、病院のうち医療法第一條の五第二項に規定する療養型病床群に収容された患者のための施設の用に供される建物及びその附属設備でその建設の後事業の用に供されたことのないもの(以下この条において「特定医療用建物」という。)を取得し、又は特定医療用建物を建設して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合に、その用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該特定医療用建物(その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に關し第一條から第十二條までの規定の適用を受けるものを除く。)の償却費として必要経費に算入する金額は、その用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該特定医療用建物について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の八に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。))以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定医療用建物の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該特定医療用建物の償却費として必要経費に算入した金額がその年におけるその合計償却限度額に満たない場合には、その年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定医療用建物の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定(当該

特定医療用建物について第十條の五第一項、前項、次条第一項、第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項の規定の適用を受けるときは、これらの規定を含む。)にかかわらず、当該特定医療用建物の償却費として同法第四十九條第一項の規定により必要経費に算入する金額(その年の翌年において当該特定医療用建物につき第十條の五第一項、前項、次条第一項、第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項の規定の適用を受ける場合には、当該翌年におけるこれらの規定により必要経費に算入することができ、償却費の限度額に相当する金額とする。)とその他の償却費の限度額に相当する金額とを合計した金額として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができ。

3 第十一條第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十三條第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「百分の二十五」を「百分の五十(当該個人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二十五)」に、「百分の十四」を「百分の二十四」に、「百分の十九」を「百分の三十二」に改め、「(次項において「合計償却限度額」という。))」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける機械装置等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十三條第一項」と、「その合計償却限度額」とあるのは「第十三條第一項本文の規定により必要経費に算入すること」があるのは「第十二條の三第一項」と読み替えるものとする。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 障害者 精神又は身体に障害がある者で政

令で定めるものをいう。

二 障害者雇用割合 その年の十二月三十一日における常時雇用する従業員の数に對する雇用障害者数の割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

三 雇用障害者数 その年の十二月三十一日における常時雇用する障害者の数(当該障害者のうち障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和五十五年法律第百二十三号)第二條第三号に規定する重度身体障害者又は同条第五号に規定する重度精神薄弱者(以下この号において「重度の障害者」という。))がある場合には、当該重度の障害者の数を加算した数)と通常の従業員よりも労働時間が短い重度の障害者である従業員の数を合計した数として政令で定める数をいう。

第十三條第五項中「おける同項の」を「おける当該個人に係る」に改め、同条第六項中「又は第二項」を「の規定又は第二項において準用する前条第二項」に改める。

第十三條の二の見出し中「構成員等」を「構成員」に改め、同条第一項中「第十二條の二」を「第十二條の三」に改め、「(第四号イに掲げる者が同号イに定める要件に該当する場合には、百分の三十)」を削り、同条第一号中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同条第二号中「平成五年三月三十一日」を「平成六年六月三十日」に改め、同条第三号中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同条第四号を削り、同条第二項中「平成六年」を「平成六年」に改め、「ものとし、同項第四号に掲げる場合については第二十四條第一項の規定の適用を受ける年を除く」を削り、同条第三項中「前条第二項」を「第十二條の三第二項」に、「次条第一項」を「第十三條の二第一項」に改め、同条第四項中「前条第二項」を「第十三條の三第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却)

第十三条の三 青色申告書を提出する個人が、次の各号に規定する認定のあつた日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの各年(第一号に掲げる場合については、第二十四条第一項の規定の適用を受ける年を除く。)の十二月三十一日(当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合に、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ。)において当該各号に掲げる場合に該当する場合には、その年の十二月三十一日において当該個人の所有する当該各号に定める減価償却資産(その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に關し第一一条から第十二条の三までの規定の適用を受けるものを除く。)の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該資産について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の二十(第一号に掲げる者が同号に定める要件に該当する場合には、百分の三十)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 当該個人が、平成四年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十二条第一項に規定する農業経営改善計画(以下この号において「農業経営改善計画」という。)に係る同条第三項の認定を受けた者で、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じそれぞれイ又はロに定める要件を満たすことについて大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに該当し、かつ、その年において当該

農業経営改善計画に係る農業を主として営む場合として政令で定める場合 農業用の機械及び装置(これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。)、建物及びその附属設備並びに生物(当該個人が当該農業経営改善計画に係る認定前に他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合に、これらの減価償却資産のうち当該農業経営改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限り。)

イ 新たに農業を開始しようとする者 当該農業経営改善計画に従つて所有権若しくは使用収益権(地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権をいう。以下この号において同じ。)の取得(相続若しくは遺贈によるもの又は当該個人と政令で定める特殊の關係がある者からの贈与によるものを除く。ロにおいて同じ。)をし、又は使用収益権の設定(当該個人と政令で定める特殊の關係がある者の所有する農業経営基盤強化促進法第四十一条第一号に規定する農用地(以下この号において「農用地」という。)に係るものその他の政令で定めるものを除く。ロにおいて同じ。)を受けた農用地において農業を開始したこと。

ロ 現に農業を営む者でその規模を拡大しようとするもの 当該農業経営改善計画に従つて所有権若しくは使用収益権の取得をし、又は使用収益権の設定を受けた農用地の面積の合計が政令で定める面積を超えることとなり、かつ、当該農用地において農業を営むこととなつたこと。

二 当該個人が、平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に、林業等振興資金融通暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第五条第二項に規定する合理化計画(その申請が同項第二号に掲げる法人で政令で定め

るものと共同でされたものに限り。以下この号において「合理化計画」という。)に係る同項の認定を受けた個人のうち主として素材生産業を営むものとして政令で定めるもので、当該合理化計画に従つて同項に規定する事業規模の拡大が行われていることについて大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合 林業用の機械及び装置(当該個人が当該合理化計画に係る認定前に他の合理化計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合に、当該機械及び装置のうち新たな合理化計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作したものに限り。)

2 第十二条の三第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十三条の三第一項」と、「その合計償却限度額」とあるのは、「第十三条の三第一項本文の規定により必要経費に算入することができ償却費の限度額」と、「第十三条の三第一項」とあるのは、「第十二条の三第一項」と読み替へるものとする。

3 第十一条第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する第十二条の三第二項の規定を適用する場合について準用する。

第十四条第三項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「第十二条若しくは」を「第十二条の三」に、「百分の百十八」を「百分の百十七」に改め、同条第四項中「附属設備」の下に「(第四号の三及び第四号の四に掲げる建築物については、建物及びその附属設備と同時に設置される駐車場の用に供する機械及び装置で大蔵省令で定めるものを含む。)」を加え、同項第四号の三イ中「掲げる駐車場の」の下に「(次号において「都市計画駐車場」という。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。
四の四 次に掲げる自転車駐車場の用に供される建築物

イ 都市計画駐車場として建築し、又は設置される自転車駐車場(自転車の駐車のため施設で、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自転車の駐車のために供する部分を設けるもの又は大蔵省令で定める特殊の装置を用いるものをいう。以下この号において同じ。)

ロ 一般公共の用に供されるものであることその他の政令で定める要件を満たす自転車駐車場

第十四条第五項中「第十三条第二項」を「第十二条の三第二項」に改める。

第十五条第一項中「所得税法の施行地」を「国内」に、「同法」を「所得税法」に改め、同条第二項及び第三項中「第十三条第二項」を「第十二条の三第二項」に改める。

第十六条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「第十二条の二」を「第十二条の三」に改める。

第十八条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」(第三号及び第六号に掲げる法人に対するものについては、平成六年六月三十日)に改め、同項に次の一号を加える。

九 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に關する事業活動の促進に關する臨時措置法第二十条第一項に規定する事業計画(同法第二十条第四項第三号、第四号又は第七号に掲げる同項に規定する特定事業活動について計画が定められているものに限り。)

に係る同法第二十条第一項の承認を受けた同法第二十条第七項に規定する組合等 同法第二十五条第一項に規定する負担金

第二十条第一項中「所得税法の施行地内」を「国内」に、「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額の百分の百に相当する金額」を「製品輸入増加割合(製品輸入増加額(第一号に掲げる金額

平成五年三月二十九日 参議院會議録第七号(その二) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。
以下この項において同じ。の第二号に掲げる金額に対する割合をいう。以下この項において同じ。が百分の二に改め、「(第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。)」を削り、「(百分の二)」の下に「(当該製品輸入増加割

一 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二十三条第三項に規定するソフトウェア業(第六項において「ソフトウェア業」という)を営む個人	イ 同条第二項に規定するプログラム(以下この号において「プログラム」という)で同法第三号第一項第二号に掲げるプログラム及びこれに準ずるものとして政令で定めるプログラム(以下この号において「汎用プログラム」と総称する。のうち他のプログラムの実行を制御するもの(以下この号において「制御プログラム」という)の開発に要する費用	ロ 汎用プログラムのうち制御プログラム以外のものの開発に要する費用	ハ 情報処理システムの構想、企画、設計、評価若しくは監査又は情報処理システムの利用者に対する教育若しくは指導に関する業務として政令で定めるものの開発に要する費用
その年の事業所得に係る総収入金額のうち当該個人が開発した制御プログラムとして政令で定めるものの譲渡又は提供に係る収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の十に相当する金額	その年の事業所得に係る総収入金額のうち制御プログラム以外の汎用プログラムで当該個人が開発したものを提供して政令で定めるものの譲渡又は提供に係る収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の二十五に相当する金額	その年の事業所得に係る総収入金額のうち当該個人が開発したものを提供して政令で定めるものの譲渡又は提供に係る収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の二十五に相当する金額	その年の事業所得に係る総収入金額のうち当該個人が開発したものを提供して政令で定めるものの譲渡又は提供に係る収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の十に相当する金額

第二十条の四第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第二章第二節第二款中第二十条の四の次の次の一条を加える。

(再生資源利用促進準備金)

第二十条の五 青色申告書を提出する個人でエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二十四条第六号に掲げる特定事業活動に関する

合が百分の十未満であるときは、当該製品輸入増加割合に二を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加える。

第二十条の二第二項中「平成五年」を「平成七年」に改め、同項の表の第一号を次のように改める。

同法第五条第二項に規定する承認事業計画(以下この項及び第三項において「承認事業計画」という。)に係る同法第四条第一項の承認を受けたものが、平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの期間内の日の属する各年(事業を開始した日の属する年(相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。))及び事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項において「適用年」という。)において、当該

承認事業計画に従って行う再生資源(同法第二十四条第六号に規定する再生資源をいう。以下この項及び第三項において同じ。の分別回収又は当該再生資源を利用して製造した製品の市場の開拓に要する費用の支出に備えるため、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の百分の十五(政令で定める再生資源については、百分の五)に相当する金額以下)の金額を再生資源利用促進準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該適用年の年の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 当該適用年における当該再生資源を利用して製造した製品の販売による収入金額として政令で定めるところにより計算した金額

二 当該適用年の前年における当該再生資源を利用して製造した製品の販売による収入金額として政令で定めるところにより計算した金額(当該年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該金額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額)

前項に規定する個人のその年の十二月三十一日において、前年から繰り越された再生資源利用促進準備金の金額(その日までに次項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額又はその年の前年の十二月三十一日までにこの項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)がある場合には、当該再生資源利用促進準備金の金額については、その積立てをした年別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積立てをした年の事業所得の金額の計算上、前項の規定により必要経費に算入された金額の五分の一に相当する金額(当該五分の一に相当する金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額に相当する金額)を、そ

れぞれ、その年の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の再生資源利用促進準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日の属する年の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、第五号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する再生資源利用促進準備金の金額をその積立てをした年別に区分した各金額のうち、その積立てをした年が最も古いものから順次総収入金額に算入されるものとする。

一 当該再生資源を利用して製品の製造を行わないこととなった場合 その行わないこととなった日における再生資源利用促進準備金の金額

二 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第五条第二項の規定により承認事業計画に係る承認が取り消された場合 その取消しの日における再生資源利用促進準備金の金額

三 承認事業計画に定める計画期間が経過した場合 その経過した日における再生資源利用促進準備金の金額

四 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合 その譲渡し、又は廃止した日における再生資源利用促進準備金の金額

五 前項、前各号及び次項の場合以外の場合において再生資源利用促進準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における再生資源利用促進準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の再生資源利用促進準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消

しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における再生資源利用促進準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該再生資源利用促進準備金の金額については、前二項及び第八項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第一項に規定する個人が同項に規定する事業を相続又は包括遺贈により承継した場合における同項第二号に掲げる金額の計算の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 第二十条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第二十条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の再生資源利用促進準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が同項の再生資源利用促進準備金に係る事業を承継した場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「者でないとき」とあるのは「者でないとき又はその年十二月三十一日までに当該承認事業計画につき第二十条の五第一項に規定する承認を受けた者でないとき」と読み替へるものとする。

第二十三条第一項中「行なつた」を「行つた」に改め、「の額に相当する金額」の下に「(その年において探鉱の実施のために交付される国の補助金がある場合には、当該補助金に相当する金額を控除した金額)」を加える。

第二十四条第一項中「所得税法の施行地」を「国内」に改める。

平成五年三月二十九日 参議院会議録第七号(その二)

租税特別措置法の一部を改正する法律案

第二十八條の三第十一項中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「第十二條の二」を「第十二條の三」に、「第十四條」を「第十三條の三」に改める。

第二十八條の四第一項及び第二十九條第一項中「所得税法の施行地」を「国内」に改める。

第三十條の二第二項中「平成五年」を「平成七年」に改める。

第三十一條の二第三項中「前項第七号」を「前項第六号」に改め、同条第四項中「第二項第七号若しくは第八号」を「第二項第六号から第八号まで」に、「第二項第七号から」を「第二項第六号から」に改め、同条第六項中「第二項第七号」を「第二項第六号」に改める。

第三十一條の三第一項中「第三十七條」を「から第三十七條まで」に改め、同条第二項第一号中「所得税法の施行地」を「国内」に改める。

第三十三條の六第二項中及び第三項を「から第四項まで」に、「第十二條の二」を「第十二條の三」に、「第十四條」を「第十三條の三」に改める。

第三十四條第一項中「第三十七條」を「から第三十七條まで」に改め、同条第二項第十六号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号) 第三十七條第一項の規定により管理地区として指定された区域内の土地が国若しくは地方公共団体に買収される場合又は鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に、「又は地方公共団体」を「若しくは地方公共団体に」に改め、「場合」の下に「(第三十三條第一項第二号又は前条第二項第三号の規定の適用がある場合を除く。)」を加える。

第三十四條の三第二項第二号中「農用地利用増進法第七條」を「農業経営基盤強化促進法第十九條」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号から第八号を「第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号) 第九條第一項の規定による公告があつた同項の所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等(同法第二條第二項第一号から第三号までに掲げる土地及び当該土地の上に存する権利に限る。)の譲渡(農林業の体験のための施設その他の大蔵省令で定める施設の用に供するためのものを除く。)をした場合(前条第二項第一号の規定の適用がある場合を除く。)

第三十五條第一項中「若しくは第三十六條の五」を「第三十六條の五若しくは第三十六條の六」に改める。

第三十六條の二の見出し中「居住用財産」を「相続等により取得した居住用財産」に改め、同条第一項中「以下次条まで」を「以下この条、次条及び第三十六條の六第一項に、所得税法の施行地」を「国内」に「除く。」を「除く。以下この条及び第三十六條の六第一項において同じ。」に改め、「第三十五條第一項」の下に「又は第三十六條の六」を加え、同条第二項中「年の」を「譲渡の日の属する年の」に改める。

第三十六條の三の見出し中「居住用財産」を「相続等により取得した居住用財産」に改める。

第三十六條の五の見出し中「居住用財産」を「相続等により取得した居住用財産」に改め、同条中「以下この条」の下に「及び次条」を加える。

第二章第四節第七款の二中第三十六條の五の次に次の一条を加える。

(特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第三十六條の六 個人が、平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に、その有する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で、その年一月一日において第三十一條第三項

に規定する所有期間が十年を超えるもののうち次に掲げるもの(以下この条において「譲渡資産」という。)の譲渡(当該譲渡資産の譲渡に係る対価の額が一億円以下であるもので、かつ、当該譲渡に係る土地又は土地の上に存する権利の対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限り。)をした場合において、平成五年四月一日(当該譲渡の日が平成七年一月一日以後であるときは、当該譲渡の日の属する年の前年一月一日)から当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までの間に、当該個人の居住の用に供する家屋又は当該家屋の敷地の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利で、政令で定めるもののうち国内にあるもの(以下この条において「買換資産」という。)の取得(当該買換資産である土地又は土地の上に存する権利の取得に係る対価の額が当該取得に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限り。)をし、かつ、当該取得の日から当該譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日まで、同に当該個人の居住の用に供したとき、又は供する見込みであるときは、当該個人がその年又はその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき第三十一條の三第一項、第三十五條第一項、第三十六條の二又は前条の規定の適用を受けている場合を除き、当該譲渡資産の譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合にあつては当該譲渡資産の譲渡がなかつたものとし、当該収入金額が当該取得価額を超える場合にあつては当該譲渡資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、第三十一條の規定を適用する。

一 当該個人がその居住の用に供している家屋(当該個人がその居住の用に供している期間

平成五年三月二十九日 参議院會議録第七号(その二) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

として政令で定める期間が十年以上であるものに限り、政令で定めるもののうち国内にあるもの

二 前号に掲げる家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたもの(当該個人の居住の用に供されなくなつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限り。)

三 前二号に掲げる家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地又は当該土地の上に存する権利

四 当該個人の第一号に掲げる家屋が災害により滅失した場合において、当該個人が当該家屋を引き続き所有していたとしたならば、そ

の年一月一日において第三十一条第三項に規定する所有期間が十年を超える当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利(当該災害があつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限り。)

2 第三十六条の二第二項から第七項まで、第三十六条の三及び第三十六条の四の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとす

第三十六条の二第二項	前項の規定は、譲渡資産の譲渡	第三十六条の六第一項の規定は、平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に同項に規定する譲渡資産(以下第三十六条の四までにおいて「譲渡資産」という。)の同項に規定する譲渡
第三十六条の二第三項	買換資産の取得	同項に規定する買換資産(以下第三十六条の四までにおいて「買換資産」という。)の同項に規定する取得
第三十六条の二第四項及び第五項	第一項(前項において準用する場合)	第三十六条の六第一項(同条第二項において準用する第三十六条の二第二項の規定)
第三十六条の二第六項	第四項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第四項
第三十六条の二第七項	同条第七項	第三十三条第七項
第三十六条の三第一項	第三項から前項まで	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第三項から第六項まで
第三十六条の三第二項	第一項	第三十六条の六第一項
第三十六条の三第二項	前条第一項	第三十六条の六第一項
第三十六条の三第二項	前条第二項において準用する同条第一項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項の規定により第三十六条の大第一項

3

第三十六条の三第四項	同条第二項	前条第二項に規定する	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項
第三十六条の四	第三十六条の三第一項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の三第一項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の三第一項
第三十六条の二第一項	第三十六条の二第二項	第三十六条の六第一項	第三十六条の六第一項
前条第一項	準用する場合	準用する第三十六条の二第二項の規定	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の三第一項
なつた者	なつた者及び第三十六条の六第四項の規定に該当する者	なつた者及び第三十六条の六第四項の規定に該当する者	なつた者及び第三十六条の六第四項の規定に該当する者

第一項(前項において準用する第三十六条の二第二項の規定を含む。次項及び第五項において同じ。)の規定は、譲渡資産の第一項に規定する譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年又はその年の前年若しくは前々年に、当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡(第三十三条の四第一項に規定する取用交換等による譲渡その他の政令で定める譲渡(次項において「取用交換等」という。))を除く。以下この項、次項及び第八項において「前三年以内の譲渡」という。をして

4

第一項の規定は、譲渡資産の同項に規定する譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年に、当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡(取用交換等による譲渡を除く。)をした場合において、当該家屋又は土地若しくは土地の上に

5

存する権利の譲渡に係る対価の額と当該譲渡資産の譲渡に係る対価の額(前三年以内の譲渡がある場合には、前項の合計額)との合計額が一億円を超えることとなつたときは、適用しない。譲渡資産の譲渡につき第一項の規定の適用を受けている者は、前項の規定に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた譲渡をした日から四月を経過する日までに当該譲渡資産の譲渡をした日の属する年分の所得税について修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬ。

6

前項の規定に該当する場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

7

第三十三条の五第三項の規定は、第五項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第一号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十六条の六第五項に規定する提出

第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項

第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項

第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項

期限」と、同号中「第三十三条の五第一項」とあるのは「第三十六条の六第五項」と読み替えるものとする。

8 前三項に定めるもののほか、前三年以内の譲渡が贈与によるものである場合における当該前三年以内の譲渡に係る対価の額の特例その他第三項及び第四項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

9 個人が、その有する家屋若しくは土地若しくは土地の上に存する権利で譲渡資産に該当するもの（以下この項において「交換譲渡資産」という。）と当該個人の居住の用に供する家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利で買換資産に該当するもの（以下この項において「交換取得資産」という。）との交換（第三十三条の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。）以下この項において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金を取得し、又は支払つた場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この項において「他資産との交換の場合」という。）における第一項及び第三項から前項まで並びに第二項において準用する第三十六條の二第二項から第七項まで、第三十六條の

三及び第三十六條の四の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産（他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。以下この号において同じ。）は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該交換譲渡資産の価額に相当する金額をもつて第一項の譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該交換取得資産の価額に相当する金額をもつて第一項の取得をしたものとみなす。

第三十七條第一項の表以外の部分中「第十八号」を「第十九号」に、「第十六号」を「第十七号」に改め、同表の第一号及び第十四号中「所得税法の施行地」を「国内」に改め、同表の第十五号中「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同表の第十八号を同表の第十九号とし、同表の第十七号中「所得税法の施行地」を「国内」に改め、同表の第十八号とし、同表の第十六号中「所得税法の施行地」を「国内」に改め、同表の第十七号とし、同表の第十五号の次に次の一号を加える。

十六 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（第九條第一項の規定による公告があつた同項の所有権移転等促進計画（以下この号において「所有権移転等促進計画」という。）の定めるところにより譲渡をされる土地等（同法第二條第二項第一号から第三号までに掲げる土地及び当該土地の上に存する権利に限る。）

当該所有権移転等促進計画の定めるところにより取得をする土地等（農業又は林業の用に供されるものに限る。）

第三十七條の三第二項第一号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同条第三項中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「第十二條の二」を「第十二條の三」に、「第十四條」を「第十三條の三」に改める。第三十七條の五第一項中「第三十六條の二」の下に、「第三十六條の六」を加える。

第三十七條の六第一項第三号中「第三十七條」を「から第三十七條まで」に改める。

第三十七條の十四第一項中「所得税法の施行地」を「国内」に改め、同表の施行地を「国内」に改め、同表の施行地を「国内」に改め、同表の施行地を「国内」に改める。

平成五年三月二十九日 参議院會議録第七号（その二） 租税特別措置法の一部を改正する法律案

第三十八條第一項中「所得税法の施行地外」を「国外」に、「同法の施行地」を「国内」に、「又は同法」を「又は所得税法」に改め、同条第三項及び第五項中「所得税法の施行地」を「国内」に改める。

第三十九條第一項中「その資産に対応する部分として及び」ところにより計算したを削る。

第四十一條第一項中「所得税法の施行地」を「国内」に改め、同条第四項中「第三十六條の五」の下に、「第三十六條の六」を加え、同条第五項中「第三十六條の二第一項」の下に「若しくは第三十六條の六第一項」を、「第三十六條の五」の下に「第三十六條の六」を加える。

第四十一條の十第一項中「所得税法の施行地」を「国内」に、「同法第七十四條第三号」を「所得税法第七十四條第三号」に改める。

第四十一條の十一中「所得税法の施行地」を「国内」に、「同法」を「所得税法」に改める。

第四十一條の十三中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「所得税法の施行地」を「国内」に改め、同表の施行地を「国内」に改める。

第四十一條の十七を第四十一條の十八とし、第四十一條の十六の次に次の一条を加える。

（ホステス等の業務に關する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例）

第四十一條の十七 ホテル、旅館その他飲食をする場所において客に接待その他の役務の提供を行うことを業務とする者で政令で定めるもの（以下この項において「ホステス等」という。）をこれらの場所派遣して当該業務を行わせることを内容とする事業を営む者が、当該ホステス等である居住者に対し国内においてその業務に關する報酬又は料金を支払う場合には、当該報酬又は料金は、所得税法第二百四條第一項第六号に掲げる報酬又は料金とみなして、同法の規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法第二百四條第二項及び第三項の規定の適用に

ついては、同条第二項第三号中「施設の経営者」とあるのは「施設の経営者及び租税特別措置法第四十一條の十七第一項（ホステス等の業務に關する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例）に規定する事業を営む者」と、同条第三項中「ホステス等」とあるのは「ホステス等（租税特別措置法第四十一條の十七第一項に規定するホステス等を含む。）」と、「同項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとするほか、前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十二條第一項中「所得税法の施行地（以下この項において「国内」という。）を「国内」に、「同法第六十一條第二号」を「所得税法第六十一條第二号」に、「同法の施行地外」を「国外」に改める。

第四十二條の四第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「除く。以下この条」を「除く。以下この項」に、「昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度（以下この条において「基準年度」という。）から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該各事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額）のうち最も多い額」を「比較試験研究費の額」に、「及び第三項」を「第三項及び第四項」に、「この項において」を「この項、第四項及び第七項において」に改め、同条第二項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「法人税法の施行地を「国内」に、「次項において」を「次項及び第四項第一号において」に、「多い額」を「比較試験研究費の額」に改め、同条第三項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「次項」を「第六項」に、「第六項から第八項まで」を「次項、第九項及び第十項」に、「法人税法の施行地」を「国内」に改め、同条第九項中「又は第四項」を「又は第六項」に、「又は第

三項(第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下「第三項又は第四項に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第一項」の下に「又は第四項を、」を「基準年度から」の下に「第一項又は第四項に規定する」を加え、同項を「第一項、第四項又は第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「又は第三項、第四項」を「第三項(第六項に改め、同項を同条第十一項において同じ。)、第四項(第六項において読み替えて適用する場合を含む。次項及び第十一項において同じ。)」又は第五項(第六項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)」に改め、「明細書」の下に「第五項の規定の適用を受ける場合には、その適用を受ける旨の記載があるものに限り、」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第一項を「第四項及び前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前各項」を「この条に改め、同項第五号中「前号」を削り、同号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうちエネルギーの使用の合理化、特定物質の使用の合理化又は再生資源の利用に資する工業製品の製造に係る技術に関する試験研究、国の試験研究機関と共同して行う試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額であることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものをいう。

第四十二条の四第五項第二号中「第四十六條の三」を「第四十六條の四」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加え、同項を同条第七項とする。

二 比較試験研究費の額 昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度(第一項ただし書に規定する法人については、設立後最初の事業年度。第十項において「基準年度」という。)から第一項又は第四項に規定する適

用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額(当該各事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額)のうち最も多い額をいう。

第四十二條の四第四項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「又は前項」を「第三項から前項まで又は次項第二号」に改め、「以下この項において「特定株式」という」に改め、「試験研究費の額(当該とあるのは、試験研究費の額に当該各事業年度において取得した特定株式の取得価額の百分の二十に相当する金額を加算して得た金額(当該と、「当該試験研究費の額」とあるのは「当該加算して得た金額」と、前項)を「第三項」に、「次項」を「第六項」に、「とする」を「第四項第二号」に、「試験研究費の額」とあるのは「試験研究費の額に特定試験研究会の株式(平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に当該特定試験研究会の設立(合併による設立を除く。又は資本の増加に伴う払込みにより取得し、かつ、当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き所有している株式に限る。以下この項及び次項において「適用年度」という。))において、当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合には、当該法人の当該適用年度の所得に対する法人税の額から、当該適用年度の当該特別試験研究費の額の百分の六に相当する金額(当該法人が次の各号に掲げる場合には、当該百分の六に相当する金額と当該各号に定める金額(当該法人が次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合においては、次の各号に定める金額の合計額)との合計額)を控除する。ただし、当該控除する金額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する法人税の額の百分の十(当該法人が第一号に掲げる場合には、当該百分の十五。以下この項において同じ。))に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一 当該法人が当該適用年度においてその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない基礎技術開発研究用資産を取得し、又は基礎技術開発研究用資産を製作し、若しくは

研究会社の株式(昭和六十三年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に当該特定試験研究会の設立(合併による設立を除く。又は資本の増加に伴う払込みにより取得し、かつ、当該各事業年度終了の日まで引き続き所有している株式に限る。))の取得価額の百分の二十に相当する金額を加算して得た金額(当該と、「当該試験研究費の額」とあるのは「当該加算して得た金額」とする)に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 青色申告書を提出する法人の平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(第一項又は前項(第六項において読み替えて適用する場合を含む。))の規定の適用を受ける事業年度、解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項及び次項において「適用年度」という。において、当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合には、当該法人の当該適用年度の所得に対する法人税の額から、当該適用年度の当該特別試験研究費の額の百分の六に相当する金額(当該法人が次の各号に掲げる場合には、当該百分の六に相当する金額と当該各号に定める金額(当該法人が次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合においては、次の各号に定める金額の合計額)との合計額)を控除する。ただし、当該控除する金額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する法人税の額の百分の十(当該法人が第一号に掲げる場合には、当該百分の十五。以下この項において同じ。))に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一 当該法人が当該適用年度においてその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない基礎技術開発研究用資産を取得し、又は基礎技術開発研究用資産を製作し、若しくは

建設して、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合(平成七年三月三十一日までに当該事業の用に供した場合に限る。))当該基礎技術開発研究用資産の取得価額の百分の七に相当する金額

二 イに掲げる金額がロに掲げる金額を超え、かつ、ハに掲げる金額がニに掲げる金額を超える場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額とハに掲げる金額からニに掲げる金額を控除した金額とのいずれか少ない金額の百分の二十に相当する金額

イ 当該法人の当該適用年度(平成五年四月一日以後に設立をした法人(合併により設立をした法人を除く。))の設立後最初の事業年度を除く。以下この号において同じ。))の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額

ロ 当該法人の比較試験研究費の額
ハ 当該法人の当該適用年度の当該試験研究費の額から当該特別試験研究費の額を控除した金額

ニ 当該法人の当該比較試験研究費の額から当該比較試験研究費の額が支出された事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された特別試験研究費の額(当該支出された事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該支出された事業年度の当該特別試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該支出された事業年度の月数で除して計算した金額)を控除した金額

五 前項(次項において読み替えて適用する場合を含む。))の規定の適用を受ける法人が前項第二号の計算をする場合において、比較試験研究費の額のうち特別試験研究費の額が含まれていないときは、当該比較試験研究費の額から、当該比較試験研究費の額に当該適用年度の特別試験研究費の額が試験研究費の額のうち占め

る割合を乗じて計算した金額を控除した金額をもつて同号ニに掲げる金額とすることができ

第四十二条の五第一項中「法人税法の施行地を「国内」に、「第四十六條の三」を「第四十六條の四」に、「又は第三号に掲げる減価償却資産を「若しくはハ、第三号、第五号又は第六号に掲げる減価償却資産（第五号に掲げる減価償却資産については、政令で定めるものに限る。）に、「当該取得価額」を「当該取得価額（第六号に掲げる減価償却資産で一の生産設備を構成するものの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該減価償却資産の取得価額が当該一の生産設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額）」に、「が同号ロ」を「が第三号ロ」に改め、同項第一号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 産業物を製造工程において原材料として再生利用する機械その他の減価償却資産

第四十二條の五第一項に次の一を加える。

六 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第五條第一項に規定する承認事業者等が同法第二條第四項第一号に掲げる特定事業活動に係る同法第五條第二項に規定する承認事業計画に従つて取得又は製作若しくは建設をする機械その他の減価償却資産のうちエネルギーの使用の合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの（前各号に掲げる減価償却資産に該当するものを除く。）

第四十二條の五第二項中「第四十六條の三」を「第四十六條の四」に改める。

第四十二條の六第一項及び第二項中「法人税法の施行地を「国内」に、「第四十六條の三」を「第四十六條の四」に、「同法」を「法人税法」に改め、同条第三項中「法人税法の施行地を「国内」に改める。

第四十二條の七第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日（第一号に掲げる法人については、平成六年六月三十日）」に、「法人税法の施行地を「国内」に、「第四十六條の三」を「第四十六條の四」に、「同法」を「法人税法」に改め、「百分の三十」の下に（当該特定事業基盤強化設備が第五号に定める資産である場合には、百分の二十）を加え、同項第一号中「特定農産加工業者」の下に（中小企業業者等）を、「農業協同組合等」の下に（をいう。第五号において同じ。）を加え、同項に次の一を加える。

五 農業を営む法人（中小企業業者等に限る。）で農業機械化促進法第五條の三第二項に規定する導入計画に定められた同項第三号に規定する特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件を満たすものとして大蔵省令で定めるところにより認定を受けたもの 同法第五條の二第二項第三号に規定する特定高性能農業機械に該当する機械及び装置のうち政令で定めるもの

第四十二條の七第二項中「法人税法の施行地を「国内」に、「同法」を「法人税法」に、「第四十六條の三」を「第四十六條の四」に、「合計額の百分の七に相当する金額」を「百分の七（当該特定事業基盤強化設備が前項第五号に定める資産である場合には、百分の五）に相当する金額の合計額」に改め、同条第三項中「法人税法の施行地を「国内」に、「合計額の百分の七に相当する金額」を「百分の七（当該特定事業基盤強化設備が第一項第五号に定める資産である場合には、百分の五）に相当する金額の合計額」に改める。

第四十二條の八第一項中「法人税法の施行地を「国内」に改め、「法人」の下に「特定国内販売会社を含む。」を加え、「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額の百分の百に相当する金額を、製品輸入増加割合（製品輸入増加額（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除し

た金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の第二号に掲げる金額に対する割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が百分の二十に改め、「当該製造業」の下に（特定国内販売会社）を加え、当該特定国内販売会社の営む事業）を加え、「第四十六條の三」を「第四十六條の四」に、「同法」を「法人税法」に、「（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。次項において同じ。）の百分の五十」を「百分の二十五（当該製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、当該製品輸入増加割合に二・五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」に改め、同条第二項中「前項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額の百分の百に相当する金額」を「製品輸入増加割合が百分の二十に改め、「百分の五」の下に（当該製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、当該製品輸入増加割合に二・五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」を加え、同条第六項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「政令で定めるもの」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一を加える。

一 特定国内販売会社 その発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上の数又は額の株式又は持分が製造業を営む第二條第一項第二号に規定する外国法人により所有されている内国法人で、当該外国法人の製造した輸入促進対象製品を国内において販売しているもの

法 人 計 画 資 産

法	人	計	画	資	産
山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十二條第五項に規定する認定法人（政令で定めるものに限る。）	同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画（以下この号において「保全事業等の計画」という。）	同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画（以下この号において「保全事業等の計画」という。）	同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画（以下この号において「保全事業等の計画」という。）	同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画（以下この号において「保全事業等の計画」という。）	同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画（以下この号において「保全事業等の計画」という。）

として政令で定めるものをいう。 第四十三條第一項の表の第一号中「百分の二十」を「百分の二十とし、特定の物質によるオゾン層の破壊の防止に著しく資する機械その他の減価償却資産として政令で定めるものについては百分の二十一とする。」に改め、同表の第四号中「百分の十二」を「百分の十」に改め、同表の第五号中「本邦を、本邦に、百分の十八」を「百分の十八とし、油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるタンカーについては百分の二十とする。」に改める。

第四十三條の三第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。 第四十三條の四第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十二條第五項に規定する認定法人（政令で定めるものに限る。）に該当する」を「次の表の各号の上欄に掲げる」に、「平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に行われた同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画」を「当該各号の中欄に掲げる計画（平成三年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に同欄に規定する認定が行われたものに限る。）に、「同項に規定する保全事業等（以下この項において「保全事業等」という。）の用に供される建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの」を「当該各号の下欄に掲げる減価償却資産」に、「保全事業用資産」を「保全事業等資産」に、「保全事業等の用」を「事業の用」に改め、同項に次の表を加える。

法	人	計	画	資	産
山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十二條第五項に規定する認定法人（政令で定めるものに限る。）	同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画（以下この号において「保全事業等の計画」という。）	同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画（以下この号において「保全事業等の計画」という。）	同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画（以下この号において「保全事業等の計画」という。）	同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画（以下この号において「保全事業等の計画」という。）	同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画（以下この号において「保全事業等の計画」という。）

二 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものに限る。)

同条の規定に係る同条に規定する事業計画(以下この号において「事業計画」という。)

当該事業計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの

第四十四条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項の表の第二号中「百分の七」を「百分の六」に改める。

第四十四条の四第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」(同表の第二号の上欄に掲げる法人については、平成六年六月三十日)に改め、同項の表の第一号中「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の二十一」を「百分の二十」に改め、同表の第二号中「百分の十五」を「百分の十四」に改める。

第四十四条の五第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「五年以内」を「八年以内」に改め、「定める期間」の下に「(以下この項において「適用期間」という。)」を加え、「取得し、又は特定余暇利用施設を建設して」を「取得し、又は建設をいう。以下この項において同じ。」として、「取得価額の百分の十三に相当する

金額を」取得価額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 適用期間の開始の日から五年以内に取得等をした特定余暇利用施設 百分の十三
二 適用期間の開始の日から七年以内に取得等をした特定余暇利用施設(前号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。 百分の十
三 適用期間の開始の日から八年以内に取得等をした特定余暇利用施設(前二号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。 百分の八

第四十四条の六第一項中「その製作」の下に「又は建設」を、「又は製作」の下に「若しくは建設を加え、同項の表中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

二 電波の共同利用を可能とするための高度の機能を有する無線設備その他の設備で電波の効率的な利用に著しく資するものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人	平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで	当該設備でその取得価額が政令で定める金額以上のもの	百分の二十
三 電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者に該当する法人	平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで	電気通信業務の安定的な提供に著しく資する設備で政令で定めるもの	百分の二十

第四十四条の八第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。
第四十五条の二第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「製作後」を「製

作の後」に改め、同条第二項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「製作若しくは建設の後」を「製作若しくは建設して」に改め、同項の表の第一

号を削り、同条第三項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「老人保健法第六条第四項に規定する老人保健施設の利用に供される」を「次の各号に掲げる」に、「老人保健施設用建物」を「特定医療用建物」に改め、「若しくは前項」を削り、「百分の十に相当する金額」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 老人保健法第六条第四項に規定する老人保健施設の利用に供される建物及びその附属設備 百分の十
二 病院のうち老人保健法第四十八条第一項に規定する看護強化病棟に収容された患者のための施設で政令で定めるものの用に供される建物及びその附属設備 百分の八
三 病院のうち医療法第一条の五第二項に規定する療養型病床群に収容された患者のための施設の利用に供される建物及びその附属設備 百分の八

第四十六条第一項第一号中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成五年三月三十一日」を「平成六年六月三十日」に改め、同項第三号中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。
第四十六条の二第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「百分の二十五」を「百分の五十(当該法人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二十五)」に、「百分の十四」を「百分の二十四」に、「百分の十九」を「百分の三十二」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 障害者 精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。

二 障害者雇用割合 当該事業年度終了の日ににおける常時雇用する従業員の数に對する雇用障害者数の割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

三 雇用障害者数 当該事業年度終了の日における常時雇用する障害者の数(当該障害者のうちに障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第三号に規定する重度身体障害者又は同条第五号に規定する重度精神薄弱者(以下この号において「重度の障害者」という。))がある場合には、当該重度の障害者の数を加算した数)と通常の従業員よりも労働時間が短い重度の障害者である従業員の数を合計した数として政令で定める数をいう。

第四十六条の二第四項中「係る同項の」を「係る」に改める。
第四十六条の三第一項中「法人税法の施行地」を「国内」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却)

第四十六条の四 青色申告書を提出する法人が、次の各号に規定する認定のあつた日を含む事業年度からその事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日において当該各号に掲げる場合に該当する場合においては、同日において当該法人の有する当該各号に定める減価償却資産(当該事業年度における償却額の計算に關し第四十三条から第四十五条の二まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該資産の普通償却限

度額(第五十二條の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の二十に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二條の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

一 当該法人が、平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に、農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画(同法第二十三條第七項の規定により認定計画とみなされたものを除く。以下この号において「農業経営改善計画」という。)に係る同法第十二条第三項の規定を受けた農業生産法人(農地法第二條第七項に規定する農業生産法人をいう。以下この号において同じ。)で、当該農業経営改善計画に従つて所有権若しくは使用収益権(地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権をいう。以下この号において同じ。)の取得(贈与、出資又は合併による取得を除く)をし、又は使用収益権の設定(当該農業生産法人の組合員又は社員所有する農業経営基盤強化促進法第四條第一項第一号に規定する農用地(以下この号において「農用地」という。)に係るものその他の政令で定めるものを除く)を受けた農用地の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該農用地において農業を営んでいることについて大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合、農業用の機械及び装置(これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む)、建物及びその附属設備並びに生物(当該農業生産法人が当該農業経営改善計画に係る認定前に他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、これらの減価償却資産のうち新たな農業経営改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。)

二 当該法人が、平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に、林業等振興資金融通暫定措置法第五條第二項に規定する合理化計画(その申請が同項第二号に掲げる法人で政令で定めるものと共同でされたものに限る。以下この号において「合理化計画」という。)に係る同項の規定を受けた法人のうち主として素材生産業を営むものとして政令で定めるもので、当該合理化計画に従つて同項に規定する事業規模の拡大が行われていることについて大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合、林業用の機械及び装置(当該法人が当該合理化計画に係る認定前に他の合理化計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、当該機械及び装置のうち新たな合理化計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作したものに限る。)

2 第四十三條第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十七條第三項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、「第四十五條の二」の下に、「第四十六條の三」を加え、「百分の十八」を「百分の十七」に改め、同条第四項中「附属設備」の下に、「(第四号の三及び第四号の四に掲げる建築物については、建物及びその附属設備と同時に設置される駐車場の用に供する機械及び装置で大蔵省令で定めるものを含む。)」を加え、同項第四号の三イ中「掲げる駐車場の」の下に「(次号において「都市計画駐車場」という。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の四 次に掲げる自転車駐車場の用に供される建築物

イ 都市計画駐車場として建築し、又は設置される自転車駐車場(自転車の駐車のため施設で、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自転車の駐車のために供する部分を設けるもの又は大蔵省令で定める特殊の装置を用いるものをいう。以下この号において同じ。)

ロ 一般公共の用に供されるものであることその他の政令で定める要件を満たす自転車駐車場

第四十八條第一項中「法人税法の施行地」を「国内」に、「若しくは第四十六條の三」を「第四十六條の三若しくは第四十六條の四」に、「同法」を「法人税法」に改める。

第四十九條第一項及び第五十條第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第五十二條第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」(第三号及び第六号に掲げる法人に対するものについては、平成六年六月三十日)に改め、同項に次の一号を加える。

九 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二十条第一項に規定する事業計画(同法第二條第四項第三号、第四号又は第七号に掲げる同項に規定する特定事業活動について計画が定められているものに限る。)

同法第二十条第一項の承認を受けた同法第二條第七項に規定する組合等 同法第二十五條第一項に規定する負担金

第五十四條第一項中「法人税法の施行地内」を「国内」に改め、「定める法人の下に」(特定国内販売会社を除く。))を加え、「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額の百分の百十に相当する

金額」を「製品輸入増加割合(製品輸入増加額(第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。以下この項において同じ。))の第二号に掲げる金額に対する割合をいう。以下この項において同じ。))が百分の二に改め、「(第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。))を削り、「百分の二十」の下に「(当該製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、当該製品輸入増加割合に二を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))」を加え、同条第五項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「政令で定めるもの」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 特定国内販売会社 その発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上の数又は額の株式又は持分が製造業を営む第二條第一項第二号に規定する外国法人により所有されている外国法人で、当該外国法人の製造した輸入促進対象製品を国内において販売しているものとして政令で定めるものをいう。

第五十五條第二項第七号中「法人税法の施行地」を「国内」に改める。

第五十五條の七第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第五十六條の三第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「二十一万円」を「十九万円」に改める。

第五十六條の四第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第五十六條の五第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号を次のように改める。

一 情報処理の促進
に關する法律第二
条第三項に規定す
るソフトウェア業
(第三項において
「ソフトウェア業」
という。)を管轄法

イ 同条第二項に規定するプログラムの(以下この号及び第三号において「プログラム」という。)で同法第三條第一項第二号に掲げるものとして政令で定めるプログラムの(以上この号において「プログラム」と総称する。)のうち他のプログラムの実行を制御するもの(以下この号において「制御プログラム」という。)の開發に要する費用	ロ 汎用プログラムのうち制御プログラム以外のものの開發に要する費用	ハ 情報処理システムの構想、企画、設計、評価若しくは監査又は情報処理システムの利用若しくは教育若しくは指導に關する役務として政令で定めるものの開發に要する費用
当該法人が開発した制御プログラムとして政令で定めるものの譲渡又は提供に係る当該事業年度の収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の十に相当する金額	制御プログラム以外の汎用プログラムで当該法人が開発したものとして政令で定めるものの譲渡又は提供に係る当該事業年度の収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の二十五に相当する金額	当該役務で当該法人が開発したものとして政令で定めるものの提供に係る当該事業年度の収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の十に相当する金額

第五十七條の五第八項第一号及び第五十七條の六第四項第一号中「法人税法の施行地」を「国内」に改める。
第三章第二節中第五十七條の八を第五十七條の九とし、第五十七條の七の次に次の一条を加える。

(再生資源利用促進準備金)

第五十七條の八 青色申告書を提出する法人でエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に關する事業活動の促進に關する臨時措置法第二條第四項第六号に掲げる特定事業活動に關する同法第五條第二項に規定する承認事業計画(以下この項及び第三項において「承認事業計画」という。)に係る同法第四條第一項の承認を受けたものが、平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(設立合併による設立を除く。)の日(法人税法

第二條第四号に規定する外国法人にあつては同法第四十一條第一号に掲げる外国法人に該当することとなつた日とし、同法第二條第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに同法第十三号に規定する収益事業を開始した日とする。)を含む事業年度、解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。において、当該承認事業計画に従つて行う再生資源(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に關する事業活動の促進に關する臨時措置法第二條第四項第六号に規定する再生資源をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の分別回収又は当該再生資源を利用して製造した製品の市場の開拓に要する費用の支出に備えるため、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金

2

額の百分の十五(政令で定める再生資源については、百分の五)に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により再生資源利用促進準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
一 当該適用年度における当該再生資源を利用して製造した製品の販売による収入金額として政令で定めるところにより計算した金額
二 当該適用年度の直前の事業年度における当該再生資源を利用して製造した製品の販売による収入金額として政令で定めるところにより計算した金額(当該事業年度の月数と当該適用年度の月数が異なる場合には、当該金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額)
前項の規定の適用を受けた法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された再生資源利用促進準備金の金額(その日まで次に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)がある場合には、当該再生資源利用促進準備金の金額については、その積立てをした事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積立てをした事業年度の所得の金額の計算上前項の規定により損金の額に算入された金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額(当該計算した金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額)に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の再生資源利用促進準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第五号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する再生資源利用促進準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 当該再生資源を利用して製品の製造を行わないこととなつた場合、その行わないこととなつた日における再生資源利用促進準備金の金額
二 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に關する事業活動の促進に關する臨時措置法第五條第二項の規定により承認事業計画に係る承認が取り消された場合、その取消しの日における再生資源利用促進準備金の金額
三 承認事業計画に定める計画期間が経過した場合、その経過した日における再生資源利用促進準備金の金額
四 解散した場合、当該解散の日における再生資源利用促進準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

五 前項、前各号及び次項の場合以外の場合において再生資源利用促進準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における再生資源利用促進準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額
第一項の再生資源利用促進準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消

4

届出書の提出をした場合には、その承認の取消

しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日以後である場合には、同日)における再生資源利用促進準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該再生資源利用促進準備金の金額については、前二項及び第八項の規定は、適用しない。

5 第一項及び第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第一項に規定する法人が合併法人である場合における同項第二号に掲げる金額の計算の特例その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7 第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十四条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の再生資源利用促進準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「者でないとき」とあるのは「者又は当該事業年度終了の日までに当該承認事業計画につき第五十七条の八第一項に規定する承認を受けた者でないとき」と、同条第十四項中「第六項」とあるのは「第五十七条の八第二項」と読み替へるものとする。

第五十八条の二第二項中「法人税法の施行地内」を「国内」に、「海外の地域(同法の施行地外の地域をいう。以下次条までにおいて同じ。)」を「国外」に改め、同条第三項中「海外の地域」を「国外」に改める。

第五十八条の三第一項第一号中「の額に相当する金額」の下に「当該事業年度において探鉱の実施のために交付される国の補助金がある場合に

は、当該補助金に相当する金額を控除した金額」を加え、同条第二項中「海外の地域」を「国外」に改める。

第六十一条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第三章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二 農業生産法人の課税の特例

(農用地利用集積準備金)

第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで

の間に開始する各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。))終了の日において農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の規定に係る同

条第七項に規定する特定農用地利用規程(以下この項及び第三項において「特定農用地利用規程」という。)に定める同条第四項の特定農業法

人(第三項において「特定農業法人」という。)に該当事業年度の、当該事業年度において、同法

第四条第一項第一号に規定する農用地について当該特定農用地利用規程の定めるところに従い

同法第二十三条第五項第三号の利用権の設定等又は農作業の委託を受けるために要する費用の

支出に備へるため、当該事業年度の農業に係る収入金額として政令で定める金額の百分の十に

相当する金額(以下「金額」という)を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分によ

り積立金として積み立てる方法を含む。)により農用地利用集積準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定の適用を受けた法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された農用地利用集積準備金の金額(その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これら

の金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうちその積立てをした事業年度終了の日の翌日から五年を経過した日がある場合には、その五年を経過した農用地利用集積準備金の金額は、その五年を経過した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の農用地利用集積準備金を積み立てて

いる法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第四号に掲

げる場合に該当するときは、同号に規定する農用地利用集積準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 特定農用地利用規程の認定が取り消された場合又は当該法人が特定農業法人に該当しないこととなつた場合、その取消の日又は該

当しないこととなつた日における農用地利用集積準備金の金額

二 特定農用地利用規程の農業経営基盤強化促進法第二十三条第九項に規定する有効期間が経過した場合、その経過した日における農用地利用集積準備金の金額

三 解散した場合、当該解散の日における農用地利用集積準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において農用地利用集積準備金の金額を取り崩した場合は、その取り崩した日における農用地利用集積準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

第一項の農用地利用集積準備金を積み立てて

いる法人が青色申告書の提出の承認を取り消さ

れ、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日以後である場合には、同日)における農用地利用集積準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該農用地利用集積準備金の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

5 第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6 第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項前段の規定は、第一項の農用地利用集積準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「者でないとき」とあるのは「者又は第六十一条の二第一項に規定する特定農業法人でないとき」と、同条第十四項前段中「第六項」とあるのは「第六十一条の二第二項」と読み替へるものとする。

(農用地等取得した場合の課税の特例)

第六十一条の三 前条第一項の農用地利用集積準備金の金額(同条第四項の規定の適用を受けるものを除く。)を有する法人が、各事業年度において、同条第一項に規定する特定農用地利用規程の定めるところに従い同項に規定する農用地(当該農用地に係る賃借権を含む。以下この項において同じ。)の取得(贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。)をし、又はその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない農業用の機械その他の減価償却資産で当該法人が同条第一項に規定する利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けることに伴い必要となるものとして政令で定めるも

の(以下この項及び第四項において「特定農業用機械等」という。)を取得し、若しくは特定農業用機械等を製作し、若しくは建設して、当該農用地又は特定農業用機械等(第五項において「農用地等」という。)を当該法人の農業の用に供した場合には、当該事業年度において同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた同条第一項の農用地利用集積準備金の金額に相当する金額(以下この項において「圧縮限度額」という。)

の範囲内でのその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することにより代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受けた特定農業用機械等については、第四十二条の四第二項から第四項までの規定並びに第四十二条の五から第四十二条の七まで、第四十三条から第四十五条の二まで及び第四十六条の四から第四十五条の二まで並びにこれらに係る第五十二条の三第一項

の規定は、適用しない。

5 第一項の規定の適用を受けた農用地等について法人税に関する法令の規定を適用する場合における当該農用地等の取得価額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十二条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第六十二条の三第二項第一号イ中「法人税法の施行地」を「国内」に改め、同条第五項中「前項第七号」を「前項第六号」に改め、同条第六項中「第四項第七号若しくは第八号」を「第四項第六号から第八号まで」に、「同項第七号」を「同項第六号」に改め、同条第七項中「第四項第七号」を「第四項第六号」に改める。

第六十四条第六項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第六十五条の四第一項第十六号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」を「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律第三十七条第一項の規定により管理地区として指定された区域内の土地が国若しくは地方公共団体に買収取られる場合又は鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に、「又は地方公共団体」を、若しくは地方公共団体に改め、「場合」の下に「(第六十四条第一項第二号又は前条第一項第三号の規定の適用がある場合を除く。)」を加える。

第六十五条の五第一項中「農業振興地域の整備に関する法律第二十三条第一項に規定する勧告に係る協議、調停又はあつせんにより譲渡した場合、同法第八條第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地等を農用地利用増進法第七条の規定による公告があつた同条の農用地利用増進計画の定めるところにより譲渡した場合その他農地保有の合理化のために土地等を譲渡した場合として政令で定める」を「次の各号に掲げる」に、「当該該当を」を「当該各号に該当」に改め、同項に次の各号を加える。

一 農業振興地域の整備に関する法律第二十三条第一項に規定する勧告に係る協議、調停又はあつせんにより譲渡した場合その他農地保有の合理化のために土地等を譲渡した場合として政令で定める場合

二 農業振興地域の整備に関する法律第八條第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地等を農業経営基盤強化促進法第十九條の規定による公告があつた同条の農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合

三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九條第一項の規定による公告があつた同項の所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等(同法第二條第二項第一号又は第二号に掲げる土地及び当該土地の上に存する権利に限

十七 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九條第一項の規定による公告があつた同項の所有権移転等促進計画(以下この号において「所有権移転等促進計画」という。)の定めるところにより譲渡をされる土地等(同法第二條第二項第二号から第三号までに掲げる土地及び当該土地の上に存する権利に限る。)

第六十五条の七第七項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同条第十項第二号中「第十七号」を「第十八号」に改める。

第六十五条の八第一項中「第十七号」を「第十八号」に改める。

第六十六条第一項第三号中「同法の施行地(以下この号において「国内」という。)」を「国内」に改める。

第六十六条の五第三項中「第二條第一項第一号」を「第二條第一項第一号の二」に改め、同条第七項中「法人税法の施行地(以下この項において「国内」という。)」を「国内」に、「法人税法の施行地」を「国内」に改める。

第六十六条の六第二項中「第二條第一項第一号」を「第二條第一項第一号の二」に改める。

る。)の譲渡(農林業の体験のための施設その他の大蔵省令で定める施設の用に供するためのもをを除く。)をした場合(前条第一項第一号の規定の適用がある場合を除く。)

第六十五条の七第一項の表以外の部分中「第十九号」を「第二十号」に、「第十七号」を「第十八号」に改め、同表の第一号及び第十五号中「法人税法の施行地」を「国内」に改め、同表の第十六号中「第六十五条の五第一項」を「第六十五条の五第二項」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同表の第十九号を同表の第二十号とし、同表の第十八号中「法人税法の施行地」を「国内」に改め、同表の第十九号とし、同表の第十七号中「法人税法の施行地」を「国内」に改め、同表の第十八号とし、同表の第十六号の次に次の一号を加える。

当該所有権移転等促進計画の定めるところにより取得をする土地等(農業又は林業の用に供されるものに限る。)

第六十六条の十第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日(第三号及び第六号に掲げる法人については、平成六年六月三十日)」に改め、同項に次の一号を加える。

九 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二條第七項に規定する組合等 同法第二條第一項の承認に係る同項に規定する事業計画において定められている同条第三項に規定する試験研究の用に直接供する固定資産

第六十六条の十二第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「法人税法の施行地」を「国内」に改め、同条第二項中「平成五年

三月三十一日」を「平成六年六月三十日」に改める。
第六十七条の四第六項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第六十七条の六第六項中「法人税法の施行地を「国内」に改める。

第六十八条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「法人税法の施行地外の地域」を「国外」に、「同法の施行地」を「国内」に改め、同条第二項中「法人税法の施行地」を「国内」に改める。

第六十八条の二第一項中「昭和六十年四月一日から平成二年三月三十一日まで」を「平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで」に、「各号に掲げる金額」を「各号に定める金額」に改め、同項第一号中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第二号中「(当該事業年度終了の日前四年以前に終了した事業年度において生じた繰越所得税額控除限度超過額を除く。以下この項及び次項において「前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額」という。)」及び「(次号に掲げる事業年度を除く。)」を削り、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同号口及びハ中「前三年以内の」を「当該」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「平成二年四月一日」を「平成七年四月一日」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第一号中「四年以前の繰越所得税額控除限度超過額」を「当該事業年度終了の日前四年以前に終了した事業年度において生じた繰越所得税額控除限度超過額(以下この項において「四年以前の繰越所得税額控除限度超過額」という。)」に改め、同項第二号中「と前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額」を「当該事業年度の事業年度から繰り越された繰越所得税額控除限度超過額(四年以前の繰越所得税額控除限度超過額を除く。以下この項において「前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額」という。)」に改める。
第三章第八節第六十八条の四の次の一条を加える。

(適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例)

第六十八条の五 法人税法第八十四条第三項に規定する適格退職年金契約(次項において「適格退職年金契約」という。)に係る信託、生命保険又は生命共済の業務を行う同条第二項第一号から第三号までに掲げる法人が特例適格退職年金契約を締結している場合における同項に規定する退職年金等積立金額については、同項第一号イ中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第六十八条の五第二項(適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例)に規定する特例適格退職年金契約(以下この項において「特例適格退職年金契約」という。))については、各特例適格退職年金契約につき、当該契約に係る信託財産の価額から、当該契約を締結した当該内国法人が厚生年金基金水準相当給付(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第二百三十二条第三項年金給付の基準に規定する相当する水準の給付の額から同条第二項に規定する額(当該契約に係る事業主が厚生年金基金の同法第七十七条第三項代議員会に規定する設立事業所の事業主である場合には、当該厚生年金基金が行う給付の額を控除した額の給付に準じた給付をいう。以下この号及び次号イにおいて同じ。))を行うものとした場合に当該厚生年金基金水準相当給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した残額(当該控除した残額のうちに、当該契約に係る掛金の額でその信託の受益者が負担した部分の金額(その信託財産に係るものに限る。))がある場合には、当該控除した残額からその部分の金額を控除した金額」として政令で定めるところにより計算した金額」と、同項第二号イ中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(特例適格退職年金契約については、各特例適格退職年金契約につき、当該契約に係る責任準備金額のうち共済掛金積立金に相当する金額から、当該契約を締結した当該農業協同組合連合会が厚生年金基金水準相当共済給付(厚生年金保険法第二百三十二条第三項に規定する相当する水準の給付の額から同条第二項に規定する額を控除した額の給付に準じた給付をいう。以下この号において同じ。))を行うものとした場合に当該厚生年金基金水準相当共済給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した残額(当該控除した残額のうちに、当該契約に係る掛金の額でその共済金受取人が負担した部分の金額(その共済掛金積立金に係るものに限る。))がある場合には、当該控除した残額からその部分の金額を控除した金額」として政令で定めるところにより計算した金額」とする。

2 前項に規定する特例適格退職年金契約とは、適格退職年金契約のうち、使用人が少数である保険料積立金に相当する金額から、当該契約を締結した当該内国法人が厚生年金基金水準相当給付を行うものとした場合に当該厚生年金基金水準相当給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した残額(当該控除した残額のうちに、当該契約に係る保険料の額でその保険金受取人が負担した部分の金額(その保険料積立金に係るものに限る。))がある場合には、当該控除した残額からその部分の金額を控除した金額」として政令で定めるところにより計算した金額」と、同項第三号イ中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(特例適格退職年金契約については、各特例適格退職年金契約につき、当該契約に係る責任準備金額のうち共済掛金積立金に相当する金額から、当該契約を締結した当該農業協同組合連合会が厚生年金基金水準相当共済給付(厚生年金保険法第二百三十二条第三項に規定する相当する水準の給付の額から同条第二項に規定する額を控除した額の給付に準じた給付をいう。以下この号において同じ。))を行うものとした場合に当該厚生年金基金水準相当共済給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した残額(当該控除した残額のうちに、当該契約に係る掛金の額でその共済金受取人が負担した部分の金額(その共済掛金積立金に係るものに限る。))がある場合には、当該控除した残額からその部分の金額を控除した金額」として政令で定めるところにより計算した金額」とする。

事業主その他これに類する者との契約であることその他の政令で定める要件を備えたものをいう。

第七十条の九第二項中「年四・八パーセント」の下に「(平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に延納の許可を受けた相続税額に係る利子税で平成五年四月一日以後の期間に対応するものについては、年四・二パーセント)」を加える。

第七十二条から第七十五条までの規定中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第七十七条中「平成五年十二月三十一日」を「平成七年十二月三十一日」に改める。

第七十七条の二第二項中「農地法第三条第二項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業」を「農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業」に、「同項ただし書に規定する農地 採草放牧地又は開発して農地」を「同条第一項第一号に規定する農用地又は開発して耕作の目的に供される土地」に改める。

第七十七条の三「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「次の各号」を「次の表の各号の上欄に」、「当該各号」を「当該各号の上欄に」、「に掲げる日」を「の中欄に掲げる日」に、「第一号に規定する土地の所有権の移転の登記にあつては千分の三十とし、第二号に規定する土地の所有権の移転の登記にあつては千分の二十五」を「当該各号の下欄に掲げる割合」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

農業振興地域の整備に関する法律第二十三条第一項に規定する勧告に係る協議、調整又はあっせんにより、同法第八条第一項に規定する農業振興地域整備計画(政令で定めるもの)に限る。地区として定められている区域内にある農用地(同条第一号から第三号までに掲げる土地又は政令で定める土地の取得をした場合)	
当該勧告、調整又はあっせんがあつた日	千分の三十五

二 農業経営基盤強化促進法第四項第一号に規定する利用施設等促進事業により農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域内にある土地で政令で定めるものの取得をした場合	千分の二十五
三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第三項第三号に規定する農林地所有権移転等促進事業により政令で定める土地を取得し、当該農業を営む者の農業の用に供した場合	千分の三十

第七十七条の四第二項及び第七十八条中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第七十八条の二中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「千分の三十」を「千分の三十五」に改める。

第七十八条の四中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第八十二条を削り、第八十二條の二を第八十二條とし、第八十二條の三を第八十二條の二とする。

第八十三條の見出し中「移転登記」を「移転登記等」に、「軽減等」を「軽減」に改め、同条第二項中「平成元年四月一日から平成五年三月三十一日まで」を「平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで」に、「ついでには」を「係る登録免許税の税率は」に、「登録免許税を課さない」を「登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の二とする」に改める。

第八十五條第一項中「第八十七條の二」を「第八十七條の三」に改める。

第八十七條中「第三章」の下に「及び次条」を、「同章」の下に「及び同条」を加える。

第六章第二節中第八十七條の二を第八十七條の三とする。

第八十七條の次に次の一条を加える。

(低アルコール分のしやうちゆう等に係る酒税の税率の特例)

第八十七條の二 次の表の上欄に掲げる酒類(発泡性を有するものを除く。)でアルコール分(酒税法第三條第一号に規定するアルコール分をいう。以下この条において同じ。)が十三度未満のもの(リキール類についてはアルコール分が十二度未満のものに限る。)に対する酒税の税率は、同法第二十二條第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、次項に掲げる算式により算出した金額とする。

酒類	品目	基準	基準税率
しょうちゆう	しょうちゆう甲類	二十五度	十一万九千八百円
しょうちゆう	しょうちゆう乙類	二十五度	七万八千八百円
ウイスキー類		四十度	九十八万二千三百円
スピリッツ類	スピリッツ	三十七度	三十三万四千四百円
リキール類		十二度	八万五千円

2 前項に規定する算式は、次に掲げるものとし、当該算出の過程において生ずる一円未満の端数の金額及び当該酒類のアルコール分の数値の一度未満の端数は、切り捨てて計算するものとする。

3 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 しやうちゆう又はしやうちゆう甲類若しくはしやうちゆう乙類 酒税法第三條第五号に規定するしやうちゆう又は同法第四條第一項に規定するしやうちゆう甲類若しくはしやうちゆう乙類をいう。

二 ウイスキー類 酒税法第三條第九号に規定するウイスキー類をいう。

三 スピリッツ類又はスピリッツ 酒税法第三條第十号に規定するスピリッツ類又は同法第四條第一項に規定するスピリッツをいう。

四 リキール類 酒税法第三條第十一号に規定するリキール類をいう。

第八十八條の二第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

第八十九條第一項及び第二項を削り、同条第三項中「平成五年三月三十一日」を「平成五年十一月三十日」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 平成五年十二月一日から平成十年三月三十一日までの間に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税額は、揮発油税法第九條及び地方道路税法第四條の規定にかかわらず、揮発油一キロリットルにつき、揮発油税にあっては四万八千六百円の税率により計算した金額とし、地方道路税にあっては五千二百円の税率により計算した金額とする。

第八十九條第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第三項の規定」を「第一項の規定」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の三項を加える。

4 第二項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法第七條第二項、第九條第二項、第十條第一項、第十二條第三項及び第十三條第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「五百三十八分の五十二」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「五百三十八分の四百八十六」として、これらの規定を適用する。

5 第一項の規定の適用を受けた揮発油につき、揮発油税法第七條及び地方道路税法第九條第一項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする月分が平成五年十二月分以後の各月分であるときは、当該揮発油については、第二項の規定の適用を受けた揮発油を揮発油の製造者がその製造場に戻し入れ、又は移入したものとみなして揮発油税法第十七條及び地方道路税法第九條の規定を適用する。

6 前項の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油につき、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第七條の規定の適用がある場合について準用する。

第八十九條の三第一項及び第八十九條の四第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第九十條の九第一項中「平成五年四月三十日」を「平成十年四月三十日」に改める。

第九十一條第二項第二号イ及びロを次のように改める。

イ 銀行その他の政令で定める金融機関のうち、証券取引法第六十五條の二第一項の規

定するものとする。

定により、前項の規定の適用を受ける約束
手形に係る業務につき大蔵大臣の認可を受
けたもの

口 証券取引法第二項第九項に規定する証券
会社のうち、同法第二十八條第二項第三号
又は第四号に掲げる免許を受けたもの
第九十一條第二項第二号に次のように加える。

ハ 外国証券業者に関する法律第二條第二号
に規定する外国証券会社のうち、同法第三
條第三項第三号又は第四号に掲げる免許を
受けたもの

第九十一條の次に次の一條を加える。

(株式分割等に係る証券の印紙税の非課税)

第九十一條の二 証券取引法第二條第十一項に規
定する証券取引所に上場されている株式又は同
法第七十五條第一項に規定する店頭売買有価証
券登録簿に登録されている株式の発行者であ
る法人が、平成五年一月一日以後に行われた商
法第二百八十八條第一項の規定による株式の分割
に係る取締役会の決議又は同法第三百四十二條
第一項の規定による商法等の一部を改正する法
律(昭和五十六年法律第七十四号)附則第十六條
第一項に規定する一単位の株式の数(以下この
項において「単位の株式の数」という。)の変更
に係る株主総会の決議に基づき平成五年四月一
日から平成七年三月三十一日までの間に作成す
る印紙税別表第一第四号に掲げる証券(以下
この条において「証券」という。)のうち、次に掲
げるもの(当該株式の分割の日又は一単位の株
式の数の変更の日属する事業年度(法人税法
第一編第五章に規定する事業年度をいう。)にお
いて作成するものに限る。)については、印紙税
を課さない。

一 発行済株式の総数と同数以上の新株を発行
する株式の分割(当該株式の分割に併せて一
単位の株式の数を増加させる株式の分割にあ
つては、政令で定めるものに限る。)により、
その株主の有する株式の数に応じて新たに発

行する証券(当該株式の分割が額面株式の一
株の金額を減少させるものである場合には、
当該金額の減少により、その株主から提出さ
れた証券と交換するために新たに発行する株
券を含む。)

二 一単位の株式の数の変更(一単位の株式の
数を二分の一以下に変更する場合に限るもの
とし、当該変更を併せて株式の併合を行う場
合を除く。)により、その株主から提出された
証券と交換するために新たに発行する証券
三 第一号に規定する株式の分割又は前号に規
定する一単位の株式の数の変更により、新た
に一株又は一単位の株式の数となることに伴
い発行される一株の証券及び一単位の株式の
数の証券

2

前項の規定は、同項各号に掲げる証券に該當
することにつき大蔵省令で定めるところにより
当該証券を作成しようとする場所の所在地の所
轄財務局長に届け出たもので、かつ、大蔵省令
で定める表示がされたものに限り、適用する。
第九十三條第二項中「第九十三條第一項」を「第
九十三條の二第一項」に改め、同条を第九十三條
の二とし、第六章第五節中同条の前に次の一條を
加える。

(証券取引法の一部改正に伴う有価証券取引税
の特例)

第九十三條 証券取引法第二條第一項第八号から
第十一号までに掲げる証券又は証券のうち次の
各号に掲げる証券又は証券については、第一号
に掲げる証券又は証券にあつては有価証券取引
税法第二條第一項第三号に掲げる社債券と、第
二号から第四号までに掲げる証券又は証券にあ
つては外国社債券(外国法人の発行する有価証
券で同条第二項の規定により当該社債券に含ま
れるものをいう。以下この条において同じ。)と
みなして、同法の規定(同法第七條の規定を除
く。)を適用する。この場合において、同法第八
條の規定の適用については、同条中「左に掲げ

る有価証券の譲渡」とあるのは、「左に掲げる有
価証券の譲渡(租税特別措置法(昭和三十三年法
律第二十六号)第九十三條第一項の規定により
社債券又は同項の外国社債券とみなされたもの
については、政令で定めるものを除く。)」とす
る。

一 証券取引法第二條第一項第八号に掲げる証
券又は証券

二 証券取引法第二條第一項第九号に掲げる証
券又は証券で前号に掲げる証券又は証券の性
質を有するもの

三 証券取引法第二條第一項第十号に掲げる証
券又は証券

四 証券取引法第二條第一項第十一号に掲げる
証券又は証券のうち、譲渡性預金(払戻しに
ついて期限の定めがある預金で指名債権でな
いものをいう。)の預金証書で外国法人の発行
するもの

2

前項第一号、第二号及び第四号に掲げる証券
又は証券で同項の規定により同項の社債券又は
外国社債券とみなされたもののうち、その発行
から償還までの期間が短期であるものとして政
令で定めるものの譲渡については、金融制度及
び証券取引制度の改革のための関係法律の整備
等に関する法律(平成四年法律第八十七号)の施
行の日から平成七年三月三十一日までの間に行
われるものに限り、有価証券取引税を課さな
い。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成五年四月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(第二十條の四)を「第二十
條の五」に改める部分及び「第五十七條の八」
を「第五十七條の九」に改める部分に限る。、
第十條の二第二項の改正規定(又は第三号に
掲げる減価償却資産)を「若しくはハ、第三号、

第五号又は第六号に掲げる減価償却資産(第
五号に掲げる減価償却資産については、政令
で定めるものに限る。)」に改める部分(同項第
六号に係る部分に限る。及び「当該取得価額」
を「当該取得価額(第六号に掲げる減価償却資
産で一、一の生産設備を構成するものの取得価額
の合計額が二十億円を超える場合には、二十
億円に当該減価償却資産の取得価額が当該一
の生産設備を構成する減価償却資産の取得価
額の合計額のうち占める割合を乗じて計算
した金額)」に改める部分に限る。、同項に一
号を加える改正規定、第十八條第一項に一号
を加える改正規定、第二章第二節第二款中第
二十條の四の次に一條を加える改正規定、
第四十二條の五第一項の改正規定(又は第三
号イに掲げる減価償却資産)を「若しくはハ、
第三号イ、第五号又は第六号に掲げる減価償
却資産(第五号に掲げる減価償却資産につい
ては、政令で定めるものに限る。)」に改める
部分(同項第六号に係る部分に限る。及び「当
該取得価額」を「当該取得価額(第六号に掲げ
る減価償却資産で一、一の生産設備を構成するも
の取得価額の合計額が二十億円を超える場
合には、二十億円に当該減価償却資産の取得
価額が当該一の生産設備を構成する減価償却
資産の取得価額の合計額のうち占める割合
を乗じて計算した金額)」に改める部分に限
る。、同項に一号を加える改正規定、第五十
二條第一項に一号を加える改正規定、第三章
第二節中第五十七條の八を第五十七條の九と
し、第五十七條の七の次に一條を加える改正
規定及び第六十六條の十第一項に一号を加え
る改正規定並びに附則第六條第二項及び第十
二條第二項の規定、エネルギー等の使用の合
理化及び再生資源の利用に関する事業活動の
促進に関する臨時措置法(平成五年法律第

号)の施行の日

二 目次の改正規定(第四節 協同組合の課税の特例(第五十九条、第六十一条)を「第四節の特例(第五十九条、第六十一条)」を「第四節の特例(第五十九条、第六十一条)」を「第六十一

条の二・第六十一条の三」に改める部分に限る。)、第十号から第十号の四までの改正規定(第十三条の二を「第十三条の三」に改める部分に限る。)、第十号の五第一項の改正規定(第十三条の二第一項の下に「第十三条の三第一項」を加える部分に限る。)、同条第三

項の改正規定、第十二条の二の次に一条を加える改正規定(第十三条の三第一項の規定に係る部分に限る。)、第十三条の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定(「第四号イに掲げる者が同号イに定める要件に該当する場合」は「百分の三十」を削る部分及び同項第四号を削る部分に限る。)、同条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定(第十三条の三第一項第一号に係る部分に限る。)、第二十八号の三第十一項及び第三十三

条の六第二項の改正規定(第十四条を「第十三条の三」に改める部分に限る。)、第三十四条の三第二項第二号の改正規定、第三十七条第一項の表の第十五号の改正規定、第三十七

条の三第三項の改正規定(第十四条を「第十三条の三」に改める部分に限る。)、第四十二

条の四から第四十二号の八までの改正規定(「第四十六号の三」を「第四十六号の四」に改める部分に限る。)、第四十六号の三の次に一

条を加える改正規定(第四十六号の四第一項第一号に係る部分に限る。)、第四十七号第三

項の改正規定(「第四十五号の二」の下に「第四十六号の三」を加える部分に限る。)、

第四十八号第一項の改正規定(「若しくは第四十六号の三」を「第四十六号の三若しくは第四十六号の四」に改める部分に限る。)、第三

章第四節の次に一節を加える改正規定、第六

十五号の七第一項の改正規定(「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改める部

分に限る。)、並びに第七十七号の二第一項の改正規定並びに附則第十九条第一項及び第四

項、第二十二号(次条から第十六条まで又は昭和六十三年改正法附則第五号第三項)を「次

条から第十六条まで又は昭和六十三年改正法附則第五号第三項」と平成五年新法第十三条

の三第一項中「第十二条の三」であるのは「第十二条の三」まで又は昭和六十三年改正法

附則第五号第三項に改める部分、並びに第十四条から第十六条まで」とあるのは「第十四

条を「並びに第十三条の三から第十六条まで」とあるのは「第十三条の三」に改める部分

及び「平成四年新法第四十八号第一項中若しくは第四十六号の三」とあるのは「第四十六

条の三」を「平成五年新法第四十八号第一項中若しくは第四十六号の四」とあるのは「第四

十六号の四」に改める部分に限る。)、第二十四条(附則第七号第十八項の表の改正規定(第十四

条の三に係る部分に限る。))及び「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第

号)」による改正後の租税特別措置法第四十六号の三及び第四十六号の四並びにこれらに改める部分に限る。)、並びに第二十五号(同条第三項)を「第十三条の二」とあるのは「第十三条の三」と、同条第三項に改める部分、同条第四項を「第十三条の二」とあるのは「第十三条の三」と、同条第四項に改める部分、

「平成四年新法第四十二号の六」と「平成五年新法第四十二号の六」と、第四十六号の二

まで」とあるのは「第四十六号の二まで、第

四十六号の四」と改める部分及び「平成四年新法第四十二号の六」と「平成五年新

法第四十二号の六」と、第四十六号の二ま

で」とあるのは「第四十六号の二まで、第四

十六号の四」と改める部分及び「平成四年新法第四十二号の六」と「平成五年新

法第四十二号の六」と、第四十六号の二ま

で」とあるのは「第四十六号の二まで、第四

で」とあるのは「第四十六号の二まで、第四十六号の四」と改める部分に限る。)、規定農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律(平成五年法律第 号)の施行の日

三 目次の改正規定(第九十三号・第九十四

条を「第九十三号・第九十四号」に改める部

分に限る。)、第九十一号の改正規定、第九十

三条の改正規定及び同条を第九十三号の二と

し、第六章第五節中同条の次に一条を加える

改正規定並びに附則第二十一号の規定、金融

制度及び証券取引制度の改革のための関係法

律の整備等に関する法律(平成四年法律第八

十七号)の施行の日

四 第三条の三の次に一条を加える改正規定、

第四条第一項の改正規定(「所得税法の施行地を国内」に改める部分を除く。)、同条に

一項を加える改正規定、第四条の二第七項の改正規定及び第四条の三第七項の改正規定並

びに附則第三条から第五条までの規定、平成六年一月一日

五 第十号の四第一項の改正規定(「百分の三

十」の下に「当該特定事業基盤強化設備が第

五号に定める資産である場合には、百分の二

十」を加える部分に限る。)、同項に一号を加

える改正規定、同条第三項の改正規定(「合計

額の百分の七に相当する金額」を「百分の七

(当該特定事業基盤強化設備が第一項第五号

に定める資産である場合には、百分の五)に

相当する金額の合計額」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定(「合計額の百分

の七に相当する金額」を「百分の七(当該特定事

業基盤強化設備が第一項第五号に定める資産で

ある場合には、百分の五)に相当する金額の

合計額」に改める部分に限る。)、第四十二号

の七第一項の改正規定(「百分の三十」の下に

「当該特定事業基盤強化設備が第五号に定め

る資産である場合には、百分の二十」を加え

る部分に限る。)、同項に一号を加える改正規

る。並びに附則第九條第二項、第十四條第二項並びに第十六條第四項及び第五項の規定特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第 号）の施行の日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成五年分以後の所得税について適用し、平成四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税に係る限度額の特例に関する経過措置）

第三条 国内に住所を有する個人で新法第三条の四第一項に規定する老人等であるものが、平成六年一月一日において、同日前に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条の二第一項の規定によって預入した同項に規定する郵便貯金を有する場合に、当該郵便貯金については、新法第三条の四第一項の規定により読み替えられた所得税法第九条の二第一項の規定によって預入されたものとみなす。

（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措置）

第四条 新法第四条の二第七項の規定は、同条第一項に規定する勤労者が平成六年一月一日以後に提出する同条第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書又は同条第五項に規定する申告書について適用する。

（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措置）

第五条 新法第四条の三第七項の規定は、同条第一項に規定する勤労者が平成六年一月一日以後に提出する同条第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書又は同条第五項に規定する申告書について適用する。

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特例償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六条 新法第十条の二（同条第一項第六号に係る部分を除く。）の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条の二第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備については、なお従前の例による。

2 新法第十条の二（同条第一項第六号に係る部分に限る。）の規定は、個人がエネルギー等の利用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の施行の日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用する。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七条 新法第十条の四（同条第一項第五号に係る部分に限る。）の規定は、個人が農業機械化促進法の一部を改正する法律の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第八条 新法第十一条第一項の表の第一号、第四号及び第五号の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をするこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第一号、第四号及び第五号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新法第十一条の二第二項の表の第二号の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条の二第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

3 新法第十一条の三第三項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十一条の三第三項に規定する特定余暇利用施設については、なお従前の例による。

4 個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十一条の四第一項に規定する特定電波有効利用設備については、なお従前の例による。

5 個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十二条の二第二項第三号に掲げる同項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

6 個人が施行日前に取得等をした旧法第十三条第一項に規定する機械装置等を有する場合における新法第十三条の規定の適用については、同条第一項中「百分の二十四」とあるのは「百分の二十四（平成元年四月一日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をしたものについては百分の十五とし、同日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十四とする。）」と、「百分の三十二」とあるのは「百分の三十二（平成元年四月一日前に取得等をしたものについては百分の二十一とし、同日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十九とする。）」とする。

7 新法第十四条第三項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第三項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第九条 新法第三十一条の二第三項、第四項及び第六項の規定は、個人が施行日以後に行う同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った旧法第三十一条の二第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

2 新法第三十七条第一項（同項の表の第十六号に係る部分に限る。）及び第三十七条の三第二項第一号の規定は、個人が特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の施行の日以後に行う新法第三十七条第一項の表の第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用する。

（ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例に関する経過措置）

第十条 新法第四十一条の十七の規定は、平成五年五月一日以後に支払うべき同条第一項に規定する報酬又は料金について適用する。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）

第十一条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特例償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十二条 新法第四十二条の五（同条第一項第六号に係る部分を除く。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は

は製作若しくは建設をした旧法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等については、なお従前の例による。

2 新法第四十二条の五(同条第一項第六号に係る部分に限る。)の規定は、法人がエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の施行の日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用する。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十三条 新法第四十二条の七(同条第一項第五号に係る部分に限る。)の規定は、法人が農業機械化促進法の一部を改正する法律の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十四条 新法第四十三条第一項の表の第一号、第四号及び第五号の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をするこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号、第四号及び第五号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新法第四十三条の四第二項の表の第二号の規定は、法人が特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の施行の日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用する。

8 新法第四十四条第一項の表の第二号の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

4 新法第四十四条の四第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する産業構造転換用設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十四条の四第一項に規定する産業構造転換用設備等については、なお従前の例による。

5 新法第四十四条の五第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十四条の五第一項に規定する特定余暇利用施設については、なお従前の例による。

6 新法第四十四条の六第一項の表の第二号及び第三号の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十四条の六第一項の表の第一号の第三号に掲げる同項に規定する特定電気通信設備については、なお従前の例による。

7 法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条の二第二項の表の第一号ハに掲げる同項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

8 新法第四十五条の二第三項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定医療用建物について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十五条の二第三項に規定する老人保健施設用建物については、なお従前の例による。

9 法人が施行日前に取得等をした旧法第四十六条の二第一項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具を有する場合における新法第四十六条の二の規定の適用については、同条第一項中「百分の二十四」とあるのは「百分の二十四平成元年四月一日前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。)をしたものについては百分の十五とし、同日から平成五年三

月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十四とする。」と、「百分の三十二」とあるのは「百分の三十二(平成元年四月一日前に取得等をしたものについては百分の二十一とし、同日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十九とする。)」とする。

10 新法第四十七条第三項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第三項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

(新鉱床探査費の特別控除に関する経過措置)

第十五条 新法第五十八条の三第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第十六条 新法第六十二条の三第五項から第七項までの規定は、法人が施行日以後に行う同条第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧法第六十二条の三第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新法第六十五条の四第一項第十六号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新法第六十五条の五第一項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に行う同項第二号に掲げる場合に該当する同項に

規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧法第六十五条の五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。この場合において、施行日から農業経営基盤強化のための関係法律の整備に関する法律の施行の日の前日までの間における新法第六十五条の五の規定の適用については、同号中「農業経営基盤強化促進法第十九条」とあるのは「農用地利用増進法第七号」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用増進計画」とする。

4 新法第六十五条の五第一項(同項第三号に係る部分に限る。)の規定は、法人が特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

5 新法第六十五条の七第一項(同項の表の第十七号に係る部分に限る。)及び第十項並びに第六十五号の八第一項の規定は、法人が特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の施行の日以後に行う新法第六十五条の七第一項の表の第十七号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用する。

(利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例に関する経過措置)

第十七条 法人の施行日前に終了した事業年度分の所得に対する法人税の額から控除する旧法第六十八号の二第四項第四号に規定する利子・配当等に係る所得税の額については、なお従前の例による。

2 法人が、施行日以後に終了する各事業年度において、旧法第六十八号の二第四項第二号に規定する繰越所得税額控除限度超過額を有する場合における新法第六十八号の二の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「相当する金額」とあるのは「相当する金額と当該事業年度に

おける租税特別措置法の一部を改正する法律
(平成五年法律第 号)による改正前の租税
特別措置法(以下「平成五年旧法」という。)第六
十八条の二第一項第三号に規定する四年以前の
繰越所得税額控除限度超過額(以下この項にお
いて「旧法の四年以前の繰越所得税額控除限度
超過額」という。)との合計額」と、同号ロ中当該
利子・配当等に係る所得税の額とあるのは「当
該利子・配当等に係る所得税の額、当該所得税
額控除限度額から当該利子・配当等に係る所得
税の額を控除した残額に最も新しい事業年度の
平成五年旧法第六十八条の二第一項第二号に規
定する前三年以内の繰越所得税額控除限度超過
額(以下この項において「旧法の前三年以内の繰
越所得税額控除限度超過額」という。)から順次
充てるものとした場合におけるその充てられる
こととなる旧法の前三年以内の繰越所得税額控
除限度超過額の総額及び旧法の四年以前の繰越
所得税額控除限度超過額の合計額」と、同項第二
号イ中「相当する金額」とあるのは「相当する金
額」と当該事業年度における旧法の四年以前の繰
越所得税額控除限度超過額との合計額」と、同号
ロ中「を加算した金額」とあるのは「旧法の前
三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額
との合計額を加算した金額」と、「総額との合計
額」とあるのは「総額(当該所得税額控除限度額
が当該利子・配当等に係る所得税の額と当該繰
越所得税額控除限度超過額の総額との合計額を
超える場合には、当該繰越所得税額控除限度超
過額の総額と当該繰越所得税額控除限度超過
額の総額と当該繰越所得税額控除限度超過額
の事業年度の旧法の前三年以内の繰越所得税額
控除限度超過額から順次充てるものとした場合
におけるその充てられることとなる旧法の前三
年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額と
の合計額)との合計額に当該事業年度における
旧法の四年以前の繰越所得税額控除限度超過額
を加算した金額」と、同号ハ中「この合計額」と
あるのは「この合計額に旧法の前三年以内の繰

越所得税額控除限度超過額の総額を加算した金
額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額と当
該事業年度における旧法の四年以前の繰越所得
税額控除限度超過額との合計額」と、同条第三
項中「を有する場合」とあるのは「又は平成五年
旧法第六十八条の二第四項第二号に規定する繰
越所得税額控除限度超過額(以下この条におい
て「旧法の繰越所得税額控除限度超過額」とい
う。)を有する場合」と、「総額」とあるのは「総額
又は旧法の繰越所得税額控除限度超過額の総
額」と、同条第五項中「同項第一号」とあるのは
「同項第一号(租税特別措置法の一部を改正する
法律(平成五年法律第 号)附則第十七条第
二項の規定により読み替えて適用する場合を除
く。)」と、「の生じた」とあるのは「又は旧法の繰
越所得税額控除限度超過額の生じた」と、「の計
算」とあるのは「又は当該旧法の繰越所得税額控
除限度超過額の計算」として記載」とあるのは
「又は当該旧法の繰越所得税額控除限度超過
額として記載」と、同条第六項中「の全部」とある
のは「又は旧法の繰越所得税額控除限度超過額
の全部」と、同条第九項中「に相当する」とある
のは「又は租税特別措置法の一部を改正する法
律(平成五年法律第 号)による改正前の租
税特別措置法第六十八条の二第四項第二号(利
子・配当等に係る所得税額の控除の特例)に
規定する繰越所得税額控除限度超過額に相当す
る」と、同条第十項中「の総額」とあるのは「の総
額若しくは租税特別措置法の一部を改正する法
律(平成五年法律第 号)による改正前の租
税特別措置法第六十八条の二第四項第二号(利
子・配当等に係る所得税額の控除の特例)に
規定する繰越所得税額控除限度超過額の総額」
とする。

(相続税の特例に関する経過措置)
第十八条 新法第七十条の九第二項の規定は、施
行日以後に於ける相続税法(昭和二十五年法律第
七十三号)第三十八条第一項又は第四十三条第
二項の規定による延納の許可に係る相続税(昭
和六十三年一月一日(以下この条において「特定
日」という。)以後に開始した相続に係る相続税
に限る。)について適用し、施行日前にこれらの
規定による延納の許可をした相続税及び施行日
以後に於けるこれらの規定による延納の許可に係
る相続税(特定日前に開始した相続に係る相続
税に限る。)については、次項に定めるものを除
き、なお従前の例による。

2 税務署長は、施行日前に延納を許可した相続
税額(特定日以後に開始した相続に係る相続税
額で旧法第七十条の九第二項又は所得税法等の
一部を改正する法律(昭和六十三年法律第九
号)附則第七十六条第三項の規定の適用を受
けているものに限る。)で、施行日以後に延納に
係る分納税額の納期限が到来する相続税額に係
る利子税のうち施行日以後の期間に対応するも
のについては、新法第七十条の九第二項の規定
に準じて計算するものとする。

(登録免許税の特例に関する経過措置)
第十九条 新法第七十七条の二第一項の規定は、
同項に規定する法人が農業経営基盤強化のため
の関係法律の整備に関する法律の施行の日以
後に買入れをする同項に規定する土地の所有権
の移転の登記に係る登録免許税について適用
し、同日前に旧法第七十七条の二第一項に規定
する法人が買入れをした同項に規定する土地
(同日以後に農業経営基盤強化のための関係
法律の整備に関する法律附則第三条第二項の規
定により買入れをした当該土地を含む。)の所有
権の移転の登記に係る登録免許税については、
なお従前の例による。

2 新法第七十七条の三(同条の表の第一号に係
る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同号の
上欄に規定する協議、調停又はあっせんにより
取得する同欄に規定する土地の所有権の移転の
登記に係る登録免許税について適用し、施行日
前に旧法第七十七条の三第一号に規定する協

議、調停又はあっせんにより取得した同号に規
定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免
許税については、なお従前の例による。

3 施行日から農業経営基盤強化のための関係
法律の整備に関する法律の施行の日前日まで
の間における新法第七十七条の三の規定の適用
については、同条の表の第二号の上欄中「農業
経営基盤強化促進法第四十三条第一号」とあ
るのは「農用地利用増進法第二号第一号」と
、同号の中欄中「農業経営基盤強化促進法第
十九条」とあるのは「農用地利用増進法第七
条」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地
利用増進計画」とする。

4 新法第七十七条の三(農業経営基盤強化促進
法第四十三条第一号に規定する利用権設定等
促進事業及び同法第十九条の規定による農用地
利用集積計画に係る部分に限る。)の規定は、農
業経営基盤強化のための関係法律の整備に関
する法律の施行の日以後に新法第七十七条の三
の表の第二号の上欄に規定する利用権設定等
促進事業により取得する同欄に規定する土地の
所有権の移転の登記に係る登録免許税について
適用し、同日前に旧法第七十七条の三第二号又
は前項の規定により読み替えられた新法第七
十七条の三の表の第二号の上欄に規定する利用権
設定等促進事業により取得したこれらの規定に
規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録
免許税については、なお従前の例による。

5 新法第七十八条の二の規定は、同条に規定す
る生産森林組合又は農業生産法人が施行日以後
に同条に規定する出資を受ける同条の土地の所
有権の移転の登記に係る登録免許税について適
用し、旧法第七十八条の二に規定する生産森林
組合又は農業生産法人が施行日前に同条に規定
する出資を受けた同条の土地の所有権の移転の
登記に係る登録免許税については、なお従前の
例による。

第十四条から第十六条まで並びに租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第 号）による改正後の租税特別措置法第十条第四項、第十二条の三及び第十三条の三

原 文兵衛尉

関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律

(関稅定率法の一部改正)

第一条 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「付表簡易税率表を付表第一」に、「簡易税率表によること」を「同表によること」に改め、同条第二項第三号中「前項の簡易税率表」を「別表の付表第一」に改める。

第三条の二の次に次の一条を加える。

(少額輸入貨物に対する簡易税率)

第三条の三 第三条の場合において、次条から第四条の入までの規定により算出される輸入貨物の課税標準となる価格(数量を課税標準として関税を課する貨物以下「従量税品」という。)にあつては、これらの規定に準じて算出した価格をいうものとする。第六条、第七条、第九条の二第一項及び第二項並びに第十四条第十八号において同じ。の合計額が十万円以下の輸入貨物(本邦に輸入する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は前条第一項の政令で定めるところにより別送して輸入する貨物を除く。以下この項において同じ。)に対する関税の率は、関税に関する他の法律の規定にかかわらず、別表の付表第二による。ただし、当該輸入貨物を輸入しようとする者(当該輸入貨物が郵便物である場合に於ては、当該郵便物の名あて人)が当該輸入貨物の全部について同表によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、この限りでない。

2 前項の規定は、前条第二項第一号及び第二号に掲げる貨物並びに本邦の産業に対する影響等を考慮して別表の付表第二の税率を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物には適用しない。

第六条中(数量を課税標準として関税を課する貨物以下「従量税品」という。)にあつては、第四条から第四条の入までの規定に準じて算出した価格。次条、第九条の二第一項及び第二項並びに第十四条第十八号において同じ。を削る。

別表第二七二〇・〇〇号中

B	温度一五度における比重が〇・九〇 三七を超えるもの	一七二〇・〇〇号中	B	温度一五度における比重が〇・九〇 三七を超えるもの	四二〇円	一キロリットルにつき	に改める。
C	温度一五度における比重が〇・九二 七三を超えるもの		B	温度一五度における比重が〇・九〇 三七を超えるもの	四六〇円	一キロリットルにつき	を

別表の付表中「簡易税率表」を「入国者の輸入貨物に対する簡易税率表」に改め、同表を別表の付表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

付表第二 少額輸入貨物に対する簡易税率表(第三条の三関係)

番号	品 目	税 率
(1)	別表第二二〇八・二〇号又は第二二〇八・九〇号の二の(一)に掲げる物品	一リットルにつき二二〇円
(2)	別表第二二〇八・三〇号に掲げる物品	一リットルにつき一五〇円
(3)	別表第二二〇八・九〇号の二の(一)に掲げる物品	一リットルにつき一四〇円
(4)	別表第二二〇四・一〇号から第二二〇四・二九号まで、第二二〇五・一〇号又は第二二〇五・九〇号の二に掲げる物品	一リットルにつき一〇〇円
(5)	次に掲げる物品 別表第二二〇八・四〇号又は第二二〇八・五〇号に掲げる物品 別表第二二〇八・九〇号の二の(一)に掲げる物品のうち ウオッカその他の蒸留酒	一リットルにつき一〇〇円
(6)	別表第二二〇三・〇〇号に掲げる物品	一リットルにつき一〇〇円
(7)	次に掲げる物品 別表第二二〇四・三〇号の二、第二二〇六・〇〇号の二、第二二〇七・一〇号又は第二二〇八・一〇号の二に掲げる物品 別表第二二〇八・九〇号の二の(一)に掲げる物品のうち ウオッカその他の蒸留酒以外のもの	一リットルにつき六〇円 一リットルにつき四〇円
(1)	別表第九〇一・二二号、第九〇一・二二二号、第九〇一・二二二二号又は第九〇一・二二二二二号の二に掲げる物品	二〇%
(2)	別表第九〇二・三〇号に掲げる物品のうち 紅茶以外のもの	
(3)	別表第九〇二・四〇号の二に掲げる物品のうち 紅茶以外のもの	
(4)	別表第三五〇三・〇〇号に掲げる物品のうち ゼラチン(写真用のもを除く)及びにかわ(魚膠及びアイシンググラスを除く)。	
(5)	別表第四三〇二・三〇号に掲げる物品のうち ドロップス	

別表第四三・〇三項に掲げる物品 次に掲げる物品 別表第四三〇二・一一号から第四三〇二・二〇号までに掲げる物品 別表第四三〇二・三〇号に掲げる物品のうち ドロップスキン以外のもの 一五%	次に掲げる物品 (1) 別表第三三類に掲げる物品 (2) 別表第三五類に掲げる物品 (第二号の品目の欄に掲げるものを除く。) (3) 別表第三九類に掲げる物品 (4) 別表第四四類に掲げる物品 (第四四二・一・九〇号に掲げる物品のうち竹製のくしを除く。) (5) 別表第五一類に掲げる物品 (6) 別表第五二類に掲げる物品 (7) 別表第五四類に掲げる物品 (8) 別表第五五類に掲げる物品 (9) 別表第六三類に掲げる物品 (10) 別表第六五類に掲げる物品 (11) 別表第七〇類に掲げる物品 (第七〇・一八項に掲げるものを除く。) (12) 別表第七一類に掲げる物品 (13) 別表第九〇・〇三項又は第九〇・〇四項に掲げる物品 (14) 別表第九六類に掲げる物品 五%	次に掲げる物品 (1) 別表第二九類に掲げる物品 (第二九〇五・四四号及び第二九一八・一四号に掲げるもの、第二九一八・一五号に掲げるもの、うちくえん酸カルシウム、第二九二二・四二号の一に掲げるもの並びに第二九四〇・〇〇号に掲げるもの (糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩を除く。))を除く。) (2) 別表第三〇類に掲げる物品 (3) 別表第三八類に掲げる物品 (4) 別表第四八類に掲げる物品 (5) 別表第六九類に掲げる物品 (6) 別表第八二類に掲げる物品 (7) 別表第八三類に掲げる物品 (8) 別表第九四類に掲げる物品 (9) 別表第九五類に掲げる物品 前三号に掲げる物品以外の物品 一〇%
--	---	--

(関税暫定措置法の一部改正)

第二条 関税暫定措置法 (昭和三十一年法律第三十六号) の一部を次のように改正する。

第二条中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

第三条中「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

第四条を削る。

第五条中「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条第四項中「同号の一の四のA若しくはB」を「同号の一の四に」、「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条を第六条とする。

第七条の二第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条を第七条とする。

第七条の三第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第三項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに」、「第七条第三項ただし書」を「第六条第三項ただし書」に改め、同条を第七条の二とする。

第七条の四を第七条の三とする。

第八条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

第九条から第十条の二までの規定中「第六条」を「第五条」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第七条の三第一項」を「第七条の二第一項」に改める。

第十一条第一項中「第六条」を「第五条」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第七条の三第一項」を「第七条の二第一項」に、「第七条第四項」を「第六条第四項」に、「第七条の二第一項」を「第七条第一項」に改める。

第十二条第一項中「第七条第四項又は第七条の二第一項」を「第六条第四項又は第七条第一項」に改める。

別表第一中「第七条の四」を削る。	
別表第一(A)第〇二・〇一項及び第〇二・〇二項を削る。	
別表第一(A)第〇二・〇六・一〇号中「一 はほ肉及び頭肉」	六〇% を削る。
別表第一(A)第〇二・〇六・二九号中「一 はほ肉及び頭肉」	六〇% を削る。
別表第一(A)第一一〇四・二三号の次に次の一号を加える。	
一一〇四・二三	とうもろこしのものうち
別表第一(A)第一一〇四・二三の次に次の一号を加える。	
一一〇四・二三	コーンフレークの製造に使用するもの
別表第一(A)第一一〇四・二三の次に次の一号を加える。	
一一〇五	ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット
一一〇五・二〇	フレーク、粒及びペレット
別表第一(A)第一一〇五・二〇号中「(d) その他のもの」	二〇% を削る。
別表第一(A)第一一〇五・二〇号中「(h) その他のもの」	六〇% を削る。

(ii) 製油の原料として使用するもの以外の重油及び粗油(農林漁業の用に供するものを除く)について当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国内状況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という)以内のもの

B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超え〇・九二七三以下のもの

(1) 製油の原料として使用するもの

(2) その他のもの

(i) 共通の限度数量以内のもの

(ii) その他のもの

C 温度一五度における比重が〇・九二七三を超えるもの

(1) 製油の原料として使用するもの

(2) その他のもの

(i) 共通の限度数量以内のもの

(ii) その他のもの

(ii) その他のもの

1 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの

2 その他のもの

一 キ ロ リ ッ	二 、 七 七 〇	三 、 七 五 〇
-----------------------	-----------------------	-----------------------

一キロリッ
トルにつき
三一五円

一、キ
二、ル
三、に
四、つ
五、き
六、〇

一キロリッ
トルにつき
三、七五〇
円

一キロリッ
トルにつき
三十五円

一キロリッ
トルにつき
二、五二〇
円

一キロリッ
ト、ルにつ
三、五〇
円

一キロリッ
トルにつき
二、七、七〇
円

和

B) 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの

(1) 製油の原料として使用するもの

(2) その他のもの

(i) 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの

- (ii) その他のもの

円三	一キ トル に つ き 七 五 〇	円二	一キ トル に つ き 五 四 〇	円三	一キ トル に つ き 七 五 〇
----	--	----	--	----	--

に改める。

別表第一(Ａ)第四一・四項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に、「二一八、〇〇〇平方メートル」を「二三七、〇〇〇平方メートル」に、「七〇七、〇〇〇平方メートル」を「八四八、〇〇〇平方メートル」に改める。

別表第一(A)第四一〇五・二〇号中平成五年三月三十一日を「平成六年三月三十一日」に、「六一二、〇〇〇平方メートル」を「七〇四、〇〇〇平方メートル」に改める。

別表第一(A)第四一〇六・二〇号中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

別表第二(A)第六四・〇三項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に、「五、七九

〇〇〇足」を六九五五、〇〇〇足」に改める。

別表第一（A）第六四・〇四項及び第六四・〇五項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第四条の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成五年三月二十九日

大蔵委員長 野末 陳平

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額の増額に充てるための措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴う国際開発協会への追加出資限度額は、四千七百七十五億九百七十四万円である。なお、追加出資は三年均等分割で出資国債により払い込むこととしている。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成五年三月二十五日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 原 文兵衛殿

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

（昭和三十五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
第二条に次の一項を加える。

11

前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、四千七百七十五億九百七十四万円の範囲内において、出資することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成五年三月二十九日

厚生委員長 細谷 昭雄

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、被用者年金制度全体の見直し措置が完了するまでの間における当面の措置である。制度間調整事業について、その運営の状況等を勘案し、平成二年度から平成四年度までの間の措置とされている日本鉄道共済組合に係る調整交付金の特例減額措置及び実質拠出保険者に係る調整拠出金の特例減額措置を、当分の間、継続しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案のため、一般会計においては別に費用を要しない。
なお、平成五年度厚生保険特別会計予算（厚生省所管）の制度間調整勘定には、拠出金等収入（歳入）並びに調整対象給付費財源の繰入れ及び交付に必要な経費（歳出）として、それぞれ八兆八千六百六十五億千五百五十万円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、日本鉄道共済組合の受給者及び組合員に関わる措置については、次期財政再計算及び公的年金一元化の検討の際に、日本鉄道共済年金に係る全体の自助努力等との関連において、見直しを検討すること。

二、公的年金に対する国民の理解を得るとともに、年金財政の長期的安定を図るため、的確な情報を広く公開するための報告書の作成等を検討すること。また、各年金制度の現状及び年金財政の将来展望に関する一元的調査の権限を有する機構の設置につき、検討すること。

三、平成七年を目途としている公的年金一元化の全体像を可及的速やかに明らかにするとともに、併せて被用者年金各制度の関係者及び学識経験者から構成される審議の場を設けること。右決議する。

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成五年二月二十五日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 原 文兵衛殿

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案
被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案
被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案

別措置法（平成元年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。
附則第二条第一項及び第三条第一項中「平成二

年度から平成四年度までの各年度」を「当分の間、毎年度」に改める。

附則第四条中「第三条及び」を「当分の間、第三条及び」に改め、「平成二年度から平成四年度までの間における」を削る。

附則第五条第一項中「附則第八条の規定による改正後の」を「当分の間、」に改め、「平成二年度から平成四年度までの間における」を削り、同条第二項中「附則第九条の規定による改正後の」を「当分の間、」に改め、「平成二年度から平成四年度までの間における」を削る。

附則第六条から第十五条までを削る。

この法律は、平成五年四月一日から施行する。

審査報告書

国民健康保険法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成五年三月二十九日

厚生委員長 細谷 昭雄

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、近年における社会経済情勢の変化や人口の高齢化により、低所得者や高齢者の加入割合が著しく高まるなど、国民健康保険制度の構造的な問題によりその運営が不安定なものとなっている現状等にかんがみ、国民健康保険事業の運営の一層の安定化及び保険料負担の公平等を図るため、当面緊急に講ずべき措置として、平成五年度及び平成六年度において、国民健康保険財政安定化支援事業の制度化等を行うおうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

平成五年度一般会計予算(厚生省所管)において、国民健康保険の国庫負担の改正により定額負担として百億円が計上されており、これに伴う支出額は四百六十億円の見込みである。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、今回の措置によって、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、所要の地方財政措置を適宜講ずること。

二、国保安定化支援事業の制度化の趣旨にかんがみ、保険料負担の平準化を一層推進するよう、保険者の指導の徹底に努めること。

三、医療費の地域間格差を是正するため、医療費の適正化を総合的に推進すること。

四、構造的問題を抱える国民健康保険制度について、国と地方の役割の在り方を含め、抜本的見直しを図るとともに、医療保険制度全体を通じた給付と負担の公平化を図るための一元化に向けた取組みを進めること。

五、地域保険としての国民健康保険制度の特性にかんがみ、市町村における保健・医療・福祉の総合的推進を図る観点から、高齢者保健福祉推進十か年戦略の積極的支援等保健施設事業の充実強化に努めること。

国民健康保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成五年三月二十五日

参議院議長 原 文兵衛殿
衆議院議長 櫻内 義雄

国民健康保険法の一部を改正する法律案

国民健康保険法の一部を改正する法律
国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

12 市町村は、その行う国民健康保険の財政の安定化及び一般被保険者に係る保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この項において同じ。)の負担の公平並びに市町村間における一般被保険者に係る保険料の負担の平準化に資するため、平成五年度及び平成六年度において、第七十二条の二第一項に規定するもののほか、一般会計から、所得の少ない一般被保険者の割合が大きいことその他の理由により市町村の責めに帰することができない理由により国民健康保険の財政が影響を受ける影響を勘案して算定した額を国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができる。

13 平成五年度及び平成六年度における第七十二条の二第二項の規定による国の負担については、同項中「繰入金金の二分の一に相当する額」とあるのは「繰入金金のうち、政令で定める基準により算定した額」とする。

附 則

1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。
2 平成四年度以前の年度の国民健康保険法第七十二条の二第二項の規定による国の負担については、なお従前の例による。

審査報告書

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年三月二十九日

環境特別委員長 松前 達郎
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、平成五年度から平成九年度までの五年間、政府は、引き続き、大気汚染の原因である物質を排出する自動車に係る費用負担分として自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を公害健康被害補償予防協会に交付することとするものであって、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に百八十五億六千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 既に認定患者に対する認定更新等が適切に行われるよう関係自治体の長を指導するとともに、治癒によって制度を離脱した者に対するフォローアップ事業についても、再発の防止に役立つよう努めること。また、患者の健康回復を図るための公害健康福祉事業については、その一層の充実強化を図ること。

二 健康被害予防事業を行うに必要な基金については、拠出が確実に実行されるよう、引き続き適切な措置を講ずるとともに、健康被害予防事業については、これまでの効果を踏まえ、適切かつ効果的な実施に努めること。

三 国立環境研究所等において複合的大気汚染による健康影響の調査研究を総合的に推進し、必要な大気汚染対策を講ずるとともに、将来の健康被害の発生を防止するため、環境保健サーベイランス・システムを早急に構築して、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

四 主要幹線道路沿道等の局地的汚染については、健康影響に関する科学的知見が未だ十分でない現状にかんがみ、その早急な解明に努めるとともに、必要に応じ、被害救済の方途を検討すること。

五 大都市地域における窒素酸化物、浮遊粒子状物質等による複合的大気汚染については、改善が大幅に遅れ、依然として深刻な状況にあることにかんがみ、早急にその環境基準の達成を図るため、大気汚染防止対策を一層強化すること。

六 近年の大気汚染については、ディーゼル車を中心として、自動車排出ガスの寄与度が高まっていることにかんがみ、自動車排出ガス規制に係る「長期目標」の早期達成及び電気自動車、メタノール自動車等の低公害車の開発普及の促進に努めるとともに、環境保全に配慮した総合的な交通対策を強力に推進すること。

右決議する。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年三月十一日
衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 原 文兵衛殿

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案
公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律

公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
附則第十九条の二(見出しを含む。)中「昭和六十七年度」を「平成九年度」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成五年三月二十九日
労働委員長 田辺 哲夫
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、労働省設置法第十條第四項の規定により、公共職業安定所の出張所三箇所（札幌公共職業安定所北三条出張所、仙台公共職業安定所青葉出張所、名古屋公共職業安定所名古屋出張所）を設置することについて、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものであつて、妥當な措置と認める。

費用

本件施行に要する経費として、平成五年度労働保険特別会計予算の雇用勘定に約一億七千万円が計上されている。

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めるの件

右

平成五年三月十一日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

平成五年三月二十九日 参議院會議録第七号(その二)

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めるの件

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めるの件

労働省設置法第十條第四項の規定により、公共職業安定所の出張所を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

別紙

名 称	位 置
札幌公共職業安定所北三条出張所	札 幌 市
仙台公共職業安定所青葉出張所	仙 台 市
名古屋公共職業安定所名古屋出張所	名 古 屋 市

審査報告書

新技術事業団法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成五年三月二十九日

科学技術特別委員長 刈田 貞子
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、科学技術に關する研究交流を促進するため、新技術事業団の業務として研究者の交流を促進するための業務等を追加するとともに、同事業団の移転に伴い、主たる事務所の所在地に關する規定の改正等を行おうとするものであり、おおむね妥當な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、平成五年度一般会計予算に、研究交流促進事業の推進に必要な経費として七億五千七百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に關し、次の諸点について、十分配慮すべきである。

一 科学技術研究に対する内外からの強い期待に応えるため、特に創造的・基礎的研究の一層の充実強化を図ること。

二 研究開発の推進に資するため、研究者・研究補助者の処遇、研究施設等の研究環境の一層の整備に努めること。

三 科学技術研究における若手研究者の重要性にかんがみ、その資質の向上と能力の活用に一層配慮すること。

右決議する。

新技術事業団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

平成五年三月二十五日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛殿

新技術事業団法の一部を改正する法律案

新技術事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国際交流」を「交流」に、「国際研究交流」を「研究交流」に改める。

第四条第一項中「東京都」を「埼玉県」に改める。

第二十三條第二項中「国際研究交流」を「研究交流」に改める。

第二十八條第五号中「国際研究交流」を「研究交流」に改め、「支援」の下に「国内及び国外の試験研究機関への研究者の派遣、研究集会の開催」を加え、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中国際研究交流」を「研究交流」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 研究交流に關し、国の試験研究機関と政府以外の者とが科学技術に關する試験研究を共同して行うことについてあつせんする業務（科学技術庁の所掌事務に係るものに限る。）を行うこと。

附 則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四條第一項の改正規定は、平成七年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

（罰則に關する経過措置）
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成五年三月二十九日

法務委員長 片上 公人
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所職員の定員を改めようとするものであつて、妥當な措置と認める。

新技術事

六九

二、費用

本法施行に伴う経費として、平成五年度一般会計予算に一億三千二百九十二万円が計上されている。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成五年三月二十五日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「六一五人」を「六二二人」に改める。

第二条中「二万四千四百七十七人」を「二万五千五百一人」に改める。

附 則

この法律は、平成五年四月一日から施行する。

審査報告書

地方税法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成五年三月二十九日
地方行政委員長 佐藤 三吾
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、平成六年度の固定資産税の評価替えにおける土地の評価の適正化等に伴う固定資産税及び都市計画税の負担の調整措置を講ずるとともに、個人住民税所得割の非課税限度額の引上げ、個人事業税の事業主控除額の引上げ、軽油引取税の税率の引上げ等を行うこととし、あわせて、地方道路譲与税の都道府県に対する譲与割合を引き下げるほか、国有資産等所在市町村交付金等について所要の改正を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、平成六年度の固定資産税の評価替えに当たって、固定資産税に係る評価等の適正化を推進しつつ、税負担が急増することのないように善処するとともに、今後の地方税制の改正に際しては環境保全問題・国際化・長寿社会化等に対応する行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

一、固定資産税の評価替えに当たっては、特に小規模住宅地所有者、年金生活者、中小企業者、賃貸住宅居住者等の急激な負担増とならないよう十分配慮するとともに、今後の地価動向に留意しつつ、固定資産税に係る評価において可能

な限り地価動向を反映させるよう適切な措置を講ずること。なお、評価替えの趣旨及び税負担の軽減措置について、あらかじめ広く国民の理解を得ること。

二、固定資産税は、土地保有税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税目であること踏まえ、納税者の税負担にも配慮しつつ安定的税収の確保に努めること。なお、地価公示制度についてもその適正化の推進に努めること。

また、固定資産税の評価替えに伴い予想される地方団体の課税事務の増加にかんがみ、その円滑な執行のために、必要な措置を講ずること。

三、地方道路財源の拡充に今後とも努めること。なお、軽油引取税については、道路目的財源としての性格に配慮しつつ、社会経済情勢等の推移に対応しその在り方について広く検討するとともに、事業者の負担に配慮を払うこと。

四、地方税は地方団体の重要な自主財源であることにかんがみ、国と地方の機能分担に際した税源配分の見直しを検討するとともに、地方団体がその役割の増大に的確に対処し、地域の実情に則した行政運営が行えるよう、地方税源の拡充に引き続き格段の努力を行うこと。また、住民負担に配慮しつつ課税自主権の強化に努めること。

五、税制の簡素化及び税負担の公平確保のため、非課税等特別措置については引き続き見直しを行い、一層の整理・合理化等を図ること。特に事業税の社会保険診療報酬に対する非課税措置については所得課税との均衡を図るとともに、いわゆるマスコミ等七業種に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置についてはその撤廃を検討

すること。また、利子課税・株式譲渡益課税については、課税の公平の観点から、総合課税への移行を展望し、適切な見直しを推進すること。

六、事業税の分割基準の見直しを行うとともに、法人事業税における外形標準課税の導入を積極的に検討すること。また、個人住民税については、地方財政の状況を踏まえつつ、国民生活水準の動向、中低所得者の税負担感に十分配慮すること。

七、自動車に種々の税が課税されている現状にかんがみ、その在り方について幅広く検討すること。右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成五年三月二十五日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛殿

地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七百二条の七」を「第七百二条の八」に改める。

第三十四条第一項第五号の四を次のように改める。

五の四 前年中に次に掲げる寄附金を支出し、その支出した寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の二十五に相当する金額を超える場合には、当該百分の二十五に相当する金額)が十万円を超える所得割の納税義務者、その超える金額イ 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。)

ロ 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十二条第二項に規定する共同募金会(その主たる事務所を当該所得割の納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。)に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金(当該所得割の納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)、政令で定めるもの

第七十二条の十八第一項及び第二項中「二百四十万円を」を「二百七十万円」に改める。

第七十三条の二十七の五第一項中、事業協同小組合を削り、「商工組合、商工組合連合会若しくは商店街振興組合連合会」を若しくは商工組合に、「商工組合、商工組合連合会又は商店街振興組合連合会」を又は商工組合に改める。

第三百十四条の二第一項第五号の四を次のように改める。

五の四 前年中に次に掲げる寄附金を支出し、その支出した寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額

及び山林所得金額の合計額の百分の二十五に相当する金額を超える場合には、当該百分の二十五に相当する金額)が十万円を超える所得割の納税義務者、その超える金額イ 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。)

ロ 社会福祉事業法第七十二条第二項に規定する共同募金会(その主たる事務所を当該所得割の納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。)に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金(当該所得割の納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)、政令で定めるもの

第三百四十八条第二項第三十一号中「又は第五号」を削り、「業務」の下に「又は同項第七号に規定する業務で政令で定めるもの」を加える。

第三百四十九条の三第四項中「企業組合」を「事業協同小組合及び企業組合」に改め、同条第十三項中「若しくは軌道の中心間隔」を削り、「又は営業路線の」を又はに改め、同条第三十四項中「三分の一の下に」(当該線路設備のうち海岸又は河岸の保全のために敷設したものにあつては、当該線路設備の価格の二分の一)を、「三分の一の下に」(当該線路設備のうち海岸又は河岸の保全のために敷設したものにあつては、当該線路設備の価格の四分の三)を加える。

第三百四十九条の三の二第二項中「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第二項中「四分の一」を「六分の一」に改める。

第五百八十六条第二項第十三号の二を削り、第十三号の三を第十三号の二とし、第十三号の四を第十三号の三とする。

第七百条の三第三項及び第四項を次のように改める。

3 軽油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油(炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下同じ。)で軽油又は揮発油(揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)第二条第一項に規定する揮発油(同法第六条において揮発油とみなされるものを含む)をいう。以下同じ。))以外のもの(同法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下本節において「燃料炭化水素油」という。)を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量(第七百条の二十二の二第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。))を課税標準として、当該石油製品販売業者の事業所所在の道府県において、当該石油製品販売業者に課する。

第七百条の十四第一項第一号中「石油製品販売業者」を「特約業者又は元売業者」に改め、同項第二号中「元売業者、特約業者又は」を削る。

第七百一条の三十四第三項に次の一号を加える。

三十一 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車又は同項第十一号の二に規定する自転車の駐車のための施設で都市計画法第十一條第一項第一号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの

第四章第六節中第七百二条の七を第七百二条の八とし、第七百二条の三から第七百二条の六までを一条ずつ繰り下げ、第七百二条の二の次に次の一条を加える。

(住宅用地に対する都市計画税の課税標準の特例)

第七百二条の三 第三百四十九条の三の二第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の

車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量(第七百条の二十二の二第一項第一号若しくは第二号の規定により混和の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。))を課税標準として、当該石油製品販売業者の事業所所在の道府県において、当該石油製品販売業者に課する。

第七百条の十四第一項第一号中「石油製品販売業者」を「特約業者又は元売業者」に改め、同項第二号中「元売業者、特約業者又は」を削る。

第七百一条の三十四第三項に次の一号を加える。

三十一 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車又は同項第十一号の二に規定する自転車の駐車のための施設で都市計画法第十一條第一項第一号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの

第四章第六節中第七百二条の七を第七百二条の八とし、第七百二条の三から第七百二条の六までを一条ずつ繰り下げ、第七百二条の二の次に次の一条を加える。

(住宅用地に対する都市計画税の課税標準の特例)

第七百二条の三 第三百四十九条の三の二第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の

平成五年三月二十九日 参議院会議録第七号(その二) 地方税法等の一部を改正する法律案

七二

額とする。

2 第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第七百二条第一項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

第七百二条の四第十七項中「四十六万円」を「五十万円」に改める。

附則第三条の三中「十九万円」を「二十五万円」に改める。

附則第八条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「第四十二条の四第五項第二号」を「第四十二条の四第七項第三号」に改め、「場合」の下に「又は同条第四項の規定により控除された金額がある場合で同項第一号に掲げる場合に該当するとき」を加え、「規定により法人税額を規定又は同条第四項の規定により法人税額に」と、「同条第五項第二号」を「同条第七項第三号」に改め、同条第五項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「同条第五項第一号」を「同条第七項第一号」に、「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

附則第八条の二を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第 号) 附則第十七条第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十八條の二の規定により控除された金額がある場合における第二十三條第一項第四号及び第二百九十二條第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第六十八條の二」とあるのは、「第六十八條の二(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)による改正前の租税特別措置法第六十八條の二を含む。）」とする。

地方税法等の一部を改正する法律案

2 租税特別措置法の一部を改正する法律附則

第十七条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正後の租税特別措置法第六十八條の二の規定により控除された金額がある場合における第二十三條第一項第四号及び第二百九十二條第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第六十八條の二」とあるのは、「第六十八條の二(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第 号) 附則第十七条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

附則第九条の二第一項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十二項」に改める。

附則第十条第四項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

附則第十一條第二項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同条第六項中「昭和六十二年四月一日から平成五年三月三十一日まで」を「平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで」に改め、「当該補助を受けた額に相当する額」と及び「との差額の五分の一に相当する額を当該乗じて得た額に加算した額に相当する額」を削り、同条第七項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで」を「平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで」に、「の価格」を「の価格の二分の一」に改め、同条第十四項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

附則第十一條の四第三項中「四以上」を「三以上」に、「平成四年一月一日」を「平成五年四月一日」に改め、同条第五項、第七項及び第九項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

附則第十二條の三第一項中「又は」を「専ら可

燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で自治省令で定めるもの又は、平成四年度分」を「平成五年度分及び平成六年度分」に改め、「同年度分及び」を削り、同条第三項中「に對して」を「のうち主たる定置場を自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)第六條第一項に規定する特定地域(以下本項、第五項及び第七項において「特定地域」という。)以外の地域に置く自動車に對して」、「同条」を「道路運送車両法第四十一條に」、「(自治省令)」を「(当該自動車取得した者が主たる定置場を特定地域内に置いて使用する場合(第五項及び第七項において「特定地域」内取得した場合)という。)その他自治省令に改め、「平成四年度分及び」を削り、同条第五項中「に對する」を「のうち主たる定置場を特定地域以外の地域に置く自動車に對する」に、「(自治省令)」を「(特定地域内取得した場合その他自治省令に改め、平成四年度分及び」を削る。

附則第十五條第三項中「平成四年一月一日」を「平成六年一月一日」に改め、同条第四項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条第六項中「産業廃棄物処理施設」の下に「のうち同法第二條第四項に規定する産業廃棄物である廃油又は廃プラスチック類の処理施設」を加え、「平成四年度分及び」を削り、同条第三十三項を同条第三十四項とし、同条第三十二項中「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の下に「(以下本項において「議定書」という。)」を加え、「を業として使用する者が昭和六十三年十二月二十九日から平

成四年三月三十一日までの間に新たに取得する

特定フロン」を「又は議定書附屬書BのグループⅢに属する物質(以下本項において「トリクロロエタン」という。))に改め、「定めるもの」の下に「のうち、特定フロン又はトリクロロエタンを業として使用する者が平成四年四月一日(当該機械その他の設備のうちトリクロロエタンに係るものにあつては、平成四年八月十日)から平成六年三月三十一日までの間に新たに取得するもの」を加え、「五分の三」を「三分の二」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項を第三十二項とし、第三十項を第三十一項とし、同条第二十九項中「第二十一項」を「第二十二項」に、「第三十一項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十三項から第二十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十二項中「昭和六十三年四月一日から平成四年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成六年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「五分の三」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「定めるもの」の下に「及び指定法人に準ずる法人で政令で定めるものが平成五年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に港湾法第五十五條の七第一項の国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した同条第二項に規定する特定用途港湾施設(政令で定める用途に供するものに限る。))の用に供する固定資産で政令で定めるもの」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「平成四年一月一日」を「平成六年一月一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、同条第十五項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「平成二年四月一日から平成四年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成六年三月三十一日」に

まで、「五分の三」を「三分の二」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「平成四年一月一日」を「平成六年一月一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「平成五年一月一日」を「平成七年一月一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 第七項に規定する汚水処理するための償却資産で政令で定めるもののうち既存の当該償却資産に代えて設置するもので公共の危害防止に資する効果が著しく高いものとして政令で定めるもの（昭和六十二年四月一日以後において設置されたもの）に限り、第三百四十九条の三第四項の規定の適用を受けるものを除く。又は公共の危害防止のために設置された廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設のうち同法第二条第四項に規定する産業廃棄物の焼却施設で政令で定めるもの（平成四年七月四日以後において設置されたもの）に限り、第三百四十九条の三第四項の規定の適用を受けるものを除く。に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、平成五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産又は施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

35 附則第十五条に次の一項を加える。

航空法第百条の免許を受けた者が平成五年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新たに取得し、かつ、空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項第一号に規定する第一種空港のうち航空輸送の円滑化を図るため緊急かつ計画的な整備が必要なものとして政令で定める空港において、当該免許を受けた者が直接航空法第二条第十六項に

規定する航空運送事業の用に供する家屋又は償却資産のうち当該空港の機能の増進に著しく資するものとして政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋又は償却資産に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋又は償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条の三第二項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成四年三月三十一日」を「平成五年一月一日」に改め、同条第六項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、

附則第十六条第一項及び第二項中「平成五年一月一日」を「平成七年一月一日」に改め、同条第三項中「中高層耐火建築物地上階数四以上を有するものに限り、」を「第一種中高層耐火建築物（中高層耐火建築物のうち地上階数四以上を有するものをいう。以下本項において同じ。）又は第二種中高層耐火建築物（中高層耐火建築物のうち地上階数三を有するものをいう。以下本項において同じ。）に改め、平成四年一月一日」の下に、「（当該貸家住宅のうち第二種中高層耐火建築物であるものにあつては、平成五年一月二日）を、「十年度分」の下に、「（当該貸家住宅のうち第二種中高層耐火建築物であるものにあつては、五年度分）を加え、」（当該貸家住宅に對して）を（「当該貸家住宅のうち第一種中高層耐火建築物であるものにあつては、」に改め、同条第五項中「平成四年一月一日」を「平成六年一月一日」に改め、同条第六項中「平成二年一月二日」から平成四年一月一日まで」を「平成四年一月二日

から平成六年一月一日まで」に、「三分の二」を「五分の三」に改める。

附則第十七条の見出し中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで」に改める。

で「に改め、同条第四号中「平成二年度課税標準額」を「平成五年度課税標準額」に、「平成二年度に係る」を「平成五年度に係る」に改め、「次の」を削り、同号イの表を次のように改める。

(1) 土地	(2) 平成五年度分の固定資産税の課税標準額
	平成五年度分の固定資産税の課税標準額
(1) 土地	平成五年度分の固定資産税の課税標準額
(2) 平成五年度分の固定資産税の課税標準額	平成五年度分の固定資産税の課税標準額

附則第十七条第四号イの表を次のように改める。

(1) 土地	(2) 平成五年度分の固定資産税の課税標準額
(1) 土地	平成五年度分の固定資産税の課税標準額
(2) 平成五年度分の固定資産税の課税標準額	平成五年度分の固定資産税の課税標準額

附則第十七条第五号中「平成二年度に」を「平成五年度に」に改め、「本号及び附則第十八条の二第二項において」を削り、「平成二年度課税標準額」を「平成五年度課税標準額」に、「平成三年度分」を「平成六年度分」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 上昇率 土地に係る当該年度分の固定資産税に於てはイに掲げる数値をいい、当該土地に係る当該年度分の都市計画税に於てはロに掲げる数値をいう。
イ 土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（第三百四十九

平成五年三月二十九日 参議院會議録第七号(その二) 地方税法等の一部を改正する法律案

条の三の二、附則第十七条の二又は第十九条の三の規定の適用を受ける土地に係る当該年度分の固定資産税にあっては、次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、当該価格に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、当該土地に係る固定資産税に係る平成五年度課税標準額(平成六年度から平成八年度までの各年度において新たに固定資産税を課すること

なる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある土地(平成七年度又は平成八年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるものに限る。)については、当該土地の比率課税標準額)で除して得た数値

土地の区分	率
(1) 小規模住宅用地(第三百四十九条の三の二第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下同じ。)であつて附則第十七条の二の規定の適用を受けるもの	第三百四十九条の三の二第二項に定める率に、附則第十七条の二第一項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値
(2) 小規模住宅用地であつて(1)に該当しないもの	第三百四十九条の三の二第二項に定める率
(3) 一般住宅用地(住宅用地(第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地をいう。以下同じ。)で小規模住宅用地以外のものをいう。以下同じ。)であつて附則第十七条の二の規定の適用を受けるもの	第三百四十九条の三の二第一項に定める率に、附則第十七条の二第一項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値
(4) 一般住宅用地であつて(3)に該当しないもの	第三百四十九条の三の二第一項に定める率
(5) 附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であつて附則第十七条の二の規定の適用を受けるもの	附則第十九条の三第一項本文に定める率に、附則第十七条の二第一項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値
(6) 附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であつて(5)に該当しないもの	附則第十九条の三第一項本文に定める率
(7) 附則第十七条の二の規定の適用を受ける土地であつて(1)から(6)までに該当しないもの	附則第十七条の二第一項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率

土地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格をいい、第七百二条の三、附則第十七条の二又は第二十七条の規定の適用を受ける土地に係る当該年度分の都市計画税にあっては、次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、当該価格に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額)を、当該土地に係る都市計画税に係る平成五年度課税標準額(平成六年度から平成八年度までの各年度において

新たに固定資産税を課することとなる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある土地(平成七年度又は平成八年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるものに限る。)については、当該土地の比率課税標準額)で除して得た数値

土地の区分	率
(1) 小規模住宅用地であつて附則第十七条の二の規定の適用を受けるもの	第七百二条の三第二項に定める率に、附則第十七条の二第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値
(2) 小規模住宅用地であつて(1)に該当しないもの	第七百二条の三第二項に定める率
(3) 一般住宅用地であつて附則第十七条の二の規定の適用を受けるもの	第七百二条の三第一項に定める率に、附則第十七条の二第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値
(4) 一般住宅用地であつて(3)に該当しないもの	第七百二条の三第一項に定める率
(5) 附則第二十七条の規定の適用を受ける土地であつて附則第十七条の二の規定の適用を受けるもの	附則第二十七条の規定により読み替えられた附則第十九条の三第二項本文に定める率に、附則第十九条の三第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値
(6) 附則第二十七条の規定の適用を受ける土地であつて(5)に該当しないもの	附則第二十七条の規定により読み替えられた附則第十九条の三第二項本文に定める率
(7) 附則第二十七条の二の規定の適用を受ける土地であつて(1)から(6)までに該当しないもの	附則第二十七条の二第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率

附則第十七条の次に次の一条を加える。
(宅地評価土地)に対して課する平成六年度から平成八年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例
第十七条の二 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて決定されたものをいう。)をいう。以下本条において同じ。)であつて次の各号のいずれかに該当するものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、平成六年度から平成八年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該宅地評価土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、次の各号に掲げる土地の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額(第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで、第十九条の三、第三十八条第五項若しくは第六項又は第三十九条第四項の規定の適用を受ける土地にあつては、これらの規定により課税標準とされる額に、次の各号に掲げる土地の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額)とする。

十九条の三の二又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地に係る当該年度分の固定資産税にあつては、当該価格に第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第三項本文に定める率を乗じて得た額を、当該宅地評価土地に係る固定資産税に係る平成五年度課税標準額（平成六年度から平成八年度までの各年度において新たに固定資産税を課することとなる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地目の交換等がある土地（平成七年度又は平成八年度に係る賦課期日において地目の交換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるものに限る。）については、当該土地の比準課税標準額）で除して得た数値（次号及び第三号において「特例適用前上昇率」という。）が、一・八を超え、四以下の宅地評価土地 四分の三

二 特例適用前上昇率が四を超え、七・五以下の宅地評価土地 三分の二

三 特例適用前上昇率が七・五を超える宅地評価土地 二分の一

宅地評価土地であつて次の各号のいずれか

課税標準は、第七百二条第一項の規定にかか

年度分の都市計画税に限り、当該宅地評価土

格に、次の各号に掲げる土地の区分に応じ当

条の三、附則第十五条から第十五条の三まで

あつては、これらの規定により課税標準とさ

一 宅地評価土地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格をいい、第七百二条の三又は附則第二十七条の規定の適用を受ける土地に係る当該年度分の都市計画税にあつては、当該価格に第七百二条の三に定める率又は附則第二十七条の規定により読み替えられた附則第二十九条の三第一項本文に定める率を乗じて得た額）を、当該宅地評価土地に係る都市計画税に係る平成八年度課税標準額（平成六年度から平成八年度までの各年度において新たに固定資産税を課することとなる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある土地（平成七年度又は平成八年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるものに限る。）については、当該土地の比準課税標準額）で除して得た数値（次号及び第三号において「特例適用前上昇率」という。）が一・一を超え、四以下の宅地評価土地

三

下の宅地評価土地 三分の二

評価土地 二分の一

平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年

成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度

「に、一掲げる用途等」を「掲げる用途」に改

一 住宅用地	一・八倍以下のもの 一・八倍を超え、二・四倍以下 二・四倍を超え、三倍以下 三倍を超え、五倍以下 五倍を超えるもの
二 非住宅用地 (住宅用地以外 の宅地等をい う。以下同じ)	一・八倍以下のもの 一・八倍を超え、二・四倍以下 二・四倍を超え、三倍以下 三倍を超え、五倍以下 五倍を超え、九倍以下 九倍を超えるもの

を「平成五年度」に、「平成三年度」を「平成六

度課税標準額」に、「平成四年度」を「平成七年

同項第二号中「平成三年度」を「平成六年度」に
「平成四年度」を「平成七年度」、「平成五年度」

年度」を「平成七年度」に、「平成五年度」を「平成

「平成八年度」に改める。

平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度

二条」を「附則第十七条及び前条」に改め、同項

項に規定する小規模住宅用地をいう。以下同

じ。）」及び「（住宅用地で小規模住宅用地以外の

[illegible]

所有するものをいう。以下同じ。』を、「個人非

個人の所有するもの及び宅地等のうち宅地以外

項中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成

及び前条」に改め、同条第三項中「平成三年度か

度まで、**「前二条」**を**「附則第十七条、前条」**

附則第十九条の三第一項中「平成四年度」を

度に」に、「二分の一」を「三分の一」に、「平成三

「街化区域農地」に、「平成五年度」を「平成七年

度」に、「平成六年度」を「平成八年度」に、「平成

平成五年三月二十九日 参議院會議録第七号(その二) 地方税法等の一部を改正する法律案

「平成四年度」を「平成六年度」に、「平成三年度」を「平成五年度」に改め、同条第三項中「平成三年度」を「平成五年度」に、「平成四年度」を「平成六年度」に、「平成五年度」を「平成七年度」に、「平成六年度」を「平成八年度」に、「平成七年度」を「平成九年度」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項に規定する平成五年度適用市街化区域農地とは、平成五年改正前の地方税法附則第二十九条の六第一項に規定する都又は市の区域内に所在する市街化区域農地で、当該市街化区域農地に対して課する平成五年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第七号)附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる同法第二十九条の規定による改正前の地方税法附則第十九条の三第一項(同条第二項及び第四項にお

いて準用する場合を含む。)又は平成五年改正前の地方税法附則第十九条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けたものをいう。

附則第十九条の三第五項中「平成三年度適用市街化区域農地」を「平成五年度適用市街化区域農地」に、「平成三年度」を「平成五年度」に、「平成三年度分」を「平成五年度分」に、「第二項」を「附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる同法第二十九条に改め、(含む。)」の下に「又は平成五年改正前の地方税法附則第十九条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第十九条の四第一項中「前条第四項に規定する平成三年度適用市街化区域農地」を「市街化区域農地」に、「平成四年度分及び平成五年度分」を「平成六年度から平成八年度までの各年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

上 昇 率 の 区 分	負 担 調 整 率
一・八倍以下のもの	一・〇五
一・八倍を超え、二・四倍以下のもの	一・〇七五
二・四倍を超え、三倍以下のもの	一・一
三倍を超え、五倍以下のもの	一・一五
五倍を超えるもの	一・二

附則第十九条の四に次の二項を加える。

3 前項の規定により読み替えられた附則第十八条第二項第一号に掲げる市街化区域農地で平成六年度から平成八年度までの各年度に係る賦課期日において前条の規定の適用を受ける市街化区域農地(以下本条及び附則第二十七条の二において「特定市街化区域農地」という。)に該当するものうち、平成五年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外

の農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税については、当該市街化区域農地が平成五年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であったものとみなして附則第十七条及び前二項の規定を適用する。

4 第二項の規定により読み替えられた附則第十八条第二項第二号、第三号又は第四号に掲げる市街化区域農地で平成六年度から平成八年度までの各年度に係る賦課期日において特

定市街化区域農地に該当するものうち、当該市街化区域農地の類似土地(当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税に係る市街化区域農地調整固定資産税額の算定の基礎となる比率課税標準額の算定に用いられるべきものとする。)が平成五年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税については、当該類似土地が平成五年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であったものとみなして附則第十七条、第一項及び

び第二項の規定を適用する。
附則第二十二條第一項及び第二十四條中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで」に改める。
附則第二十五條の前の見出し中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで」に改め、同条第一項中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで」に、「掲げる用途等」を「掲げる用途」に改め、同項の表を次のように改める。

用途の区分	上 昇 率 の 区 分	負 担 調 整 率
一 住宅用地	一・八倍以下のもの	一・〇五
	一・八倍を超え、二・四倍以下のもの	一・〇七五
	二・四倍を超え、三倍以下のもの	一・一
	三倍を超え、五倍以下のもの	一・一五
	五倍を超えるもの	一・二
二 非住宅用地	一・八倍以下のもの	一・〇五
	一・八倍を超え、二・四倍以下のもの	一・〇七五
	二・四倍を超え、三倍以下のもの	一・一
	三倍を超え、五倍以下のもの	一・一五
	五倍を超え、九倍以下のもの	一・二
	九倍を超えるもの	一・二五

附則第二十五條の二中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで」に、「前二条」を「及び前条」に改め、「附則第十七条」を削り、「前二条及び」を「前条及び」に改める。
附則第二十七條の前の見出し中「昭和四十七年度」を「平成六年度」に改め、同条中「三分の一」を「三分の一」に、「価格」を「価格の三分の一の額」に改める。

附則第二十七條の二第一項中「附則第十九条の三第四項に規定する平成三年度適用市街化区域農地」を「市街化区域農地」に、「平成四年度分及び平成五年度分」を「平成六年度から平成八年度までの各年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

上 昇 率 の 区 分		負 担 調 整 率
一・八倍以下のもの		一・〇五
一・八倍を超え、二・四倍以下のもの		一・〇七五
二・四倍を超え、三倍以下のもの		一・一
三倍を超え、五倍以下のもの		一・一五
五倍を超えるもの		一・二

附則第二十七条の二に次の二項を加える。

3 前項の規定により読み替えられた附則第十八条第二項第一号に掲げる市街化区域農地で平成六年度から平成八年度までの各年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもののうち、平成五年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当したものに係る当該各年度分の都市計画税については、当該市街化区域農地が平成五年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であつたものとみなして附則第十七条及び前二項の規定を適用する。

4 第二項の規定により読み替えられた附則第十八条第二項第二号、第三号又は第四号に掲げる市街化区域農地で平成六年度から平成八年度までの各年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもののうち、当該市街化区域農地の類似土地（当該市街化区域農地の当該各年度分の都市計画税に係る市街化区域農地調整都市計画税額の算定の基礎となる比率課税標準額の算定に用いられるべきものとする。）が平成五年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当したものに係る当該各年度分の都市計画税については、当該類似土地が平成五年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であつたものとみなして附則第十七条、第一項及び第二項の規定を適用する。

附則第二十八条第一項中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 附則第二十七条の二の規定の適用を受ける土地に係る平成六年度から平成八年度までの各年度分の固定資産税に限り、市町村長は、第三百八十一条第六項及び附則第十五条の四（附則第三十八条第七項又は第三十九条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定にかかわらず、附則第十七条の二の規定により固定資産税の課税標準とされる額を土地課税台帳等に登録しなければならぬ。

附則第二十八条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 平成六年度から平成八年度までの各年度分の固定資産税に限り、市町村長は、土地課税台帳等に登録された土地のうち宅地以外の土地で附則第十七条の二第一項に規定する宅地比率土地に該当するものについては、土地課税台帳等にその旨を明らかにする表示をしなければならぬ。

附則第二十九条の二中「（附則第二十九条の三の二第一項及び第二十九条の三の三第一項において「農地課税相当額」という。）」を削る。

附則第二十九条の三の二及び第二十九条の三の三を削る。

附則第二十九条の五第一項中「本項及び第五

項「を本条」に改め、「その者」の下に「（その相続人を含む。以下本条において「宅地化農地所
有者」という。）」を加え、同条第十五項の表を次のように改める。

第二項	
市町村は、平成四年度	市町村は、市街化区域設定年度（都市計画法第七條第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の政令で定める事由の生じた日（以下本条において「市街化区域設定日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該市街化区域設定日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下本条において同じ。）分
平成五年度分	市街化区域設定年度の翌年度分
平成四年度に	市街化区域設定年度に
平成三年四月一日	市街化区域設定日
平成四年十二月三十一日	市街化区域設定年度の初日の属する年の十二月三十一日
平成五年十二月三十一日	市街化区域設定年度の翌年度の初日の属する年の十二月三十一日
場合には、平成四年度分	場合には、市街化区域設定年度分
平成四年度分	市街化区域設定年度分
平成四年四月一日	市街化区域設定年度の初日
平成五年一月三十一日	同年度の翌年度の初日の属する年の一月三十一日
平成五年十二月三十一日	市街化区域設定年度の翌年度の初日の属する年の十二月三十一日
平成六年一月一日	市街化区域設定年度の翌年度の初日の属する年の一月一日
平成七年十二月三十一日	同年度の翌年度の初日の属する年の十二月三十一日
平成四年度分	市街化区域設定年度分
平成五年度分	市街化区域設定年度の翌年度分
平成六年度分	市街化区域設定年度の翌々年度分
平成七年度分	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度分

平成五年三月二十九日 参議院会議録第七号(その二) 地方税法等の一部を改正する法律案

七八

第四項	平成六年度に 平成六年一月三十一日 市街化区域設定年度の翌々年度の初日の属する年の一月三十一日	市街化区域設定年度の翌々年度に 市街化区域設定年度の翌々年度の初日の属する年の一月三十一日
第五項	平成四年四月一日 平成六年一月三十一日 同年度の翌々年度の初日の属する年の一月三十一日	市街化区域設定年度の初日 同年度の翌々年度の初日の属する年の一月三十一日
第七項	平成六年三月三十一日 平成四年年度分 平成五年年度分	同日の属する年の翌々年の一月三十一日 市街化区域設定年度の翌々年度の初日の属する年の三月三十一日 市街化区域設定年度分
第八項	平成六年四月一日 平成八年三月三十一日 平成四年年度分 平成五年年度分 平成六年年度分 平成七年年度分	市街化区域設定年度の翌々年度の初日 同年度の翌々年度の初日の属する年の三月三十一日 市街化区域設定年度分 市街化区域設定年度の翌々年度分 市街化区域設定年度の翌々年度分 市街化区域設定年度の翌々年度分
第十二項	平成四年年度分 平成五年年度分	市街化区域設定年度分 市街化区域設定年度の翌々年度分
第十六項	平成五年年度まで 平成六年年度分 平成四年年度	市街化区域設定年度の翌々年度まで 市街化区域設定年度の翌々年度分 市街化区域設定年度
第十七項	平成六年度まで 平成七年度分 平成六年一月一日	市街化区域設定年度の翌々年度まで 市街化区域設定年度の翌々年度分 市街化区域設定年度の翌々年度の初日の属する年の一月一日

第十八項	平成六年度分 平成七年度 平成八年度	市街化区域設定年度の翌々年度分 市街化区域設定年度の翌々年度 同年度の翌々年度
------	--------------------------	---

附則第二十九条の五第十五項を同条第二十項とし、同条第十四項中「第五項又は第十二項を「第三項、第七項、第八項、第十六項又は第十八項」に、「第五項の」を「第七項又は第八項の」に、「第六項を「第九項に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十三項中「前項」を「前二項」に、「又は平成六年度」を「平成七年度まで」に、「同項の」を「同項の規定の」に、「平成七年度」を「平成八年度に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十二項中「受けた者」を「受けた宅地化農地所有者」に改め、「平成六年度分」の下に「及び平成七年度分」を加え、「土地の」を「土地に係る」に改め、「十分の九の下に」(平成七年度分については、三分の二)を加え、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17 市町村は、平成六年度までに第三項の確認を受けた土地に対して同項の納税義務の免除を受けた宅地化農地所有者に課する固定資産税又は都市計画税については、平成七年度分(平成六年一月一日から同年三月三十一日まで)の間に当該確認を受けたときにあつては、平成六年度分及び平成七年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該確認に係る土地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ三分の二に相当する額を当該確認に係る土地に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

附則第二十九条の五第十一項中「第三項」を「第五項」に、「第六項」を「第九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十項中「前二項」を「前三項」に、「第八項」を「第十一項又は第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 市町村は、固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該固定資産税又は都市計画税の課された土地について第三項の規定の適用があることとなつたときは、当該固定資産税又は都市計画税の納税義務者の申請に基づいて、当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ三分の二(平成四年年度分及び平成五年度分の固定資産税又は都市計画税については、十分の九)に相当する額に係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

附則第二十九条の五第七項中「第五項の」を「第七項又は第八項の」に、「第五項後段」を「第七項後段又は第八項後段」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「前項」を「前二項」に改め、「第一項」の下に「(第三項の確認を受けた場合)にあつては、同項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第五項中「当該各年度分」を「平成四年年度分及び平成五年度分」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 市町村長は、第三項の確認をした場合には、平成六年四月一日から平成八年三月三十一日までの間、当該認定に係る宅地化農地に係る平成四年年度分及び平成五年度分の固定資

産税額又は都市計画税額のそれぞれ十分の九に相当する額並びに平成六年度分及び平成七年度分の固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ三分の二に相当する額に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。この場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要があると認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならぬ。

附則第二十九条の五第四項中「第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「当該土地の所有者」を「当該宅地化農地所有者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「若しくは」を「宅地化農地所有者は」に、「間に」を「間に、第三項の確認を受けようとする宅地化農地所有者は同年一月一日から平成八年一月三十一日までの間に」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 市町村は、平成五年十二月三十一日までの間に宅地化農地について第一項に規定する計画策定等がなされないことについて、宅地化農地所有者の申請に基づきやむを得ない理由があるとして市町村長が認定するときに限り、平成六年一月一日から平成七年十二月三十一日までの間に当該宅地化農地について計画策定等がなされたことにつき市町村長の確認を受けた場合には、平成四年度分及び平成五年度分の当該宅地化農地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ十分の九に相当する額並びに平成六年度分及び平成七年度分（平成六年度に当該確認を受けたときにあつては、平成六年度分）の当該宅地化農地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ三分の二に相当する額（平成六年一月一日から同年三月三十一日までの間に当該確認を受けたときにあつては、平成四年度分及び平成五

年度分の当該宅地化農地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ十分の九に相当する額）に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

4 前項の確認を受けようとする者は、平成六年一月三十一日までの間にその旨を市町村長に申請しなければならない。ただし、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

附則第二十九条の六第一項中「平成四年度」を「平成六年度」に改め、同条第二項中「平成五年度」を「平成七年度」に改め、同条第四項を削る。附則第三十条の二第一項中「平成三年度分及び平成四年度分」を「平成五年度分及び平成六年度分」に改める。

附則第三十一条の二第六項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。附則第三十一条の三第一項中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで」に改める。

附則第三十一条の五第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。附則第三十二条第二項中「平成五年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第三項中「取得又は」を「取得、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で自治省令で定めるものの取得又は」に、「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同条第四項中「及び次項を、第六項及び第七項に、」の取得」を「取得（当該取得をした者が当該自動車の主たる定置場を自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（第六項において「特別措置法」という。）第六条第一項に規定する特定地域（第六項において「特定地域」という。）内に置いて使用する場合の自動車の取得（第六項において「特定地域内での取得」という。）を除く。）に、」同条」を「道路運送車両法第四十一

条」に、「平成四年四月一日」を「政令で定める日」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「平成五年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条に次の二項を加える。

6 特別措置法第十条第一項の規定により平成五年十二月一日以降に適用されるべきものとして定められた特定自動車排出基準（以下本項において「特定自動車排出基準」という。）に適合する自動車のうち道路運送車両法第四十一条の規定により昭和六十三年十二月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車（以下本項において「特定自動車排出基準適合車」という。）の取得（特定地域内での取得に限る。）に対して課する自動車取得税の税率は、特定自動車排出基準に適合しない自動車のうち同条の規定により昭和五十四年一月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車（以下本項において「特定自動車排出基準適合車」という。）の取得（特定地域内での取得に限る。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得については本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 政令で定める日から平成七年三月三十一日まで 百分の二・三
二 平成七年四月一日から平成九年三月三十一日まで 百分の一・九
三 平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日まで 百分の一・五
四 平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日まで 百分の一・二

7 道路運送車両法第四十一条の規定により平成六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車（以下本項において「特定自動車排出基準適合車」という。）の取得（第四項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得については本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成五年四月一日から平成六年九月三十日まで 百分の一
二 平成六年十月一日から平成七年二月二十八日まで 百分の〇・一

附則第三十二条の二中「平成五年三月三十一日」を「平成五年十一月三十日」に、「燃料炭化水素油」を「燃料炭化水素油の販売」に、「燃料炭化水素油」を「軽油若しくは燃料炭化水素油」に改め、同条に次の一項を加える。

2 平成五年十二月一日から平成十年三月三十一日までの間に第七百条の三第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項

規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

三十一 第一項第六号に規定する増築をいう。以下次条までにおいて同じ。」を、「事業所税」の下に（同条第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下次条までにおいて同じ。）を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「五年」を「八年」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「次条第四項」を「次条第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項及其中「次条第七項及び第二十項」を「次条第六項及び

定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前条第八項」を「前条第七項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前条第九項」を「前条第八項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前条第十項」を「前条第九項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前条第十一項」を「前条第十項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「前条第十三項」を「前条第十二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「前条第十四項

に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を削り、同条第十七項を同条第十五項とし、同条第十八項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「前条第十三項」を「前条第十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「第九項」を「第八項」に、「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項を同条第二十一項とする。

附則第三十四条第一項中「第三十六条の第二項」の下に「(同法第三十六条の六第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第三十四條の二第二項中「第三十一條の二第二項第七号」を「第三十一條の二第二項第七号」に改め、同条第四項中「第三十一條の二第二項第七号若しくは第八号」を「第三十一條の二第二項第六号から第八号まで」に、「同条第二項第七号」を「同条第二項第六号」に改め、同条第三項中「第三十一條の二第二項第七号」を「第三十一條の二第二項第六号」に改める。

(地方道路譲与税法の一部改正)
第二条 地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百分の六十四」を「百分の四十三」に、「以下「道路台帳」を「次条第一項において「道路台帳」に改める。

第七條を第九條とし、第四條から第六條までを二條ずつ繰り下げ、第三條の二を第五條とする。

第三条第一項中「百分の六十四」を「百分の四十三」に、「百分の三十六」を「百分の五十七」に改め、同条を第四条とする。

第二条の二第一項中「百分の三十六」を「百分の五十七」に改め、同条を第三条とする。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)

第三條 国有資産等所在市町村交付金法（昭和十一年法律第八十二号）の一部を次のように正する。

第四条第一項中、「同項の価格の」を削り、「分の一」を「同項の価格の五分の一（小規模住用地（地方税法第三百四十九条の三の二第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下本項において同じ。）に相当する土地にあつては、前第二項の価格の六分の一）」に、「五分の二（地税法第三百四十九条の三の二第二項に規定

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

る」を「同項の価格の五分の二」(一般住宅用地(同法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地で小規模住宅用地以外のものをいう。)に相当する土地にあつては前条第二項の価格の三分の一)に、「四分の一」を「同項の価格の六分の一」に改める。

附則第十五項の見出し中「平成四年度から平成六年度まで」を「平成七年度から平成九年度まで」に改め、同項中「平成四年度から平成六年度まで」を「平成七年度から平成九年度まで」に、「同法附則第十八条の二第一項」を「第四條第一項」に、「同法第三百四十九条の三の二第二項」を「同項」に、「それぞれ同法」を「それぞれ地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第三号)による改正前の地方税法」に、「同法附則第十九条第一項」を「地方税法附則第十九条第一項」に、「二分の一」を「地方税法等の一部を改正する法律による改正前の地方税法附則第十九条の三第一項本文に定める率」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法目次の改正規定、同法第三十四條第一項第五号の四、第三百四十四條の二第二項第五号の四及び第三百四十九條の三の二の改正規定、同法第七百二条の七を同法第七百二条の八とし、同法第七百二条の三から第七百二条の六までを一条ずつ繰り下げ、同法第七百二条の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第十七條の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十八條、第十八條の二、第十九條の三、第十九條の四、第二十二條、第二十四條から第二十五條の二まで、第二十七條から第二十八條まで、第二十九條の六第一項及び第二項、第三十一條の三第一項、第三十四條第一項並びに

平成五年三月二十九日 参議院會議録第七号(その二) 地方税法等の一部を改正する法律案

に第三十四條の二の改正規定、第三條の規定並びに次条第二項、附則第六條第二項、第七條第六項、第八條、第九條、第十一條第二項、第十六條第二項、第十八條、第二十一條及び第二十四條の規定、平成六年四月一日

二 第一条中地方税法附則第十二條の三第三項、第五項及び第七項並びに第三十二條第四項の改正規定並びに同条に二項を加える改正規定(同条第六項に係る部分に限る。)並びに附則第五條第二項から第四項まで及び第十二條第二項の規定、政令で定める日

(個人の道府県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)附則第三條の三第一項及び第二項の規定は、平成五年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十四條第一項第五号の四の規定(同号イの規定に関する部分に限る。)は、道府県民税の所得割の納税義務者が平成五年一月一日以後に都道府県、市町村又は特別区に対して支出する寄附金について適用する。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新法第七十二條の十八第一項及び第二項の規定は、平成五年度分の個人の事業税から適用し、平成四年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、平成五年四月一日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法附則第十二條の三の規定は、平成五年度以後の年度

分の自動車税について適用し、平成四年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「改正前の地方税法」という。)附則第十二條の三第三項に規定する昭和六十三年規制適合車等(附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日前に取得されたもの又は同項に規定する昭和五十四年規制適合車につき同日前に抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして同日以後に取得したものに限る、新法附則第十二條の三第三項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する平成五年度分の自動車税については、なお従前の例による。

3 改正前の地方税法附則第十二條の三第五項に規定する平成元年規制適合車等(附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日前に取得されたもの又は同項の昭和五十四年規制適合車につき同日前に抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして同日以後に取得したものに限る、新法附則第十二條の三第五項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する平成五年度分の自動車税については、なお従前の例による。

4 改正前の地方税法附則第十二條の三第七項に規定する平成二年規制適合車(附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日前に取得されたもの又は同項の昭和五十四年規制適合車につき同日前に抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして同日以後に取得したものに限る、新法附則第十二條の三第七項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する平成五年度分の自動車税については、なお従前の例による。

6 新法附則第三條の三第三項及び第四項の規定は、平成五年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

6 新法附則第三條の三第三項及び第四項の規定は、平成五年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九條の二第一項第五号の四の規定(同号イの規定に関する部分に限る。)は、市町村民税の所得割の納税義務者が平成五年一月一日以後に都道府県、市町村又は特別区に対して支出する寄附金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九條の三第三十四項の規定は、平成四年一月二日以後に敷設された同項に規定する線路設備に対して課する平成五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成四年一月一日までに敷設された第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第三百四十九條の三第三十四項に規定する線路設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成二年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和六十三年十二月二十九日から平成四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第三十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成二年一月二日から平成四年一月一日までの間に新築された旧法附則第十六條第六項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新法第三百四十九條の三の二、附則第十七條、第十七條の二第一項、第十八條、第十八條の二、第十九條の三、第十九條の四、第二十二條第一項、第二十四條、第二十八條並びに第二

第八条 平成六年度分の固定資産税に限り、新法

一部を改正する法律(平成五年法律第 号)
附則第八条の規定による附則第二十八条第一項
の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附
則第八条の規定により読み替えて適用される第
四百七十七条第一項とする。

3 前二項の規定の適用がある場合における新法
格の三分の二の額」とする。

の規定（固定資産税又は都市計画税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

は都市計画税の特例に關する経過措置)

第九條 新法附則第十九條の三及び第二十七條の規定は、平成五年度に係る賦課期日において所在する旧法附則第十九條の二第一項に規定する市街化区域農地で平成五年度分の固定資産税について旧法附則第十九條の三第一項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けたもの(同条第二項の規定により平成三年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地又は同条第三項において準用する同条第二項の規定により市街化区域設定年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地のうち、当該みなされた土地に類似する市街化区域農地が平成五年度分の固定資産税について同条第一項ただし書の規定の適用を受けた土地である場合における当該みなされた土地を含む。)に対して課する平成六年度から平成八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に對しては、適用しない。

2 旧法附則第十九條の三及び第二十七條の規定は、前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対して課する平成六年度から平成八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第十九條の三第一項中「二分の一」とあるのは「三分の一」と、旧法附則第二十七條中「前条」とあるのは「附則第二十六條」と、「附則第十九條の三」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)附則第九條第二項においてなお効力を有するもの」と

附則第十七条第六号イ	又は第十九条の三	附則第十九条の三	附則第十九条の三第一項本文	又は第二十七条	附則第二十七条	附則第十九条の三第一項本文	附則第十七条の二	附則第十七条の二第一項	附則第十七条の二第二項
又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第九号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替へて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	地方税法等の一部を改正する法律附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替へて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三の	地方税法等の一部を改正する法律附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替へて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	地方税法等の一部を改正する法律附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替へて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替へて適用される同法による改正前の地方税法附則第二十七條	地方税法等の一部を改正する法律附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替へて適用される同法による改正前の地方税法附則第二十七條	地方税法等の一部を改正する法律附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替へて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第九号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替へて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三、附則第三十八条第五項	附則第十九条の三、第三十八条第五項	附則第十九条の三

附則第二十七條の 第二項	「前項」とあるのは、「附則第二十七條の一、第一項で、『前年度分の固定資産税』とあるのは『前年度分の都市計画税』」	「前項の『前年度分の固定資産税』とあるのは、地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第三号）附則第九條第三項において読み替へて適用される附則第二十七條の第二項の『前年度分の都市計画税』」
附則第二十七條の 第三項	特定市街化区域農地に	第十五條の三まで」と、「同年度において前項」とあるのは「同年法において同法附則第九條第三項において読み替へて適用される附則第二十七條の第二項」
附則第二十八條第 三項	附則第十九條の 三	地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第三号）附則第九條第二項においてな効力を有するものとして読み替へて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九條の三
附則第二十八條第 六項	附則第十九條の 第三項	地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第三号）附則第九條第二項においてな効力を有するものとして読み替へて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九條の第三項
附則第二十九條	附則第十九條の 三及び第二十七 條	地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第三号）附則第九條第二項においてな効力を有するものとして読み替へて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九條の三及び地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第三号）附則第九條第二項においてな効力を有するものとして読み替へて適用される同法による改正前の地方税法附則第二十七條
附則第二十九條の 二	附則第十九條の 三	地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第三号）附則第九條第二項においてな効力を有するものとして読み替へて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九條の三
附則第十九條の 三、第二十條の 四、第二十七條 又は第二十七條 の二	地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第三号）附則第九條第二項においてな効力を有するものとして読み替へて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九條の三、附則第九條第二項においてな効力を有するものとして読み替へて適用される同法による改正前の地方税法附則第二十七條又は附則第二十七條の二	
附則第二十九條の 第四項	附則第十九條の 第三項ただし書	地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第三号）附則第九條第二項においてな効力を有するものとして読み替へて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九條の第三項ただし書

附則第二十九条の五第十九項	附則第二十九条の三	附則第二十九条の三	附則第二十九条の六第二項
附則第二十九条の三第一項ただし書	附則第二十九条の三	附則第二十九条の三	附則第二十九条の三
地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第三号)附則第二十九条の三第一項ただし書	地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第三号)附則第二十九条の三	地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第三号)附則第二十九条の三	地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第三号)附則第二十九条の三

(軽自動車税に関する経過措置)

第十條 新法附則第三十條の二第一項の規定は、平成五年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成四年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十一條 旧法第五百八十六條第二項第十三号の二に規定する土地に係る平成七年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び平成七年七月五日までにされる同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十一條の三第一項の規定は、平成六年度以後の年度分の土地に対して課する特

別土地保有税について適用し、平成五年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第十二條 新法附則第三十二條第三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十二條第四項に規定する昭和六十二年規制適合車等の取得(当該取得が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以前に行われた場合又は同項の昭和五十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス

保安基準に適合する自動車につき同号に掲げる規定の施行の日前に抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして同日以後に同項に規定する昭和六十三年規制適合車等取得した場合に限り、当該取得が新法附則第三十二條第四項の規定の適用を受ける場合を除く。)に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

3 施行日前の旧法附則第三十二條第五項及び第六項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

4 施行日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までの間に行われた新法附則第三十二條第七項に規定する自動車の取得に対して課すべき自動車取得税に係る同項の規定の適用については、同項中「第四項又は前項」とあるのは、「第四項」とする。

(軽油引取税に関する経過措置)

第十三條 新法の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に行われる新法第七百條の三第三項の燃料炭化水素油の販売及び同条第四項の軽油又は燃料炭化水素油の販売に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に行われた旧法第七百條の三第三項の軽油の販売及び同条第四項の燃料炭化水素油の販売に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

第十四條 新法第七百條の三及び第七百條の四に規定する場合のほか、次の各号に規定する場合においては、当該各号に掲げる引渡し等に対し、当該引渡し等を新法第七百條の三第一項の引取り者とみなし、当該引渡し等に係る軽油の数量

(第三号の場合において、当該軽油が同条第四項の製造された軽油であつて当該軽油を所有する石油製品販売業者(同項に規定する石油製品販売業者をいう。以下この条において同じ。)により製造されたものであるときは、同項の軽油以外の炭化水素油の数量に相当する数量を控除した数量とし、第四号の場合には、当該免税証に記載された軽油の数量とする。)を課税標準として、当該各号に定める者の当該引渡し等に直接関係をする事務所又は事業所(事務所又は事業所がない者にあつては、住所。第五項において同じ。)所在の道府県において、当該各号に定める者に軽油引取税を課する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百條の七及び附則第三十二條の二第二項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、七千八百円とする。

一 平成五年十二月一日前において特約業者若しくは元売業者以外の者(以下この項において「販売業者等」という。)が特約業者又は元売業者から新法附則第三十二條の二第一項に規定する税率(以下この項及び次項において「旧税率」という。)によつて軽油引取税を課された、又は課されるべきであつた軽油の譲渡を受け、同日以後において特約業者又は元売業者の所有し、又は管理する貯蔵場又は取扱所(第三号において「貯蔵場等」という。)から当該軽油の引渡しを受け、又は移出をした場合における当該軽油の引渡し又は移出 当該販売業者等

二 平成五年十二月一日前において特約業者又は元売業者が旧税率によつて軽油引取税を課された、又は課されるべきであつた軽油の譲渡を受け、同日以降において当該譲渡を受け

た軽油を譲渡した場合における当該軽油の譲渡 当該特約業者又は元売業者

三 平成五年十二月一日において、石油製品販売業者が、自己又は自己以外の販売業者等の管理する貯蔵場等において軽油を所有し、又は特約業者、元売業者若しくは石油製品販売業者以外の者から軽油の保管を委託されている場合における当該軽油の所有又は保管 当該石油製品販売業者

四 平成五年十二月一日前において免税軽油の使用から免税証の提出を受けて免税軽油を引き渡した石油製品販売業者又は特約業者若しくは元売業者で当該免税証に係る新法第七百条の十五第四項に規定する免税取扱特別徴収義務者以外のもが同日に当該免税証を所持している場合における当該所持 当該石油製品販売業者又は特約業者若しくは元売業者で当該免税証に係る同項に規定する免税取扱特別徴収義務者以外のも

2 平成五年十二月一日以降に新法第七百条の第三項の燃料炭化水素油の販売又は同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売が行われた場合において、当該軽油又は燃料炭化水素油に旧税率によって軽油引取税が課された、又は課されるべきであった軽油（前項第一号から第三号までの規定により軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油を除く。）が含まれているときに課する軽油引取税については、同条第三項及び第四項中「炭化水素油の数量」とあるのは、「炭化水素油の数量（附則第三十二条の二第一項に規定する税率によって軽油引取税が課された、又は課されるべきであった軽油にあつては、当該軽油に相当する部分の数量に〇・七五八を乗じて得た数量）」とする。

3 第一項第三号及び第四号の規定は、同一の石油製品販売業者について、同項第三号の所有又は保管に係る軽油の数量と同項第四号の免税証に記載された軽油の数量とを合計した数量が同一道府県内において一キロリットル未満である場合には、適用しない。

4 第一項第一号から第三号までの規定により軽油引取税を課する場合に、新法第七百条の五第二号の規定は、適用しない。

5 第一項第二号から第四号までの場合における軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、これらの規定によって軽油引取税を課される特約業者、元売業者又は石油製品販売業者は、平成五年十二月一日（同項第二号の場合には、特約業者又は元売業者が同号の譲渡をした日）から起算して一月以内に、軽油引取税の課税標準額、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を、同号の譲渡、同項第三号の所有若しくは保管又は同項第四号の所持に直接関連を有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、かつ、その申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。この場合には、この項の規定によって納付すべき軽油引取税は新法第七百条の十四の規定によって納付すべき軽油引取税と、この項の規定による申告書は同条の規定による申告書と、この項の納期限は同条の納期限とみなして、新法第四章第二節第二款及び第四款の規定を適用する。

6 道府県知事は、前項の規定により申告納付すべき軽油引取税の額が五万円を超える場合には、当該特約業者、元売業者又は石油製品販売業者の申請により、三月以内の期間を限って徴収の猶予をすることができ、この場合において、必要があるとき、道府県知事は、当該特約業者、元売業者又は石油製品販売業者から担保を徴することができる。

7 新法第十五条第四項、第十五条の二第一項、第十五条の三及び第十六条の二第一項から第三項までの規定は前項前段の規定による徴収の猶予について、新法第十一条、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項後段の規定による担保

8 道府県知事は、第六項の規定によって徴収の猶予をした場合には、その徴収の猶予をした税額に係る延滞金額のうち当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

（事業所税に関する経過措置）

第十五条 新法の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三第二項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度の法人の事業及び平成五年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度の法人の事業並びに平成五年前の年分の個人の事業及び平成五年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中新増設に係る事業所税（新法第七百一条の三第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋（新法第七百一条の三第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十六条 次項に定めるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成五年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成四年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 新法第七百二条の三、附則第十七条、第十七条の二第二項、第二十五条、第二十五条の二、

第二十七条、第二十七条の二並びに第二十九条の六第一項及び第二項の規定は、平成六年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成五年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十七条 新法第七百三条の四第十七項の規定は、平成五年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の特例に関する経過措置）

第十八条 新法附則第三十四条の二第二項、第四項及び第六項の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に行う同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に行つた旧法附則第三十四条の二第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十九条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方道路譲渡と税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 第二条の規定による改正後の地方道路譲渡と税法の規定は、平成五年度分までの地方道路譲渡と税から適用し、平成四年度分までの地方道路譲渡と税については、なお従前の例による。

平成五年三月二十九日 参議院會議録第七号(その二)

地方税法等の一部を改正する法律案 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

八六

七」とあるのは「百分の三十八」と、同法第四條第一項中「百分の四十三」とあるのは「百分の六十二」と、「百分の五十七」とあるのは「百分の三十八」とする。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一條 次項に定めるものを除き、第三條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法(次項において「新交付金法」という。第四條第一項及び附則第十五項の規定は、平成七年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金について適用し、平成六年度分までの国有資産等所在市町村交付金については、なお従前の例による。

2 附則第九條第一項及び第二項の規定の適用がある場合における新交付金法附則第十五項の規定の適用については、同項中「同法附則第十九條の四」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)附則第九條第三項において読み替えて適用される地方税法附則第十九條の四」と、「附則第十九條の三第一項本文に定める率で除して得た額」とあるのは「附則第十九條の三第一項本文に定める率で除して得た額(当該市街化区域農地のうち、地方税法等の一部を改正する法律附則第九條第三項において読み替えて適用される地方税法附則第十九條の四第一項に規定するその年度分の固定資産税額の算定について地方税法等の一部を改正する法律附則第九條第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九條の三第一項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける市街化区域農地については、当該額をその年度に係る同条第一項の表の下欄に掲げる率で除して得た額」とする。

(政令への委任)
第二十二條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

置は、政令で定める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二十三條 地方税法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第三項中「平成五年」を「平成六年」に改め、同条第六項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。
(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十四條 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第十二條第一項中「課する」の下に「平成四年度分及び平成五年度分の」を加え、同条第二項中「平成三年度」を「平成四年度分及び平成五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、平成三年度」に改める。

審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成五年三月二十九日

参議院議長 原 文兵衛殿
外務委員長 野沢 太三

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、旧ソ連、ユーゴスラヴィア及びチェッコ・スロヴァキアを構成していた各国の独立に伴い在グルジア日本国大使館等、計五の日本国大使館を新設すること、在ウラジオストク日本国総領事館を新設すること、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること、在チェッコ・スロヴァ

キア日本国大使館及び在ナホトカ日本国総領事館を廃止すること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することを内容とするものであって、妥当な措置と認める。
二、費用
本法施行に要する費用として、平成五年度予算に一億二千四百六十五万円が計上されている。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三條により送付する。
平成五年三月二十五日
参議院議長 原 文兵衛殿 櫻内 義雄

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一 大使館の表欧州の項中「在キルギスタン日本国大使館」

「ビシケク」を「在グルジア日本国大使館」
「を」を「在クロアチア日本国大使館」

「ビシケク」を「在グルジア日本国大使館」
「を」を「在クロアチア日本国大使館」

「ド」を「在スペイン日本国大使館」
「を」を「在スロヴァキア日本国大使館」
「を」を「在スロヴェニア日本国大使館」

「に」を「在チェッコ・スロヴァキア日本国大使館」
「を」を「在チェッコ・スロヴァキアブラグ」

「に」を「在チェッコ」
「を」を「在チェッコ」

別表第一の二 総領事館の表欧州の項中「在ロンドン日本国総領事館」
「を」を「在ロンドン日本国総領事館」
「を」を「在ウラジオストク日本国総領事館」

「ロンドン」を「在ウラジオストク」
「を」を「在ウラジオストク」

「ナホトカ」を「在ナホトカ日本国総領事館」
「を」を「在ナホトカ」

別表第二を次のように改める。

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号											別																	
		大	使	公	使	特	号	1	号	2	号	3		号	4	号	5	号	6	号	7	号	8	号	9	号	10	号	11	号
アジア	インド	円	860,000	円	720,000	円	663,500	円	623,000	円	562,300	円	496,800	円	436,100	円	386,300	円	345,800	円	316,400	円	286,100	円	275,900	円	255,700	円	235,400	円
	インドネシア	円	920,000	円	720,000	円	658,200	円	613,300	円	546,000	円	477,400	円	410,100	円	362,100	円	317,200	円	292,200	円	269,700	円	247,300	円	224,900	円	202,400	円
	バリエトナム	円	1,010,000	円	830,000	円	858,000	円	806,900	円	730,400	円	646,800	円	570,200	円	505,600	円	454,800	円	415,300	円	389,800	円	364,300	円	338,800	円	313,300	円
	カンボディア	円	930,000	円	900,000	円	833,300	円	784,000	円	710,100	円	629,200	円	555,300	円	492,400	円	443,100	円	404,800	円	380,100	円	355,500	円	330,900	円	306,200	円
	シンガポール	円	960,000	円	780,000	円	708,400	円	657,800	円	581,900	円	506,000	円	430,100	円	379,500	円	328,900	円	303,600	円	278,300	円	253,000	円	227,700	円	202,400	円
	スリ・ランカ	円	840,000	円	730,000	円	671,800	円	628,300	円	562,900	円	494,800	円	429,300	円	379,900	円	336,300	円	308,500	円	286,700	円	264,900	円	243,100	円	221,300	円
	タイ	円	950,000	円	740,000	円	676,700	円	630,500	円	561,200	円	490,600	円	421,300	円	372,000	円	325,800	円	300,100	円	277,000	円	253,900	円	230,800	円	207,700	円
	大韓民国	円	1,030,000	円	800,000	円	726,900	円	675,000	円	597,100	円	519,200	円	441,300	円	388,400	円	337,500	円	311,500	円	285,600	円	259,600	円	233,600	円	207,700	円
	中華人民共和国	円	1,130,000	円	840,000	円	769,100	円	716,300	円	637,100	円	556,600	円	477,400	円	421,500	円	368,700	円	339,700	円	313,300	円	286,900	円	260,500	円	234,100	円
	ネパール	円	900,000	円	870,000	円	805,200	円	757,300	円	685,300	円	607,200	円	535,300	円	474,500	円	426,500	円	397,800	円	365,900	円	341,900	円	317,900	円	293,900	円
パキスタン	円	810,000	円	700,000	円	647,200	円	605,400	円	542,700	円	477,000	円	414,300	円	366,700	円	324,900	円	297,800	円	277,000	円	256,100	円	235,200	円	214,300	円	
バングラデシュ	円	980,000	円	840,000	円	780,600	円	734,400	円	665,100	円	589,800	円	520,300	円	461,300	円	415,100	円	379,300	円	358,200	円	337,100	円	316,000	円	286,900	円	
フィリピン	円	1,030,000	円	850,000	円	776,600	円	725,500	円	649,000	円	569,400	円	492,800	円	436,000	円	385,000	円	353,300	円	327,800	円	302,300	円	276,800	円	251,300	円	
ブータン	円	860,000	円	840,000	円	768,200	円	720,300	円	646,300	円	571,600	円	498,700	円	442,400	円	394,400	円	361,300	円	337,300	円	313,300	円	289,300	円	265,300	円	
ブルネイ	円	830,000	円	800,000	円	732,100	円	682,000	円	606,700	円	530,200	円	455,000	円	401,700	円	351,500	円	323,900	円	298,800	円	273,700	円	248,600	円	223,500	円	
マレーシア	円	920,000	円	750,000	円	689,000	円	641,900	円	571,300	円	499,400	円	428,800	円	378,600	円	331,500	円	305,400	円	281,800	円	258,300	円	234,800	円	211,000	円	
ミャンマー	円	1,210,000	円	1,080,000	円	977,700	円	917,400	円	827,000	円	730,400	円	640,000	円	566,900	円	506,600	円	463,800	円	433,600	円	403,500	円	373,400	円	343,300	円	
モルディブ	円	790,000	円	770,000	円	706,600	円	663,100	円	597,700	円	527,600	円	462,300	円	409,400	円	365,800	円	334,900	円	313,100	円	291,300	円	269,500	円	247,700	円	
モンゴル	円	1,020,000	円	990,000	円	917,000	円	865,100	円	787,200	円	700,000	円	622,100	円	552,200	円	500,300	円	458,400	円	430,400	円	404,400	円	378,400	円	352,500	円	
ラオス	円	960,000	円	890,000	円	817,600	円	766,700	円	685,500	円	616,000	円	542,700	円	481,100	円	432,300	円	395,100	円	370,700	円	346,300	円	321,900	円	297,500	円	
北米	アメリカ合衆国	円	1,000,000	円	720,000	円	660,600	円	615,100	円	529,900	円	455,600	円	387,300	円	341,700	円	296,100	円	273,400	円	250,600	円	227,800	円	205,000	円	182,200	円
	カナダ	円	860,000	円	700,000	円	640,600	円	594,900	円	526,200	円	457,600	円	389,000	円	343,200	円	297,400	円	274,600	円	251,700	円	228,800	円	205,900	円	183,000	円
中南米	アルゼンチン	円	1,290,000	円	1,110,000	円	1,010,200	円	938,100	円	829,800	円	721,600	円	613,400	円	541,200	円	469,000	円	433,000	円	396,900	円	360,800	円	324,700	円	298,600	円
	ブラジル	円	900,000	円	870,000	円	793,700	円	739,200	円	657,300	円	574,200	円	492,400	円	434,700	円	380,100	円	350,300	円	323,000	円	295,700	円	268,400	円	241,100	円
	ヴェネズエラ	円	1,000,000	円	910,000	円	830,700	円	773,500	円	687,700	円	600,600	円	514,800	円	454,500	円	397,300	円	366,100	円	337,500	円	308,900	円	280,300	円	251,700	円
欧羅巴	ウルグアイ	円	1,040,000	円	1,010,000	円	917,800	円	852,300	円	753,900	円	655,800	円	557,300	円	491,700	円	426,100	円	393,400	円	360,600	円	327,800	円	295,000	円	262,200	円

官 報 (号 外)

地 域	所 在 国	号										
		大	使	公	使	特	号	1	2	3	4	5
欧州	エウロパ	690,000	670,000	616,400	576,800	517,400	455,000	395,600	350,200	310,600	284,700	264,900
	エル・サルヴァドル	870,000	840,000	770,400	716,800	643,900	565,000	489,100	432,700	382,100	350,700	325,400
	ガイアナ	940,000	910,000	832,000	777,900	694,500	608,000	526,500	465,700	410,700	377,100	349,600
	キューバ	1,040,000	1,020,000	834,000	877,400	791,600	699,800	613,800	543,800	486,600	445,300	416,700
	グアテマラ	810,000	790,000	713,700	664,800	591,800	517,000	443,700	391,800	343,000	315,900	291,500
	グレンダ	940,000	910,000	832,000	777,000	694,500	609,000	529,500	465,700	410,700	377,100	349,600
	グスタ・リカ	780,000	740,000	676,700	630,500	581,200	490,600	421,300	372,000	325,800	300,100	277,000
	コロンビア	800,000	770,000	712,800	668,800	602,800	532,000	466,000	412,700	368,700	337,500	315,500
	ジャマイカ	950,000	920,000	838,900	779,200	692,800	605,000	518,500	457,800	400,200	368,700	339,900
	スリナム	1,180,000	1,130,000	1,029,100	960,600	856,400	749,800	646,200	571,300	502,200	461,600	427,000
	セント・ビンセント	940,000	910,000	832,000	777,000	694,500	609,000	529,500	465,700	410,700	377,100	349,600
	セント・クリスティーナ・ネイション	880,000	860,000	781,400	727,700	647,200	565,400	484,900	428,100	374,400	345,000	318,100
	セント・ルシア	940,000	910,000	832,000	777,000	694,500	609,000	529,500	465,700	410,700	377,100	349,600
	トリニダード・トバゴ	960,000	930,000	849,200	790,700	702,900	613,800	529,000	464,400	405,900	374,000	344,800
	ニカラグア	1,090,000	1,060,000	977,700	917,400	827,000	730,400	640,000	566,900	508,800	463,800	433,800
南米	ハイチ	1,070,000	1,040,000	953,000	891,900	800,100	703,600	611,900	541,400	489,200	440,500	409,900
	パナマ	800,000	730,000	671,800	628,300	582,900	494,600	429,300	379,900	336,300	308,500	286,700
	ペルー	940,000	910,000	832,000	777,000	694,500	609,000	529,500	465,700	410,700	377,100	349,600
	パラグアイ	860,000	840,000	762,900	710,600	632,000	552,200	473,700	418,200	365,800	337,100	310,900
	バルバドス	940,000	910,000	832,000	777,000	694,500	609,000	529,500	465,700	410,700	377,100	349,600
	ブラジル	1,170,000	1,010,000	916,900	853,600	758,500	662,200	567,200	500,700	437,300	403,100	371,400
	ベリーズ	970,000	940,000	862,800	805,600	719,800	631,000	545,200	482,200	425,000	390,300	361,700
	ペルー	1,220,000	1,070,000	977,700	914,800	820,400	721,200	626,800	554,800	491,700	451,000	419,600
	ボリビア	930,000	900,000	833,800	784,000	710,100	629,200	555,300	492,400	443,100	404,800	380,100
	ホンデュラス	890,000	860,000	788,900	737,000	659,100	576,200	500,300	442,600	390,700	358,600	332,700
	メキシコ	1,140,000	940,000	882,800	805,600	719,800	631,000	545,200	482,200	425,000	390,300	361,700
	アイスランド	870,000	940,000	856,200	795,100	703,300	611,800	519,900	459,700	397,500	367,000	336,400
	アイスランド	970,000	940,000	856,200	795,100	703,300	611,800	519,900	459,700	397,500	367,000	336,400
	アイスランド	970,000	940,000	856,200	795,100	703,300	611,800	519,900	459,700	397,500	367,000	336,400

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
	アゼルバイジャン	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	688,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
	アルバニア	1,170,000	1,140,000	1,039,300	972,000	871,000	765,200	664,200	587,600	520,300	477,400	443,800	410,100	376,400	342,800
	アルメニア	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
	イタリヤ	1,120,000	920,000	831,600	772,200	683,100	594,000	504,900	445,500	386,100	356,400	326,700	297,000	267,300	237,600
	ヴァチカン	950,000	920,000	831,600	772,200	683,100	594,000	504,900	445,500	386,100	356,400	326,700	297,000	267,300	237,600
	ウクライナ	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
	ウズベキスタン	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
	エストニア	1,010,000	980,000	883,600	834,200	745,100	653,000	563,900	488,700	439,300	403,500	373,800	344,100	314,400	284,700
	オーストリア	1,280,000	1,050,000	954,800	886,600	784,300	682,000	579,700	511,500	443,300	409,200	375,100	341,000	306,900	272,800
	オランダ	1,010,000	920,000	837,800	777,900	686,200	598,400	509,600	448,800	389,000	359,000	329,100	299,200	269,300	239,400
	カザフスタン	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
	ギンネヤ	940,000	860,000	782,300	726,400	642,600	558,800	475,000	419,100	363,200	335,300	307,300	279,400	251,500	223,500
	ギルギスタン	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
	グルジア	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
	クロアチア	1,100,000	1,070,000	972,400	905,100	804,100	701,800	600,800	530,400	463,100	426,800	393,200	359,500	325,800	292,200
	サイプラス	880,000	860,000	782,300	726,400	642,600	558,800	475,000	419,100	363,200	335,300	307,300	279,400	251,500	223,500
	スイス	1,200,000	1,090,000	991,800	920,900	814,700	708,400	602,100	531,300	460,500	425,000	389,600	354,200	318,800	283,400
	スウェーデン	1,210,000	1,100,000	987,900	928,600	819,700	712,800	605,900	534,800	463,300	427,700	392,600	356,400	320,800	285,100
	スペイン	980,000	900,000	819,300	760,800	673,000	585,200	497,400	438,900	380,400	351,100	321,800	292,600	263,300	234,100
	スロヴァキア	940,000	910,000	830,700	773,500	687,700	600,600	514,800	454,500	397,300	366,100	337,500	308,900	280,300	251,700
	スロヴェニア	1,100,000	1,070,000	972,400	905,100	804,100	701,800	600,800	530,400	463,100	426,800	393,200	359,500	325,800	292,200
	タジキスタン	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
	チェコ	1,000,000	910,000	830,700	773,500	687,700	600,600	514,800	454,500	387,300	366,100	337,500	308,900	280,300	251,700
	デンマーク	1,120,000	1,020,000	924,000	858,000	759,000	660,000	561,000	495,000	429,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000
	ドイツ	1,250,000	1,020,000	924,000	858,000	759,000	660,000	561,000	495,000	429,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000
	トルクメニスタン	1,040,000	1,010,000	928,400	889,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
	ノルウェー	1,120,000	1,090,000	985,600	915,200	809,600	704,000	598,400	528,000	457,600	422,400	387,200	352,000	316,800	281,600
	ハンガリー	1,080,000	940,000	855,300	796,400	707,900	618,200	529,800	467,700	408,700	376,700	347,200	317,700	288,200	258,700
	フィンランド	1,070,000	1,040,000	942,500	875,200	774,200	673,200	572,200	504,900	437,600	403,900	370,300	336,600	302,900	269,200

報 (号 外)

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号		
大洋州	フランス	1,240,000	960,000	868,600	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200
	アルゼンチン	1,040,000	1,010,000	918,200	857,100	765,300	670,600	578,900	511,900	450,700	414,100	383,500	352,900	322,300	291,700
	ペルー	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	586,900	528,200	468,800	429,800	400,200	370,500	340,800	311,100
	ベネズエラ	1,110,000	960,000	868,600	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200
	ボリビア	1,140,000	1,050,000	955,200	891,400	795,700	697,000	601,300	531,700	467,900	429,900	398,000	366,100	334,200	302,300
	チリ	1,010,000	980,000	887,000	823,700	728,600	633,600	538,600	475,200	411,800	380,200	348,500	316,800	285,100	253,400
	ウルグアイ	950,000	920,000	831,600	772,200	683,100	594,000	504,900	445,500	386,100	356,400	326,700	297,000	267,300	237,600
	モルドバ	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
	ユーゴスラヴィア	1,170,000	1,070,000	972,400	905,100	804,100	701,800	600,800	530,400	463,100	426,800	393,200	359,500	325,800	292,200
	ラトヴィア	1,010,000	980,000	883,600	834,200	745,100	653,000	563,900	498,700	439,300	403,500	373,800	344,100	314,400	284,700
	リトアニア	1,010,000	980,000	883,600	834,200	745,100	653,000	563,900	498,700	439,300	403,500	373,800	344,100	314,400	284,700
	ルーマニア	1,140,000	1,050,000	965,400	906,000	816,900	721,600	632,500	560,300	500,900	458,500	428,800	399,100	369,400	339,700
	ルクセンブルグ	850,000	920,000	837,800	777,900	688,200	598,400	508,600	448,800	389,000	359,000	329,100	299,200	269,300	239,400
	連合王国	1,180,000	920,000	831,600	772,200	683,100	594,000	504,900	445,500	386,100	356,400	326,700	297,000	267,300	237,600
	ロシア	1,340,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
	大洋州	フランス	780,000	760,000	686,500	651,200	583,200	512,200	444,200	393,100	347,800	319,000	296,400	273,700	251,000
オーストラリア		910,000	750,000	677,600	629,200	556,600	484,000	411,400	363,000	314,600	290,400	268,200	242,000	217,800	193,600
キリバス		930,000	910,000	836,000	785,900	710,600	629,200	554,000	491,000	440,800	403,100	378,000	352,900	327,800	302,700
ソロモン		950,000	930,000	854,500	803,000	725,800	642,400	565,200	500,900	449,400	411,000	385,200	359,500	333,800	308,000
トンガ		930,000	910,000	836,000	785,900	710,600	629,200	554,000	491,000	440,800	403,100	378,000	352,900	327,800	302,700
ナウル		780,000	760,000	686,500	651,200	583,200	512,200	444,200	393,100	347,800	319,000	296,400	273,700	251,000	228,400
西サモア		780,000	760,000	686,500	651,200	583,200	512,200	444,200	393,100	347,800	319,000	296,400	273,700	251,000	228,400
ニュー・ジラント		800,000	730,000	665,300	617,800	546,500	475,200	403,900	356,400	308,900	285,100	261,400	237,600	213,800	190,100
バヌア・ニュー・ギニア		980,000	910,000	836,000	785,900	710,600	629,200	554,000	491,000	440,800	403,100	378,000	352,900	327,800	302,700
フィジー		780,000	760,000	686,500	651,200	583,200	512,200	444,200	393,100	347,800	319,000	296,400	273,700	251,000	228,400
マーシャル		900,000	870,000	795,500	743,100	664,500	582,900	504,300	446,100	393,700	361,400	335,200	309,100	282,900	256,700
ミクロネシア	900,000	870,000	795,500	743,100	664,500	582,900	504,300	446,100	393,700	361,400	335,200	309,100	282,900	256,700	

地 域	所 在 国	号										
		大	使	公	使	特	号	1	号	2	号	3
中近東	アラビヤ	1,050,000	1,030,000	944,200	867,000	801,200	708,400	622,600	551,800	494,800	452,300	423,700
	アラビヤ	970,000	880,000	817,500	766,000	688,800	606,800	529,600	488,800	417,300	382,400	356,600
	アラビヤ	1,020,000	980,000	913,400	858,400	775,900	686,400	603,900	535,300	480,300	439,100	411,600
	アラビヤ	1,020,000	980,000	949,200	790,700	702,900	613,800	526,000	464,400	405,900	374,000	344,800
	アラビヤ	1,220,000	1,070,000	983,900	923,200	832,100	734,800	643,700	570,200	509,500	466,400	436,100
	アラビヤ	1,190,000	1,040,000	959,200	900,300	811,800	717,200	628,800	557,000	498,000	455,900	426,400
	アラビヤ	920,000	880,000	817,500	766,000	688,800	606,800	529,600	488,800	417,300	382,400	356,600
	アラビヤ	940,000	920,900	842,200	788,900	709,100	624,400	544,500	482,000	428,800	392,800	366,300
	アラビヤ	1,130,000	990,000	903,800	846,100	759,700	668,400	581,900	515,000	457,400	419,300	390,500
	アラビヤ	1,070,000	960,000	829,900	780,200	705,600	624,800	550,200	487,700	438,000	400,400	375,600
	アラビヤ	910,000	830,000	756,800	704,900	627,000	547,800	469,900	414,900	363,000	334,400	308,500
	アラビヤ	1,080,000	1,050,000	935,200	891,400	795,700	697,000	601,300	531,700	467,900	429,800	398,000
	アラビヤ	980,000	900,000	825,800	771,300	688,400	604,600	522,800	462,400	407,800	374,500	347,200
	アラビヤ	930,000	900,000	829,800	777,500	688,800	615,600	537,100	475,400	423,000	387,700	361,500
アラビヤ	アラビヤ	980,000	910,000	836,000	786,800	710,600	628,200	554,000	491,000	440,800	403,100	378,000
	アラビヤ	1,180,000	1,080,000	998,300	931,400	831,100	727,800	627,500	554,800	487,800	448,400	414,900
	アラビヤ	1,070,000	1,040,000	958,200	900,300	811,800	717,200	628,800	557,000	498,000	455,900	426,400
	アラビヤ	1,100,000	1,070,000	983,900	923,200	832,100	734,800	643,700	570,200	509,500	466,400	436,100
	アラビヤ	1,120,000	920,000	844,300	788,400	704,600	617,800	534,000	472,300	419,400	382,400	354,400
	アラビヤ	1,090,000	1,080,000	977,700	917,400	827,000	730,400	640,900	568,900	506,600	463,800	433,600
	アラビヤ	1,080,000	1,060,000	975,000	915,600	826,500	730,400	641,300	568,800	508,800	465,500	435,800
	アラビヤ	1,140,000	1,100,000	1,014,700	951,800	857,400	756,800	662,400	588,700	523,800	479,600	443,300
	アラビヤ	1,120,000	1,090,000	1,002,400	940,300	847,800	748,000	654,900	580,100	518,100	474,300	443,300
	アラビヤ	1,120,000	1,090,000	1,002,400	940,300	847,800	748,000	654,900	580,100	518,100	474,300	443,300
	アラビヤ	1,120,000	1,090,000	1,002,400	940,300	847,800	748,000	654,900	580,100	518,100	474,300	443,300
	アラビヤ	1,140,000	1,100,000	1,014,700	951,800	857,400	756,800	662,400	588,700	523,800	479,600	443,300
	アラビヤ	1,140,000	1,100,000	1,014,700	951,800	857,400	756,800	662,400	588,700	523,800	479,600	443,300
	アラビヤ	1,180,000	1,150,000	1,058,700	998,600	903,600	801,200	708,100	628,100	566,100	517,000	486,000

官報(外号)

地 域	所 在 国	号 別														
		大	使	公	使	特	号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	ギニア・ビサウ	1,140,000	1,100,000	1,014,700	851,800	857,400	756,800	662,400	566,700	523,800	479,600	448,200	416,700	385,200	353,800	
	ケニア	920,000	800,000	726,000	676,300	601,700	525,800	451,200	396,400	348,700	321,200	296,400	271,500	246,600	221,800	
	コモロ	910,000	880,000	807,400	754,100	674,300	591,400	511,500	452,500	399,300	366,500	339,900	313,300	289,700	260,100	
	コンゴ	1,070,000	1,040,000	959,200	900,300	811,800	717,200	628,800	557,000	498,000	455,900	426,400	396,800	367,400	337,900	
	ザイール	1,140,000	1,050,000	968,800	909,900	821,400	726,000	637,600	565,000	506,000	462,900	433,400	403,900	374,400	344,900	
	サントメ・プリンス	1,120,000	1,090,000	1,002,400	940,300	847,300	748,000	654,900	580,100	518,100	474,300	443,300	412,300	381,300	350,300	
	ザンビア	1,200,000	1,170,000	1,070,100	1,000,600	896,300	787,200	682,900	604,100	534,600	490,600	455,900	421,100	386,300	351,600	
	シエラ・レオネ	1,080,000	1,050,000	965,400	906,000	816,900	721,600	632,500	560,300	500,900	458,500	428,800	399,100	369,400	339,700	
	ジブチ	1,090,000	1,060,000	977,700	917,400	827,000	730,400	640,000	566,900	506,600	463,800	433,600	403,500	373,400	343,200	
	ジンバブエ	900,000	870,000	793,700	739,200	667,300	574,200	492,400	434,700	380,100	350,300	323,000	295,700	268,400	241,100	
	スーダン	1,220,000	1,190,000	1,095,600	1,030,900	933,900	827,800	730,600	647,900	583,200	532,900	500,500	468,200	435,900	403,500	
	スワジランド	910,000	880,000	807,400	754,100	674,300	591,400	511,500	452,500	399,300	366,500	339,900	313,300	289,700	260,100	
	セイシエル	910,000	880,000	807,400	754,100	674,300	591,400	511,500	452,500	399,300	366,500	339,900	313,300	289,700	260,100	
	赤道ギニア	1,120,000	1,080,000	1,002,400	940,300	847,300	748,000	654,900	580,100	518,100	474,300	443,300	412,300	381,300	350,300	
	セネガル	1,140,000	1,100,000	1,014,700	951,800	857,400	756,800	662,400	586,700	523,800	479,600	448,200	416,700	385,200	353,800	
	象牙海岸共和国	1,210,000	1,110,000	1,014,600	949,100	850,700	747,600	649,300	574,400	508,800	466,900	434,100	401,300	368,500	335,700	
	ソマリア	1,090,000	1,060,000	977,700	917,400	827,000	730,400	640,000	566,900	506,600	463,800	433,600	403,500	373,400	343,200	
	タンザニア	1,150,000	1,060,000	975,000	915,600	829,500	730,400	641,300	568,300	508,900	465,500	435,800	406,100	376,400	346,700	
	チャード	1,120,000	1,090,000	1,002,400	940,300	847,300	748,000	654,900	580,100	518,100	474,300	443,300	412,300	381,300	350,300	
	中央アフリカ	1,240,000	1,210,000	1,114,100	1,048,100	949,100	840,800	741,800	657,800	591,800	540,800	507,800	474,800	441,800	408,800	
	チュニジア	870,000	840,000	769,100	716,300	637,100	556,600	477,400	421,500	388,700	339,700	313,300	286,900	260,500	234,100	
	トーゴ	1,180,000	1,150,000	1,051,600	986,100	887,700	783,200	684,900	606,500	540,900	495,500	462,700	429,900	397,100	364,300	
	ナイジェリア	1,150,000	1,060,000	975,000	915,600	826,500	730,400	641,300	568,300	508,900	465,500	435,800	406,100	376,400	346,700	
	ナミビア	1,040,000	1,010,000	924,400	862,800	770,400	675,000	582,600	515,200	453,600	416,700	385,900	355,100	324,300	293,500	
	ニジェール	1,180,000	1,150,000	1,051,600	986,100	887,700	783,200	684,900	606,500	540,900	495,500	462,700	429,900	397,100	364,300	
	ブルキナ・ファソ	1,180,000	1,150,000	1,051,600	986,100	887,700	783,200	684,900	606,500	540,900	495,500	462,700	429,900	397,100	364,300	
	ブルンジ	1,070,000	1,040,000	959,200	900,300	811,800	717,200	628,800	557,000	498,000	455,900	426,400	396,800	367,400	337,900	

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号		
	ベナン	1,180,000	1,150,000	1,051,600	986,100	887,700	783,200	684,900	606,500	540,900	495,500	462,700	429,900	397,100	364,300
	ボツワナ	910,000	880,000	807,400	754,100	674,300	591,400	511,500	452,500	389,300	366,500	339,900	313,300	286,700	260,100
	セネガール	980,000	950,000	879,200	825,900	746,100	660,000	580,100	514,100	460,900	421,500	394,900	368,300	341,700	315,100
	セラレオン	1,200,000	1,170,000	1,070,100	1,000,600	886,300	787,200	682,900	604,100	534,600	480,600	455,900	421,100	386,300	351,600
	セリ	1,140,000	1,100,000	1,014,700	951,800	857,400	756,800	662,400	586,700	523,800	478,600	448,200	416,700	385,200	353,800
	南アフリカ共和国	1,100,000	950,000	862,400	800,800	708,400	616,000	523,600	462,000	400,400	369,600	338,800	308,000	277,200	246,400
	モーリタニア	910,000	880,000	807,400	754,100	674,300	591,400	511,500	452,500	389,300	366,500	339,900	313,300	286,700	260,100
	モーリタニア	1,140,000	1,100,000	1,014,700	951,800	857,400	756,800	662,400	586,700	523,800	478,600	448,200	416,700	385,200	353,800
	モザンビーク	1,200,000	1,170,000	1,070,100	1,000,600	886,300	787,200	682,900	604,100	534,600	480,600	455,900	421,100	386,300	351,600
	モロッコ	930,000	900,000	818,400	762,100	677,600	591,800	507,300	447,900	391,600	360,800	332,700	304,500	276,300	248,200
	リビア	1,180,000	1,150,000	1,055,100	980,080	882,300	787,600	689,900	611,200	546,100	499,800	467,300	434,700	402,100	369,600
	リベリア	1,090,000	1,060,000	975,000	915,800	826,500	730,400	641,300	568,300	506,900	465,500	435,800	406,100	376,400	346,700
	ルワンダ	1,070,000	1,040,000	959,200	900,300	811,800	717,200	628,800	557,000	498,000	455,900	426,400	396,900	367,400	337,900
	セント	910,000	880,000	807,400	754,100	674,300	591,400	511,500	452,500	389,300	366,500	339,900	313,300	286,700	260,100

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別											
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
アジア	カルカタ	720,000	660,000	599,300	532,400	471,700	418,400	377,900	345,000	324,700	304,500	284,300	264,000
	ボンベイ	680,000	623,000	562,300	496,800	436,100	386,300	345,800	316,400	296,100	275,800	255,700	235,400
	マドラス	680,000	623,000	562,300	496,800	436,100	386,300	345,800	316,400	296,100	275,900	255,700	235,400
	ラジュン・パンダン	740,000	680,200	612,900	540,800	473,500	419,300	374,400	342,800	320,300	297,900	275,500	253,000
	ジャカルタ	680,000	613,300	548,000	477,400	410,100	362,100	317,200	292,200	269,700	247,300	224,900	202,400
	スラバヤ	680,000	613,300	548,000	477,400	410,100	362,100	317,200	292,200	269,700	247,300	224,900	202,400
	メダン	710,000	645,400	578,100	507,800	440,500	389,800	344,900	316,400	293,900	271,500	249,100	226,600
	ホーチミン	830,000	760,300	683,800	602,400	525,800	465,500	414,500	379,700	354,200	328,700	303,200	277,700
	バンコック	690,000	630,500	561,200	490,600	421,300	372,000	325,800	300,100	277,000	253,900	230,800	207,700
	釜山	770,000	675,000	597,100	519,200	441,300	389,400	337,500	311,500	285,800	259,600	233,600	207,700
	広州	820,000	748,400	669,200	587,000	507,800	449,200	396,400	363,900	337,500	311,100	284,700	258,300
	上海	850,000	748,400	669,200	587,000	507,800	449,200	396,400	363,900	337,500	311,100	284,700	258,300
	瀋陽	890,000	820,200	741,000	655,600	576,400	510,800	458,000	418,900	392,500	366,100	339,700	313,300
北米	カラチ	700,000	623,000	562,300	496,800	436,100	386,300	345,800	316,400	296,100	275,900	255,700	235,400
	マニラ	800,000	725,500	649,000	569,400	492,800	436,000	385,000	353,300	327,800	302,300	276,800	251,300
	ペナン	710,000	641,900	571,300	499,400	428,800	378,600	331,500	305,400	281,800	258,300	234,800	211,200
	香港	830,000	697,800	617,300	536,800	456,300	402,800	348,800	322,100	295,200	268,400	241,600	214,700
北米	アガナ	750,000	681,100	602,500	523,900	445,300	392,900	340,500	314,300	288,100	262,000	235,800	209,600
	アトランタ	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	アトランタ	750,000	681,100	602,500	523,900	445,300	392,900	340,500	314,300	288,100	262,000	235,800	209,600
	カンザス・シティ	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	サン・フランシスコ	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	シアトル	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
シカゴ	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200	

地 域	所 在 地	号 別											
		総領事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
	デトロイト	660,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	ニュー・オルリンズ	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	ニュー・ヨーク	850,000	651,600	576,400	501,200	426,000	375,900	325,800	300,700	275,700	250,600	225,500	200,500
	ヒューストン	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	ボートランド	660,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	ボストン	750,000	651,600	576,400	501,200	426,000	375,900	325,800	300,700	275,700	250,600	225,500	200,500
	ホノルル	750,000	651,600	576,400	501,200	426,000	375,900	325,800	300,700	275,700	250,600	225,500	200,500
	マイアミ	660,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	ロス・アンジェルズ	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	サンフランシスコ	680,000	594,900	526,200	457,600	389,000	343,200	297,400	274,600	251,700	228,800	205,900	183,000
	エドモントン	680,000	594,900	526,200	457,600	389,000	343,200	297,400	274,600	251,700	228,800	205,900	183,000
トロント	680,000	594,900	526,200	457,600	389,000	343,200	297,400	274,600	251,700	228,800	205,900	183,000	
モントリオール	680,000	594,900	526,200	457,600	389,000	343,200	297,400	274,600	251,700	228,800	205,900	183,000	
中南米	クリチバ	910,000	823,700	728,600	633,600	538,600	475,200	411,800	380,200	348,500	316,800	285,100	253,400
	サン・パウロ	950,000	823,700	728,600	633,600	538,600	475,200	411,800	380,200	348,500	316,800	285,100	253,400
	ベレーン	980,000	885,700	790,600	692,600	597,600	528,400	465,000	427,300	395,600	363,900	332,200	300,500
	ボルト・アレグレ	910,000	823,700	728,600	633,600	538,600	475,200	411,800	380,200	348,500	316,800	285,100	253,400
	マナウス	1,010,000	920,500	825,400	725,600	630,600	557,900	494,500	453,700	422,000	390,300	358,600	326,900
	リオ・デ・ジャネイロ	950,000	823,700	728,600	633,600	538,600	475,200	411,800	380,200	348,500	316,800	285,100	253,400
欧州	レシフエ	940,000	853,800	758,500	662,200	567,200	500,700	437,300	403,100	371,400	339,700	308,000	276,300
	リマ	1,000,000	914,800	820,400	721,200	626,800	554,600	491,700	451,000	419,600	388,100	356,600	325,200
	ミラノ	880,000	795,100	703,300	611,600	519,800	459,700	397,500	367,000	336,400	305,800	275,200	244,600
	ジュネーヴ	1,020,000	920,900	814,700	708,400	602,100	531,300	460,500	425,000	389,600	354,200	318,800	283,400
	バルセロナ	840,000	760,800	673,000	585,200	497,400	438,900	380,400	351,100	321,900	292,600	263,300	234,100
	ラス・パルマス	820,000	743,600	657,800	572,000	486,200	429,000	371,800	343,200	314,600	286,000	257,400	228,800
	デュッセルドルフ	990,000	858,000	759,000	660,000	561,000	495,000	429,000	386,000	363,000	330,000	297,000	264,000

地 域	所 在 地	号 別											
		総額	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
	ハンブルク	950,000	858,000	759,000	660,000	561,000	495,000	429,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000
	フランクフルト	860,000	858,000	759,000	660,000	561,000	495,000	429,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000
	ベルリン	990,000	858,000	759,000	660,000	561,000	495,000	429,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000
	ボン	950,000	858,000	759,000	660,000	561,000	495,000	429,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000
	ミュンヘン	850,000	858,000	759,000	660,000	561,000	495,000	429,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000
	ストラスブール	890,000	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200
	パリ	890,000	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200
	マルセイユ	890,000	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200
	エディンバラ	860,000	772,200	683,100	594,000	504,900	445,500	386,100	356,400	326,700	297,000	267,300	237,600
	ロンドン	860,000	772,200	683,100	594,000	504,900	445,500	386,100	356,400	326,700	297,000	267,300	237,600
	オランダ・アムステルダム	1,000,000	880,400	790,000	694,800	604,400	534,800	474,500	435,200	405,000	374,900	344,800	314,600
大洋州	オーストリア・ウィーン	920,000	834,200	745,100	653,000	563,900	498,700	439,300	403,500	373,800	344,100	314,400	284,700
	オーストリア・ウィーン	1,090,000	973,700	883,300	783,600	693,200	614,900	554,600	508,500	476,300	446,200	416,100	385,900
	オーストリア・ウィーン	1,000,000	880,400	790,000	694,800	604,400	534,800	474,500	435,200	405,000	374,900	344,800	314,600
	シドニー	720,000	629,200	556,600	484,000	411,400	363,000	314,600	290,400	266,200	242,000	217,800	193,600
	シドニー	700,000	629,200	556,600	484,000	411,400	363,000	314,600	290,400	266,200	242,000	217,800	193,600
	オーストラリア・メルボルン	720,000	629,200	556,600	484,000	411,400	363,000	314,600	290,400	266,200	242,000	217,800	193,600
	オーストラリア・メルボルン	680,000	617,300	546,500	475,200	403,900	356,400	308,900	285,100	261,400	237,600	213,800	190,100
	オーストラリア・メルボルン	860,000	785,900	710,600	629,200	554,000	491,000	440,800	403,100	378,000	352,900	327,800	302,700
	オーストラリア・メルボルン	890,000	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200
	オーストラリア・メルボルン	890,000	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200
	オーストラリア・メルボルン	890,000	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200
中近東	オーストラリア・メルボルン	890,000	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200
	シエッタ	850,000	780,200	705,800	624,800	550,200	487,700	438,000	400,400	375,600	350,700	325,800	301,000
	イスタンブール	850,000	767,800	682,600	596,200	511,100	451,200	394,400	363,500	335,100	306,700	278,300	249,900
アフリカ	アトトリア	890,000	800,800	708,400	616,000	523,600	462,000	400,400	369,600	338,800	308,000	277,200	246,400

三 領事館

地 域	所 在 地	号 別											
		領事館 の	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
アジア	コタ・キナバル	円 690,000	円 647,700	円 576,400	円 503,800	円 432,500	円 381,800	円 334,400	円 308,000	円 284,300	円 260,500	円 236,700	円 213,000
中南米	エンカルナシオン	790,000	742,700	684,100	582,800	504,100	445,900	393,500	361,300	335,100	308,900	282,700	256,500

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別													
		大 使 館	公 使 館	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
北米	ニュー・ヨーク (国際連合)	1,000,000 円	770,000 円	701,700 円	651,600 円	576,400 円	501,200 円	426,000 円	375,900 円	325,800 円	300,700 円	275,700 円	250,600 円	225,500 円	200,500 円
欧州	ウイーン (在ウイーン国際 機関)	1,150,000	1,050,000	954,800	886,600	784,300	682,000	579,700	511,500	443,300	409,200	375,100	341,000	306,900	272,800
	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国 際機関)	1,410,000	1,080,000	981,800	920,900	814,700	708,400	602,100	531,300	460,500	425,000	389,600	354,200	318,800	283,400
	(軍縮会議) パリ	1,130,000	1,090,000	991,800	920,900	814,700	708,400	602,100	531,300	460,500	425,000	389,600	354,200	318,800	283,400
	(経済協力開発機 構) ブラッセル (欧州共同体)	1,240,000	980,000	888,600	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200
		1,110,000	960,000	888,600	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200

附 則

この法律は、平成五年四月一日から施行する。

ただし、別表第一の改正規定中在グルジア、在ク
ロアチア及び在スロヴェニアの各日本国大使館並
びに在ウラジオストク及び在ナホトカの各日本国
総領事館に関する部分は、政令で定める日から施
行する。

平成五年三月二十九日 参議院会議録第七号(その二) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

平成五年三月二十九日 参議院會議録第七号(その二) エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

審査報告書

エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成五年三月二十九日

参議院議長 原 文兵衛殿
商工委員長 斎藤 文夫
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、内外におけるエネルギー消費量の著しい増加、大量のエネルギーの消費が環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等のエネルギーをめぐる経済的・社会的環境の変化に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図るため、エネルギーの使用の合理化のための措置の拡充、石油代替エネルギーの導入を促進するための措置等を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に十一億円、産業投資特別会計予算に五億円、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計予算に二十二億円が、産業基盤整備基金に対する出資金として計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、内外におけるエネルギー情勢の変化及びエネルギー消費が環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等に適確に対応していくことの重要性にかんがみ、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 省エネルギーの必要性が国民の各界各層に十分に浸透するよう、マスメディア、学校教育、地域活動等を通じて、積極的に啓発活動を展開す

るとともに、基本方針の策定に当たっては、具体性、説得性のある内容とするよう努めること。

二 事業者等が自主的・積極的に省エネルギーに取り組めるよう、施策の一層の拡充等による誘導に努めること。

三 運輸部門並びに住宅、中小規模ビル等の建築物に係る省エネルギー化の促進を図るため、特定機器の指定に当たっては、可能な限り拡大するよう努めること。

四 「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」及び「電源開発促進対策特別会計」における海外協力事業に要する資金の支出については、それぞれの特別会計の目的に照らし、適切に対応すること。

五 新エネルギー、省エネルギー技術の研究開発及びその成果の普及促進に積極的に取り組むとともに、分散型電源、未利用エネルギーの活用・普及を図るための環境整備に努めること。右決議する。

エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成五年三月二十五日
衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛殿

エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案
エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正)
第一条 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中第一章 総則(第一条・第二条)を「第一章 総則(第一条・第二条)」を「第一章の二 基本方針等(第三条・第四条の二)」に、「(第三条・第十二条)」を「(第四条・第十二条)」に、「第四章 機械器具に係る措置(第十七条・第二十一条)」を「第四章の二 新エネルギーに係る措置(第十七条・第二十一条)」に改める。

第一条中「燃料資源の大部分を輸入に依存せざるを得ない我が国のエネルギー事情にかんがみ、」を「内外におけるエネルギーをめぐる経済的・社会的環境に応じた」に改め、「措置」の下に「その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置を加える。」
第二章の章名、同章第一節の節名及び第三条を削る。
第二章の次に次の一章を加える。
第一章の二 基本方針等
(基本方針)
第三条 通商産業大臣は、工場又は事業場(以下単に「工場」という。)、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め、これを公表しなければならない。

2 基本方針は、エネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項、エネルギーの使用の合理化の促進のための施策に関する基本的な事項その他エネルギーの使用の合理化に関する事項について、エネルギー需給の長期見通し、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 通商産業大臣が基本方針を定めるには、閣議の決定を経なければならない。
4 通商産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、建築物の建築及び維持保全に係る部分については建設大臣に、エネルギーの消費量との対比における自動車の性能に係る部分については運輸大臣に協議しなければならない。
5 通商産業大臣は、第二項の事情の変動のため必要があるときは、基本方針を改定するものとする。
6 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による基本方針の改定に準用する。
(エネルギー使用者の努力)
第三条の二 エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。
第四条第一項中「前条各号に掲げる事項に関し事業者」を「次に掲げる事項及びエネルギーの使用の合理化の目標に関し、工場においてエネルギーを使用して事業を行う者(以下「事業者」という。)」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 燃料の燃焼の合理化
 - 二 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化
 - 三 放射、伝導等による熱の損失の防止
 - 四 廃熱の回収利用
 - 五 熱の動力等への変換の合理化
 - 六 抵抗等による電気の損失の防止
 - 七 電気の動力、熱等への変換の合理化
- 第四条の前に次の章名及び節名を付する。
第二章 工場に係る措置等
第一節 工場に係る措置
第五条中「第三条各号」を「同項各号」に改める。
第六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項の規定により燃料等の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場(以下「熱管理指定工場」という。))」に改め、同項に次の各号を加える。

場」という。又は同項の規定により電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場（以下「電気管理指定工場」という。）を「熱管理指定工場又は電気管理指定工場（以下「エネルギー管理指定工場」という。）に、「同項」を、「第一項」に改め、同項第一号及び第二号中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場を設置している者は、当該工場の前年度（四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる一年度であつて、直前のものをいう。）における燃料等の使用量又は電気の使用量が同項の政令で定める要件に該当するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該工場の燃料等又は電気の使用の状況に関し、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により燃料等の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場（以下「熱管理指定工場」という。又は同項の規定により電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場（以下「電気管理指定工場」という。）については、この限りでない。

第七条第一項中「熱管理指定工場及び電気管理指定工場（以下「エネルギー管理指定工場」という。）を「エネルギー管理指定工場」に改める。

第十一条の見出しを「（定期の報告）に改め、同条中「エネルギー管理指定工場に帳簿を備へる」を「毎年」に改め、「燃料等の使用の状況の下に（燃料等の使用の効率に係る事項を含む。）を、「電気の使用の状況の下に（電気の使用の効率に係る事項を含む。）を加へ、「記録し」を、「通商産業省令で定める事項を主務大臣に報告し」に改める。

第十二条の見出しを「（合理化計画に係る指示

及び命令）に改め、同条第一項中「関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をする」を「関する計画（以下「合理化計画」という。）を作成し、これを提出すべき旨の指示をする」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「確定」を「適切」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

4 主務大臣は、前三項に規定する指示を受けた特定事業者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 主務大臣は、第一項から第三項までに規定する指示を受けた特定事業者が、正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかつたときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、当該特定事業者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十三条中「建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止（空気調和設備を有する建築物にあつては、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用。以下同じ。）のための」を「基本方針の定めるところに留意して、次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

二 建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備（以下「空気調和設備等」という。）に係るエネルギーの効率的利用のための措置

第十四条中「建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための」を「前条各号に掲げる」に改める。

第十五条第一項中「この項の下に」及び次条第一項を加へ、「第十三条に規定する」を「第十三条各号に掲げる」に改め、同条第二項中「第十三条に規定する」を「第十三条各号に掲げる」に、「建築物」を「住宅」に改め、「防止」の下に「及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギー

の効率的利用」を加へ、同条の次に次の一条を加える。

（特定建築物に係る指示等）

第十五条の二 建設大臣は、建築物であつて規模について政令で定める要件に該当するもの（以下「特定建築物」という。）の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び特定建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置が第十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、特定建築物の建築をしようとする者（以下「特定建築物主」という。）に対し、その判断の根拠を示して、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち当該特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該特定建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関するものについて必要な指示をすることができる。

2 建設大臣は、前項に規定する指示を受けた特定建築物主が正当な理由がなくその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第十六条中「前条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第十七条中「その製造」を「基本方針の定めるところに留意して、その製造」に改める。

第十八条第一項中「第二十五条第四項」を「第二十五条第五項」に改める。

第十九条中「製造事業者等が製造し」を「製造事業者等であつてその製造又は輸入に係る特定機器の生産量又は輸入量が政令で定める要件に該当するものが製造し」に改める。

第二十一条の見出し中「勧告」を「勧告及び命令」に改め、同条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた製造事業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 通商産業大臣は、第一項に規定する勧告を受けた製造事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、当該特定機器に係るエネルギーの使用の合理化を著しく害する認めるときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、当該製造事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章の二 新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギーの業務

（エネルギーの使用の合理化の業務）

第二十一条の二 新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号。以下「石油代替エネルギー法」という。）第三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、エネルギーの使用の合理化を促進するため、次の業務を行う。

一 エネルギーの使用の合理化のための技術であつて、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。

二 エネルギーの使用の合理化のための技術であつて、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。

三 エネルギーの使用の合理化に関する情報の収集及び提供並びにエネルギーの使用の合理化のための技術に関する指導を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（石油代替エネルギー法の特例）

第二十一条の三 前条の規定により機構の業務が行われる場合には、石油代替エネルギー法

用の合理化に関する法律目次の改正規定(第四章 機械器具に係る措置(第十七条)第二十一条)を「第四章 機械器具に係る措置(第十七条)第二十一条の二 新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギーの使用の合理化の業務(第二十一条の二・第二十一条の三)」に改める部分に限る。及び同法第四章の次に一章を加える改正規定を除く。及び附則第八条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。
(石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第三条の規定による改正後の石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(以下この条において「新特別会計法」という。)の規定は、平成五年度の予算から適用し、平成四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、同条の規定による改正前の石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法(以下この条において「旧特別会計法」という。)に基づく石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計(以下この条において「旧特別会計」という。)の石炭勘定又は石油及び石油代替エネルギー勘定の平成五年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(以下この条において「新特別会計」という。)の石炭勘定又は石油及びエネルギー需給構造高度化勘定の歳入にそれぞれ繰り入れるものとする。

2 この法律の施行の際旧特別会計の石炭勘定又は石油及び石油代替エネルギー勘定に所属する権利義務は、新特別会計の石炭勘定又は石油及びエネルギー需給構造高度化勘定にそれぞれ帰属するものとする。
3 旧特別会計の石炭勘定又は石油及び石油代替エネルギー勘定の平成四年度の歳出予算の経費の金額のうち、旧特別会計法第十五条第一項の規定により繰越しをするものは、新特別会計の石炭勘定又は石油及びエネルギー需給構造高度化勘定にそれぞれ繰り越して使用することができ、(罰則に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正)
第五条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第一条中「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」を「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」に改める。
(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)
第六条 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」を「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」に改める。
(産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律の一部改正)
第七条 産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律(昭和六十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第三十九条第一項第一号」の下に「及びエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二十一条の二第一号」を加える。
第七条中「前条第一項第一号」を「前条第一項第一号及び第九号」に、「産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律(以下「研究開発体制整備法」という。)」を「研究開発体制整備法」に改める。
(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)
第八条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第二条第四項第一号中「第三号各号」を「第四条第一項各号」に改め、同項第二号中「第十三条に規定する」を「第十三条各号に掲げる」に改める。
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成五年三月二十九日
参議院議長 原 文兵衛殿
商工委員長 斎藤 文夫
要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、我が国の資源エネルギー事情、環境の保全に係る最近の事情その他の我が国経済をめぐる最近の諸事情の変化にかんがみ、新たな経済的環境に即応した資源エネルギーの合理的かつ適切な利用等を促進するため、エネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用に関する事業活動について、産業基盤整備基金による債務保証、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行に要する経費として、平成五年度石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計予算の石油及びエネルギー需給構造高度化勘定に二百億五千六百万円が計上されている。
附帯決議
政府は、本法施行に当たり、我が国経済社会を環境調和型経済社会に円滑に移行させるため、エネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用等を促進することの重要性に照らし、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
一 本法の趣旨、内容について広く関係者に周知徹底するとともに、本法の助成対象となる「特定事業活動」及び「特定設備」について、本法の施行状況、環境の保全状況、関連技術の開発状況、関連設備の導入動向等を調査し、必要に応じてその対象の拡大、助成措置の充実・強化に努めること。
二 多岐にわたる多様な事業実態を持つ事業者等が容易に特定事業活動に関する承認申請をすることができるよう、その目安となる承認事項について十分明確かつ具体的な内容を提示するとともに、特に中小企業等々の利用意欲を失わせることのないよう留意すること。
三 関係省庁は、本法に基づく施策が円滑かつ効果的に実施されるよう相互の協力に万全を期すること。
四 再生資源の利用の促進を図るため、再生品の需要の拡大、回収事業者の事業環境の整備に努

めるとともに、関係省庁間、地方公共団体との連携を強化すること。

五 特定フロン等の全廃期限の前倒しに伴い、産業界、特に中小企業が特定フロン等の円滑な削減を行うことができるよう特段の対策を講ずるとともに、オゾン層非破壊型第三世代フロン等の開発に積極的に対応すること。

六 地球温暖化防止行動計画を実現するため、今後同計画に盛り込まれている施策の一層の具体化を図るよう努めること。

右決議する。

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年三月二十五日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛殿

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 事業者等が行う特定事業活動等の促進(第四条—第十九条)

第三章 中小企業者及び組合等が行う特定事業活動等の促進(第二十条—第二十五条)

第四章 雑則(第二十六条—第三十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国の資源エネルギー事情、環境の保全に係る最近の事情その他の我が国経済をめぐる最近の諸事情の変化にかんがみ、事業者等によるエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する所要の措置を講ずることにより、新たな経済的環境に即応した資源エネルギーの合理的かつ適切な利用等を促進し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「エネルギーの使用の合理化」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第二条に規定する石油代替エネルギーの利用を含むことをいう。

2 この法律において「特定物質」とは、次に掲げるものをいう。

一 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十二年法律第五十三号)第二条第一項に規定する特定物質

二 包装材料又は容器

3 この法律において「再生資源」とは、再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第一項に規定する再生資源をいう。

4 この法律において「特定事業活動」とは、次に掲げるものをいう。

一 エネルギーの使用の合理化に関する法律第六条第一項に規定する業種に属する事業の用に供する工場又は事業場において事業者が行うエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置又は改善による同法第三条各号に掲げる事項の適確な実施その他の当該工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施

二 建築物(住宅を除く。以下同じ)の建築をしようとする者が行うエネルギーの使用の合理化に資する建築材料の使用又は設備の設置若しくは改善によるエネルギーの使用の合理化に関する法律第十三条に規定する措置の適確な実施その他の当該建築物に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施

三 事業者が行うエネルギーの使用の合理化に資する工業製品の製造に係る技術のうち、政令で定めるものに関する研究開発

四 事業者が行う特定物質の使用の合理化(特定物質に代替する物質の利用を含む。以下同じ)に資する工業製品の製造に係る技術のうち、政令で定めるものに関する研究開発

五 政令で定める業種に属する事業者が行う再生資源の利用に資する設備のうち、政令で定めるものの設置又は改善

六 政令で定める業種に属する事業者がその利用を促進するために政令で定める再生資源の分別回収(再生資源の利用の促進に関する法律第二条第四項に規定する分別回収をいう。以下同じ)及び当該再生資源を利用して製造された製品の市場の開拓

七 事業者が行う再生資源の利用に資する工業製品の製造又は土木建築に関する工事の施工に係る技術のうち、政令で定めるものに関する研究開発

5 この法律において「特定設備」とは、次に掲げるものをいう。

一 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第四項に規定する熱供給施設(これと併せて設置される発電用の電気工作物を含む。)のうち、特にエネルギーの使用の合理化に資するものとして通商産業省令で定めるもの

二 一の工場又は事業場(政令で定める業種に属する事業の用に供するものに限り。以下この号において同じ)の施設が他の工場又は事業場において利用され、かつ、これらの工場又は事業場以外の工場又は事業場において更に利用される場合における当該施設の利用に必要な設備のうち、政令で定めるもの

三 特定物質の使用の合理化に資する設備のうち、政令で定めるもの

四 再生資源として利用することが容易な原材料を使用した製品の製造に関する設備のうち、政令で定めるもの

6 この法律において「中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

七 一の工場又は事業場(政令で定める業種に属する事業の用に供するものに限り。以下この号において同じ)の施設が他の工場又は事業場において利用され、かつ、これらの工場又は事業場以外の工場又は事業場において更に利用される場合における当該施設の利用に必要な設備のうち、政令で定めるもの

三 特定物質の使用の合理化に資する設備のうち、政令で定めるもの

四 再生資源として利用することが容易な原材料を使用した製品の製造に関する設備のうち、政令で定めるもの

二 一の工場又は事業場(政令で定める業種に属する事業の用に供するものに限り。以下この号において同じ)の施設が他の工場又は事業場において利用され、かつ、これらの工場又は事業場以外の工場又は事業場において更に利用される場合における当該施設の利用に必要な設備のうち、政令で定めるもの

三 特定物質の使用の合理化に資する設備のうち、政令で定めるもの

四 再生資源として利用することが容易な原材料を使用した製品の製造に関する設備のうち、政令で定めるもの

二 一の工場又は事業場(政令で定める業種に属する事業の用に供するものに限り。以下この号において同じ)の施設が他の工場又は事業場において利用され、かつ、これらの工場又は事業場以外の工場又は事業場において更に利用される場合における当該施設の利用に必要な設備のうち、政令で定めるもの

三 特定物質の使用の合理化に資する設備のうち、政令で定めるもの

四 再生資源として利用することが容易な原材料を使用した製品の製造に関する設備のうち、政令で定めるもの

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

七 この法律において「組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、中小企業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。

（事業者等の努力指針の公表）

第三条 主務大臣は、事業者又は建築物の建築をしようとする者（以下「事業者等」という。）の技術水準その他の事情を勘案し、事業者等が行うエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用の促進に関する自主的な努力の指針（以下「努力指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の事情の変動のため必要があるときは、努力指針を改定するものとする。

3 第一項の規定は、前項の規定による努力指針の改定について準用する。

4 主務大臣は、努力指針を定め、又はこれを改定しようとするときは、あらかじめ、環境庁長官に協議しなければならない。

第二章 事業者等が行う特定事業活動等の促進

（事業計画の承認）

第四条 特定事業活動を行おうとする事業者等は、当該特定事業活動に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定事業活動の目標
- 二 特定事業活動の内容及び実施時期

三 特定事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

3 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が努力指針に照らして適切なものであり、かつ、新たな経済的環境に即応した資源エネルギーの合理的かつ適切な利用等を阻害するものでないこと。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が特定事業活動を確実にを行うために必要かつ適切なものであること。

（事業計画の変更等）

第五条 前条第一項の承認を受けた事業者等（以下「承認事業者等」という。）は、当該承認に係る事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、承認事業者等が当該承認に係る事業計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認事業計画」という。）に従つて特定事業活動を行つていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

（共同事業計画の承認）

第六条 二以上の事業者であつて、再生資源の分別回収その他の再生資源の利用のために必要な措置又は第二条第二号に掲げる特定物質の使用の合理化のために必要な措置を実施しようとするもの（以下「共同事業者」という。）は、共同して、実施しようとする当該措置（以下「共同事業活動」という。）に関する計画（以下「共同事業計画」という。）を作成し、これを事業所管大臣（当該共同事業者が行う事業を所管する大臣をいう。以下同じ。）に提出して、その共同事業

計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 共同事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 共同事業活動の目標
- 二 共同事業活動の内容及び実施時期
- 三 共同事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

3 事業所管大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その共同事業計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が努力指針に照らして適切なものであり、かつ、新たな経済的環境に即応した資源の合理的かつ適切な利用を阻害するものでないこと。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するために必要かつ適切なものであること。

三 当該共同事業計画に係る共同事業者その他の事業者との間の適正な競争が確保されること。

四 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

五 当該共同事業計画の実施に参加し、又はその実施から脱退することを不当に制限するものでないこと。

（共同事業計画の変更等）

第七条 前条第一項の承認を受けた共同事業者（以下「承認共同事業者」という。）は、当該承認に係る共同事業計画を変更しようとするときは、事業所管大臣の承認を受けなければならない。

認共同事業者に対して、当該承認共同事業計画の変更を指示し、又はその承認を取り消さなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

（公正取引委員会との関係）

第八条 事業所管大臣は、第六条第一項の承認（前条第一項の規定による変更の承認を含む。）以下この条において同じ。）をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該承認に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、当該共同事業計画に定める共同事業活動に係る競争の状況に関する事項、当該共同事業活動が当該競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるものとする。

2 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、事業所管大臣に対し、前項の規定による送付に係る共同事業計画について意見を述べるものとする。

3 公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る共同事業計画であつて事業所管大臣が第六条第一項の承認をしたものに定めるところに従つてする行為につき当該承認後私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を事業所管大臣に通知するものとする。

4 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、公正取引委員会に対し、当該承認後の経済的状況の変化に即して第一項に規定する事項について意見を述べることができる。

5 事業所管大臣は、第三項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る承認共同事業計画が前条第二項に規定する場合に該当することとなるときは、当該承認共同事業計画につき、同項に規定する措置をとるものとする。

6 事業所管大臣は、前条第二項の規定により第一項の規定による送付に係る承認共同事業計画の承認を取り消したときは、公正取引委員会に対し、その旨を通知するものとする。

(事業所管大臣の援助等)

第九条 事業所管大臣は、承認共同事業者による承認共同事業計画に定める共同事業活動の適確な実施を確保するため、承認共同事業者に対し、必要な情報及び資料の提供その他必要な援助を行うように努めるものとする。

2 事業所管大臣は、承認共同事業者による承認共同事業計画に定める共同事業活動の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、関係者に必要な協力を要請することができる。

(産業基盤整備基金の行う特定事業活動等促進業務)

第十条 産業基盤整備基金(以下「基金」という。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。)第四十条第一項に規定する業務のほか、事業者等が行う特定事業活動(第二条第四項第七号に掲げる特定事業活動にあつては、政令で定めるものを除く。第一号から第三号まで及び第十八条第二項において同じ。及び特定設備(第二条第五項第三号に掲げる特定設備にあつては、政令で定めるものを除く。以下この章において同じ。)の設置又は改善を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 承認事業者等が承認事業計画に従つて行う特定事業活動(第二条第四項第六号に掲げるものを除く。)に必要な資金(同項第一号に掲げる特定事業活動に係る資金にあつては設備の設置又は改善、同項第二号に掲げる特定事業活動に係る資金にあつては建築材料の使用又は設備の設置若しくは改善に必要な資金に限る。)及び事業者が行う特定設備の設置又は改善に必要な資金の借入れに係る債務の保証を

行うこと。

二 日本開発銀行その他大蔵大臣及び通商産業大臣が指定する機関(以下この号において「日本開発銀行等」という。)が行う承認事業計画に従つて行う特定事業活動(第二条第四項第三号から第五号まで又は第七号に掲げるものに限り、)に必要な資金及び同条第五項第三号又は第四号に掲げる特定設備の設置又は改善に必要な資金の貸付けについて、日本開発銀行等に対し、利子補給金を支給すること。

三 特定事業活動又は特定設備の設置若しくは改善に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(政府の出資)

第十一条 政府は、基金が前条第一号に掲げる業務に必要な資金として第十三条第一項のエネルギー使用合理化信用資金又は第十六条第一項の再生資源利用等信用資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出資することができる。この場合において、政府は、それぞれの資金に充てるべき金額を示すものとする。

(エネルギー使用合理化特別勘定)

第十二条 基金は、第十条第一号及び第二号に掲げる業務(第二条第四項第一号から第三号までに掲げる特定事業活動又は同条第五項第一号若しくは第二号に掲げる特定設備の設置若しくは改善に係るもの(以下「エネルギー使用合理化業務」という。))並びにこれらに附帯する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「エネルギー使用合理化特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 基金は、エネルギー使用合理化特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立

金として整理しなければならない。

3 基金は、エネルギー使用合理化特別勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰欠損金として整理しなければならない。

(エネルギー使用合理化信用資金)

第十三条 基金は、第十条第一号に掲げる業務(エネルギー使用合理化業務に限る。))に関して、エネルギー使用合理化信用資金を設け、第十一条の規定によりエネルギー使用合理化信用資金に充てるべきものとして政府が出資した金額をもつてこれに充てなければならない。

2 エネルギー使用合理化信用資金は、エネルギー使用合理化特別勘定における毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益の額又は損失の額により増加し、又は減少するものとする。

(エネルギー使用合理化推進資金)

第十四条 基金は、第十条第二号に掲げる業務(エネルギー使用合理化業務に限る。))及びこれに附帯する業務に関して、エネルギー使用合理化推進資金を設けるものとする。

2 基金は、エネルギー使用合理化推進資金に係る経理については、エネルギー使用合理化特別勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 基金は、前条第二項の規定にかかわらず、第十二条第二項に規定する積立金の額に相当する金額の一部をあらかじめ大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けた金額の範囲内においてエネルギー使用合理化推進資金に充てるものとする。

4 エネルギー使用合理化推進資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、エネルギー使用合理化推進資金に充てるものとする。

(再生資源利用等特別勘定)

第十五条 基金は、第十条第一号及び第二号に掲げる業務(エネルギー使用合理化業務を除く。))並びにこれらに附帯する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「再生資源利用等特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 基金は、再生資源利用等特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、特定施設整備法第四十七条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その残余の額の全部又は一部を積立金として積み立てなければならない。

3 基金は、再生資源利用等特別勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰欠損金として整理しなければならない。

4 基金は、第二項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5 前項の規定による納付金に関し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

6 基金は、第十条第一号に掲げる業務(エネルギー使用合理化業務を除く。))並びに同条第二号に掲げる業務(エネルギー使用合理化業務を除く。))及びこれに附帯する業務(以下「再生資源利用等業務」と総称する。))に必要な資金に充てるため、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受け、産業構造調整円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)第十八条第一項に規定する特別勘定、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)第十一条第一項に規定する特別勘定、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)第十条第一項に規定する

特別勘定及びエネルギー使用合理化特別勘定以外の一般の勘定(次項において単に「一般勘定」という。)の資金の一部を再生資源利用等特別勘定に繰り入れることができる。

7 基金は、再生資源利用等業務に支障がない範囲内、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けて、前項の規定により繰り入れられた金額を限度として再生資源利用等特別勘定の資金の一部を一般勘定に繰り入れることができる。

(再生資源利用等信用資金)

第十六条 基金は、第十条第一号に掲げる業務(エネルギー使用合理化業務を除く。)に関して、再生資源利用等信用資金を設け、第十一条の規定により再生資源利用等信用資金に充てるべきものとして政府が出資した金額をもってこれに充てなければならない。

2 再生資源利用等信用資金は、再生資源利用等特別勘定における毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益の額(基金が前条第四項の規定による納付金を納付した場合にあつては、当該納付金の額を当該利益の額から控除した額)又は損失の額により増加し、又は減少するものとする。

(再生資源利用等推進資金)

第十七条 基金は、第十条第二号に掲げる業務(エネルギー使用合理化業務を除く。)及びこれに附帯する業務に関して、再生資源利用等推進資金を設けるものとする。

2 基金は、再生資源利用等推進資金に係る経理については、再生資源利用等特別勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 基金は、前条第二項の規定にかかわらず、第十五条第二項に規定する積立金の額に相当する金額の一部をあらかじめ大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けた金額の範囲内において再生資源利用等推進資金に充てるものとする。

4 再生資源利用等推進資金の運用によって生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生

ずる収入は、再生資源利用等推進資金に充てるものとする。

(特定施設整備法等の特例等)

第十八条 第十条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第十九条中「日本開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀行」と、特定施設整備法第四十条第二項中「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額」とあるのは「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法以下「特定事業活動促進法」という。)(第十一条の規定により政府から出資された金額を除く。)」と、「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び特定事業活動促進法第十五条第六項の規定による同条第一項に規定する特別の勘定(以下「再生資源利用等特別勘定」という。)(への繰入れと、特定施設整備法第四十一条第一項中「債務の保証の決定」とあるのは「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」と、特定施設整備法第四十六条中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と、特定施設整備法第五十一条中「この法律」とあるのは「この法律及び特定事業活動促進法」と、特定施設整備法第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は特定事業活動促進法」と、特定施設整備法第五十四条第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と、特定施設整備法第五十五条第一項中「これを各出資者に対し」とあるのは「政令で定めるところにより、当該残余財産のうち、特定事業活動促進法第十二条第一項に規定する特別の勘定(以下「エネルギー使用合理化特別勘定」という。)(に属する額に相当する額及び再生資源利用等特別勘定に属する額に相当する額を政府に対し、エネルギー使用合理化特別勘定及び再生資源利用等特別勘定以外

定に係る各出資者に対し」と、同条第二項中「各出資者」とあるのは「エネルギー使用合理化特別勘定及び再生資源利用等特別勘定以外の一般の勘定に係る各出資者」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び特定事業活動促進法第十二条」とし、産業構造転換円滑化臨時措置法第二十条第一項中「第十六条第三号及び第五号に掲げる業務」とあるのは「第十六条第三号及び第五号に掲げる業務並びにエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第十條第三号に掲げる業務」とする。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、第十条第一号及び第二号に掲げる業務(特定事業活動に係るものに限り)に係る事項に関し、主務大臣(大蔵大臣及び通商産業大臣を除く。)に協議しなければならない。

(課税の特例)

第十九条 承認事業者等が承認事業計画に従って行う第二号第四項第一号に掲げる特定事業活動のうち、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるものについては、同法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 承認事業者等が承認事業計画に従って行う第二号第四項第三号、第四号又は第七号に掲げる特定事業活動については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

3 承認事業者等が承認事業計画に従って第二号第四項第六号に掲げる特定事業活動を行う場合において、当該承認事業者等が当該特定事業活動に要する費用を再生資源利用促進準備金として積み立てたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該承認事業者等に対する法人

税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

第三章 中小企業者及び組合等が行う特定事業活動等の促進

(事業計画の承認)

第二十条 中小企業者はその事業計画を、組合等(第二号第四項第五号又は第六号に掲げる特定事業活動に係る事業計画にあっては、その構成員の相当部分が同項第五号又は第六号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営む中小企業者であるものに限り)は自ら又はその構成員たる中小企業者の事業計画を作成し、これをそれぞれその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 第四号第二項及び第三項並びに第五号の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第一項中「事業者等(以下「承認事業者等」という。)(とあるのは「中小企業者(以下「承認中小企業者」という。)(又は組合等(以下「承認組合等」という。)(と、同条第二項中「承認事業者等」とあるのは「承認中小企業者又は承認組合等」と、「承認事業計画」とあるのは「中小企業承認事業計画」と読み替へるものとする。

3 組合等が第二号第四項第三号、第四号又は第七号に掲げる特定事業活動に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合には、事業計画に当該負担金の賦課の基準を記載することができ

(中小企業信用保険法の特例)

第二十一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)(同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)(又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」と

一〇六

(中小企業指導法の特例)
第二十四条 都道府県知事は、中小企業指導法(昭和三十八年法律第百四十七号)第七条第一項に規定する指定法人に、同条第二項に規定する特定指導事業のほか、中小企業者が行うエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用の促進に資する事業活動に関する経営の診断、指導、調査、研究及び情報の提供を行

指導事業」という。）を行わせることができる。

2 前項の規定によるエネルギー使用合理化等指導事業を行う場合における中小企業指導法の規定の適用については、当該エネルギー使用合理化等指導事業は、同法第七条第一項の特定指導事業とみなす。

（課税の特例）

第二十五条 承認組合等が中小企業承認事業計画で定める賦課の基準（以下単に「賦課の基準」という。）に基づいてその構成員たる中小企業者に対し、試験研究に必要な機械装置（工具、器具及び備品を含む。）を取得し、又は製作するため。

2 承認組合等が賦課の基準に基づいてその構成員に対し試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が、当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

3 承認組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもって、試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法

で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

第四章 雑則

(資金の確保)

第二十六条 国は、事業者等が行うエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用を促進するために必要な資金の確保に努めなければならない。

(中小企業者及び組合等への配慮)

第二十七条 通商産業大臣その他の関係大臣及び都道府県知事は、この法律に基づくエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用に関する施策の実施に当たっては、中小企業者及び組合等に対し適切な配慮をしつつ、これを行うものとする。

(報告の徴収)

第二十八条 主務大臣は承認事業者等に対し、事業所管大臣は承認共同事業者等に対し、都道府県知事は承認中小企業者又は承認組合等若しくはその構成員に対し、それぞれ、承認事業計画、承認共同事業計画又は中小企業承認事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第二十九条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項の規定による努力指針の策定及び公表並びに同条第二項の規定による努力指針の改定に関する事項については、政令で定めるところにより、通商産業大臣、建設大臣、農林水産大臣、大蔵大臣、厚生大臣及び運輸大臣とする。

二 第四条第一項及び第三項並びに第五条第一項の規定による承認、同条第二項の規定による承認の取消し、第十八条第二項の規定による協議並びに前条の規定による報告の徴収に関する事項のうち、第二条第四項第一号に掲げる特定事業活動に係るものについては通商産業大臣及び当該事業者又は承認事業者等が

行う事業を所管する大臣とし、同項第二号に掲げる特定事業活動に係るもののうち、エネルギーの使用の合理化に資する建築材料の使用又は設備の設置若しくは改善に関するものについては通商産業大臣及び建設大臣、その他のものについては建設大臣とし、同項第三号に掲げる特定事業活動に係るものについては通商産業大臣及び当該技術に係る工業製品の製造の事業を所管する大臣とし、同項第四号に掲げる特定事業活動に係るものについては当該技術に係る工業製品の製造の事業を所管する大臣とし、同項第五号及び第六号に掲げる特定事業活動に係るものについては当該事業又は承認事業者等が行う事業を所管する大臣とし、同項第七号に掲げる特定事業活動に係るものうち、工業製品の製造に係る技術に関するものについては当該技術に係る工業製品の製造の事業を所管する大臣、土木建築に関する工事の施工に係る技術に関するものについては建設大臣とする。

2 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に委任することができる。

第三十条 主務大臣又は事業所管大臣（厚生大臣を除く。）は、第二条第四項第六号に掲げる特定事業活動（再生資源の分別回収に係るものに限る。以下単に「特定事業活動」という。）に関する事業計画の第四条第三項の規定による承認（第五条第三項において準用する場合を含む。）又は共同事業計画の第六条第三項の規定による承認（第七条第三項において準用する場合を含む。）及び承認事業者等が当該承認事業計画に従って行う特定事業活動又は承認共同事業者が当該承認共同事業計画に従って行う共同事業活動の円滑な実施のために必要な施策の実施に当たり、当該承認又は当該施策の実施が廃棄物の適正な処理に関する施策に関連する場合においては、厚生大

臣と緊密に連絡して行うものとする。

(罰則)

第三十一条 第二十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、平成十五年三月三十一日まで廃止するものとする。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正)

第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 産業基盤整備基金に対する出資（エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第 号）第十三条第一項のエネルギー使用合理化信用資金に充てるものに限る。）

第三条の二第二項第一号中「第一条第三項第一号及び第六号」を「第一条第三項第一号、第六号及び第六号の二」に改める。

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)

第六条 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十一條第四項中「及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号）」を「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号）」第十條第一項に規定する特別勘定並びにエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第 号）第十二條第一項に規定するエネルギー使用合理化特別勘定及び同法第十五條第一項に規定する再生資源利用等特別勘定」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第七条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「の業務並びに」を「の業務」に改め、「（産業基盤整備基金の行う輸入促進・対内投資円滑化業務）の業務」の下に「並びにエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第 号）第十條第一号（産業基盤整備基金の行う特定事業活動等促進業務）の業務」を加える。

平成五年三月二十九日 参議院會議録第七号(その二)

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案
を改正する法律案

一〇八

(建設省設置法の一部改正)

第八条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四十五号中「及びエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)」を、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)及びエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第 号)」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第九条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第百二十七号の二の次に次の一号を加える。

百二十七の三 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第 号)によるエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用に関する所掌に係る事業活動の促進に関すること。

(厚生省設置法の一部改正)

第十条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二十八号中「及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)」を、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)及びエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第 号)」に改める。

二十七の三 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の定めるところにより、努力指針を定め、並びに事業計画及び共同事業計画の承認を行うこと。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十一条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四号中第八十六号の三を第八十六号の四とし、第八十六号の二の次に次の一号を加える。

八十六の三 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第 号)の施行に関すること。

第四条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の規定に基づき、努力指針を定め、並びに事業計画及び共同事業計画を承認すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十三条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第 号)の施行に関すること。

(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部改正)

第十四条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二十八号中「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)」の下に「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)」を加える。

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年三月二十九日

内閣委員長 守住 有信
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額、普通恩給及び扶助料の最低保障額等の引上げ等を行おうとするものであり、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費として、平成五年度

一般会計予算に、三百二十九億六千四百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。

一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をすること。

一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の實質的向上を図ること。

一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一 戦地勤務に服した旧日赤看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労給付金の増額について適切な措置をとること。

一 恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

恩給法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年二月二十五日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛殿

恩給法等の一部を改正する法律

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の二部を次のように改正する。

別表第二号表中「五、二二七、〇〇〇円」を

「五、三五六、〇〇〇円」に、「四、三四七、〇〇〇円を「四、四六三、〇〇〇円」に、「三、五八一、〇〇〇円を「三、六七六、〇〇〇円」に、「二、八三三、〇〇〇円」を「二、九〇八、〇〇〇円」に、「二、二九三、〇〇〇円を「二、三五四、〇〇〇円」に、「一、八五三、〇〇〇円」を「一、九〇二、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「五、五五〇、〇〇〇円」を「五、六九八、〇〇〇円」に、「四、六〇四、〇〇〇円」を「四、七二六、〇〇〇円」に、「三、九五〇、〇〇〇円」を「四、〇五五、〇〇〇円」に、「三、二四五、〇〇〇円」を「三、三三三、〇〇〇円」に、「二、六〇二、〇〇〇円」を「二、六七〇、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「四、八九九、二〇〇円」を「五、〇二九、五〇〇円」に、「四、五二五、七〇〇円」を「四、六四六、一〇〇円」に、「四、三七、二〇〇円」を「四、四五二、六〇〇円」に、「四、一八七、九〇〇円」を「四、二九九、三〇〇円」に、「二、九五四、八〇〇円」を「三、〇三三、四〇〇円」に、「二、八一七、七〇〇円」を「二、八九二、七〇〇円」に、「二、五四〇、九〇〇円」を「二、六〇八、五〇〇円」に、「二、七六、四〇〇円」を「二、一三一、六〇〇円」に、「二、九九七、五〇〇円」を「二、〇五〇、六〇〇円」に、「一、八六七、五〇〇円」を「一、九二

七、二〇〇円に、「一、八一五、九〇〇円」を
「一、八六四、二〇〇円」に、「一、七六二、九
〇〇円」を「一、八〇九、八〇〇円」に、「一、五
五二、五〇〇円」を「一、五九三、八〇〇円」に、
「一、三七七、二〇〇円」を「一、四一三、八〇
〇円」に、「一、三三八、八〇〇円」を「一、三六
四、一〇〇円」に、「一、二九四、九〇〇円」を
「一、三三九、三〇〇円」に、「一、二六四、八
〇〇円」を「一、二九八、四〇〇円」に、「一、二
三四、八〇〇円」を「一、二六七、六〇〇円」に、
「一、一八六、七〇〇円」を「一、二二八、三〇
〇円」に、「一、六五三、〇〇〇円」を「一、六九
七、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「四、八九九、二〇〇円」を
「五、〇二九、五〇〇円」に、「四、五二五、七
〇〇円」を「四、六四六、一〇〇円」に、「四、三
三七、二〇〇円」を「四、四五二、六〇〇円」に、
「四、一八七、九〇〇円」を「四、二九九、三〇
〇円」に、「二、九五四、八〇〇円」を「三、〇三
三、四〇〇円」に、「二、五四〇、九〇〇円」を
「二、六〇八、五〇〇円」に、「二、四二二、九
〇〇円」を「二、四七七、一〇〇円」に、「一、九
九七、五〇〇円」を「二、〇五〇、六〇〇円」に、
「一、八六七、五〇〇円」を「一、九一七、二〇
〇円」に、「一、七六二、九〇〇円」を「一、八〇
九、八〇〇円」に、「一、六五六、六〇〇円」を
「一、七〇〇、七〇〇円」に、「一、五五二、五
〇〇円」を「一、五九三、八〇〇円」に、「一、五
〇五、二〇〇円」を「一、五四五、二〇〇円」に、
「一、四一九、一〇〇円」を「一、四五六、八〇
〇円」に、「一、二六四、八〇〇円」を「一、二九
八、四〇〇円」に、「一、二三四、八〇〇円」を

「二、二六七、六〇〇円」に、「一、一八六七、〇〇円」を、「一、二二八、三〇〇円」に、「一、二八六、〇〇〇円」を、「一、三三〇、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十

附則別表第一（附則第十三條關係）

階級	俵定俸給年額
大將	七、二七三、九〇〇円
中將	六、四八二、七〇〇円
少將	五、一五〇、〇〇〇円
大佐	四、四五二、六〇〇円
中佐	四、二六〇、六〇〇円
少佐	三、三二九、六〇〇円
大尉	二、八一九、五〇〇円
中尉	二、二三九、二〇〇円
少尉	一、九一七、二〇〇円
准士官	一、七六七、六〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、四五六、八〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、三六四、一〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、三三九、三〇〇円
兵	一、二二八、三〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、六八九、〇〇〇円」を「一、七三四、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中、「五三六、〇〇〇円」を「一、五七七、〇〇〇円」に、「一、二三三、〇〇〇円」を「一、二六六、〇〇〇円」に、「九九二、〇〇〇円」を「一、〇一八、〇〇〇円」に、「八七七、〇〇〇円」を「九〇〇、〇〇〇円」に改める。

八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十七條ただし書中「百六十五万三千円」を「百六十九万七千円」に、「百二十八万六千円」を「百三十二万円」に改める。

附則別表第一を次のように改める。

平成五年三月二十九日 参議院会議録第七号(その二) 恩給法等の一部を改正する法律案

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
七、二七三、九〇〇円	七、〇九八、六〇〇円
六、四八二、七〇〇円	六、三六五、六〇〇円
五、一五〇、〇〇〇円	五、〇二九、五〇〇円
四、四五二、六〇〇円	四、二九九、三〇〇円
四、二六〇、六〇〇円	四、〇六三、四〇〇円
三、三三九、六〇〇円	三、二二二、三〇〇円
二、八一五、五〇〇円	二、六〇八、五〇〇円
二、二三九、二〇〇円	二、〇五〇、六〇〇円
一、九二七、二〇〇円	一、八〇九、八〇〇円
一、七六七、六〇〇円	一、五九三、八〇〇円
一、四五六、八〇〇円	一、三三九、三〇〇円
一、三六四、一〇〇円	一、二六七、六〇〇円
一、三三九、三〇〇円	一、二二八、三〇〇円
一、二二八、三〇〇円	一、〇七三、三〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
七、二七三、九〇〇円	七、八一五、四〇〇円
六、四八二、七〇〇円	六、九七五、〇〇〇円
五、一五〇、〇〇〇円	五、九〇二、五〇〇円
四、四五二、六〇〇円	五、一五〇、〇〇〇円
四、二六〇、六〇〇円	四、八三八、四〇〇円
三、三三九、六〇〇円	三、八六一、九〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

二、八一五、五〇〇円	三、二二二、三〇〇円
二、二三九、二〇〇円	二、五五九、六〇〇円
一、九二七、二〇〇円	二、二三九、二〇〇円
一、七六七、六〇〇円	二、〇二二、三〇〇円
一、四五六、八〇〇円	一、六四七、〇〇〇円
一、三六四、一〇〇円	一、五四五、二〇〇円
一、三三九、三〇〇円	一、四九六、七〇〇円
一、二二八、三〇〇円	一、三六四、一〇〇円

附則別表第八(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
二、八一五、五〇〇円	三、〇三三、四〇〇円
二、二三九、二〇〇円	二、四一九、一〇〇円
一、九二七、二〇〇円	二、一三一、六〇〇円
一、七六七、六〇〇円	一、九二七、二〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百二十八万六千円」を「百三十二万円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成四年四月分」を「平成五年四月分」に改め、同項の表を次のように改める。

普通恩給又は扶助料	普通恩給又は扶助料の基礎 在職年に算入されている実 在職年の年数	金 額
七十五歳以上の者に給する普通恩給	普通恩給についての最短恩給 年限以上	一、〇六〇、〇〇〇円
	九年以上普通恩給についての 最短恩給年限未満	七九五、〇〇〇円
	六年以上九年末満	六三六、〇〇〇円
	六年末満	五三〇、〇〇〇円
六十五歳以上七十五歳未満の者に給する普通恩給	普通恩給についての最短恩給 年限以上	一、〇五四、八〇〇円
	九年以上普通恩給についての 最短恩給年限未満	七九一、一〇〇円
	六年以上九年末満	六三二、九〇〇円
	六年末満	五二七、四〇〇円
六十五歳未満の者に給する普通恩給(増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給に併給される普通恩給を除く)	普通恩給についての最短恩給 年限以上	七九一、一〇〇円
	九年以上	七九一、一〇〇円
	六年以上九年末満	六三二、九〇〇円
	六年末満	五二七、四〇〇円
六十五歳未満の者で増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給を受けるものに給する普通恩給	普通恩給についての最短恩給 年限以上	七四一、二〇〇円
	六年以上九年末満	六三二、九〇〇円
	六年末満	五二七、四〇〇円
	九年以上	七四一、二〇〇円
七十五歳以上の者に給する扶助料	普通恩給についての最短恩給 年限以上	五五五、九〇〇円
	九年以上普通恩給についての 最短恩給年限未満	五五五、九〇〇円

七十五歳未満の者に給する扶助料	六年以上九年末満	四四四、七〇〇円
	六年末満	三七〇、六〇〇円
	普通恩給についての最短恩給 年限以上	七三七、六〇〇円
	九年以上普通恩給についての 最短恩給年限未満	五五三、二〇〇円
六年以上九年末満	六年以上九年末満	四四二、六〇〇円
	六年末満	三六八、八〇〇円

附則第八条第四項中「平成四年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に、「同年同月分」を「同年同月分」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「三、九七七、三〇〇円」を「四、〇八三、一〇〇円」に、「三、一七、四〇〇円」を「三、四〇五、六〇〇円」に、「二、七四一、七〇〇円」を「二、八一四、六〇〇円」に、「二、一七三、二〇〇円」を「二、二二三、一〇〇円」に、「一、七六七、四〇〇円」を「一、八一四、四〇〇円」に、「一、四三三、一〇〇円」を「一、四七〇、二〇〇円」に、「一、三〇一、九〇〇円」を「一、三三六、五〇〇円」に、「一、一八五、〇〇〇円」を「一、二二六、五〇〇円」に、「九五二、七〇〇円」を「九七八、〇〇〇円」に、「七六九、八〇〇円」を「七九〇、三〇〇円」に、「六七七、二〇〇円」を「六九五、二〇〇円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第一号中「二十四万四千二百円」を「二十四万八千二百円」に改め、同項第二号及び第三号中「十三万九千五百円」を「十四万八千八百円」に改め、同条第二項中「十一万九千四百円」を「十二万九千九百円」に改める。

附則第十五条第二項中「三十五万九千三百円」を「三十七万六千六百円」に、「二十六万九千五百円」を「二十七万八千円」に改め、同条第四項中「七万二千八百五十円」を「七万五千二百五十円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

(文官等に給する普通恩給等の年額の改定)

平成五年三月二十九日 参議院會議録第七号(その二) 恩給法等の一部を改正する法律案

一一一

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。))附則第十條第一項に規定する旧軍人(附則第十條において「旧軍人」という。を除く。若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧軍人(附則第十條において「旧軍人」という。を除く。))に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成五年四月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第十條において同じ。))の規定によつて算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。))に改定する。

第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。))については、平成五年四月分以降、その年額(恩給法第六十五号附則(恩給法第六十五号第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。))を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第四条 平成五年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額については、なお従前の例による。

第五条 第七項の増加恩給については、平成五年四月分以降、その年額(法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五号第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。))を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第六條 傷病年金については、平成五年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。))を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第七條 特例傷病恩給については、平成五年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。))を、改正後の同条第二項に規定する年額に改定する。

第八條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。次条において「法律第五十一号」という。))附則第十四條第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成五年四月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後のこれらの規定に規定する年額に改定する。

第九條 傷病者遺族特別年金については、平成五年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五條の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定)

第十條 旧軍人若しくは旧軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成五年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第四項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつて

は、改正後の法律第五十五号附則別表第八)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。))に改定する。

(職権改定)
第十一條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)
第十二條 平成五年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八條ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十條の規定による改定を行わなかった場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

附則別表(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
一、〇四五、五〇〇円	一、〇七三、三〇〇円
一、〇九一、八〇〇円	一、一一〇、八〇〇円
一、一三九、五〇〇円	一、一六九、八〇〇円
一、一八六、七〇〇円	一、二一八、三〇〇円
一、二三四、八〇〇円	一、二六七、六〇〇円
一、二六四、八〇〇円	一、二九八、四〇〇円

一、二九四、九〇〇円	一、三二九、三〇〇円
一、三三八、八〇〇円	一、三六四、一〇〇円
一、三七七、二〇〇円	一、四一三、八〇〇円
一、四一九、一〇〇円	一、四五六、八〇〇円
一、四五七、九〇〇円	一、四九六、七〇〇円
一、五〇五、二〇〇円	一、五四五、二〇〇円
一、五五二、五〇〇円	一、五九三、八〇〇円
一、六〇四、三〇〇円	一、六四七、〇〇〇円
一、六五六、六〇〇円	一、七〇〇、七〇〇円
一、七二二、八〇〇円	一、七六七、六〇〇円
一、七六二、九〇〇円	一、八〇九、八〇〇円
一、八一五、九〇〇円	一、八六四、二〇〇円
一、八六七、五〇〇円	一、九一七、二〇〇円
一、九六九、九〇〇円	二、〇二二、三〇〇円
一、九九七、五〇〇円	二、〇五〇、六〇〇円
二、〇七六、四〇〇円	二、一三一、六〇〇円
二、一八一、二〇〇円	二、二三九、二〇〇円
二、二九七、一〇〇円	二、三五八、二〇〇円
二、三五六、四〇〇円	二、四一九、一〇〇円
二、四二二、九〇〇円	二、四七七、一〇〇円
二、四九三、三〇〇円	二、五五九、六〇〇円
二、五四〇、九〇〇円	二、六〇八、五〇〇円
二、六七八、四〇〇円	二、七四九、六〇〇円
二、七四六、四〇〇円	二、八一九、五〇〇円
二、八一七、七〇〇円	二、八九二、七〇〇円

二、九五四、八〇〇円	三、〇三三、四〇〇円
三、〇九三、〇〇〇円	三、一七五、三〇〇円
三、一二九、一〇〇円	三、二二二、三〇〇円
三、二四三、三〇〇円	三、三二九、六〇〇円
三、四〇五、四〇〇円	三、四九六、〇〇〇円
三、五六五、九〇〇円	三、六六〇、八〇〇円
三、六六五、一〇〇円	三、七六二、六〇〇円
三、七六一、八〇〇円	三、八六一、九〇〇円
三、九五八、一〇〇円	四、〇六三、四〇〇円
四、一五〇、二〇〇円	四、二六〇、六〇〇円
四、一八七、九〇〇円	四、二九九、三〇〇円
四、三三七、二〇〇円	四、四五二、六〇〇円
四、五二五、七〇〇円	四、六四六、一〇〇円
四、七二三、〇〇〇円	四、八三八、四〇〇円
四、八九九、二〇〇円	五、〇二九、五〇〇円
五、〇一六、六〇〇円	五、一五〇、〇〇〇円
五、一四一、七〇〇円	五、二七八、五〇〇円
五、三八二、九〇〇円	五、五二六、一〇〇円
五、六二六、七〇〇円	五、七七六、四〇〇円
五、七四九、六〇〇円	五、九〇二、五〇〇円
五、八六六、一〇〇円	六、〇二二、一〇〇円
六、〇九七、五〇〇円	六、二五九、七〇〇円
六、二〇〇、七〇〇円	六、三六五、六〇〇円
六、三二四、七〇〇円	六、四八二、七〇〇円
六、五一六、五〇〇円	六、六八九、八〇〇円

平成五年三月二十九日 参議院會議録第七号(その二)

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに關する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案

一一四

六、七二〇、二〇〇円	六、八九九、〇〇〇円
六、七五八、二〇〇円	六、九三八、〇〇〇円
六、七九四、三〇〇円	六、九七五、〇〇〇円
六、八三〇、三〇〇円	七、〇二二、〇〇〇円
六、九一四、七〇〇円	七、〇九八、六〇〇円
七、〇八五、四〇〇円	七、二七三、九〇〇円
七、二五六、一〇〇円	七、四四九、一〇〇円
七、三四〇、四〇〇円	七、五三五、七〇〇円
七、四二六、九〇〇円	七、六二四、五〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一、〇四五、五〇〇円未満の場合又は七、四二六、九〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇二六六を乗じて得た額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、仮定俸給年額とする。

審査報告書

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに關する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成五年三月二十九日

農林水産委員長 吉川 芳男
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における外国政府による漁業水域の管理の強化等に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、食用水産加工品の安定的な供給の確保の必要性等を考慮して、現行法の有効期間を平成十年三

月三十一日まで五年間延長し、その間、農林漁業金融公庫等が一定の要件に該當する水産加工施設の改良等に必要長期かつ低利の資金の貸付けの業務を特別に行うことができることとしようとするものであつて、妥當な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

水産加工工業は、出荷額が食品加工工業全体の約二割を占める重要な産業であるばかりでなく、漁業生産物の七割近くを原材料として使用し、消費者のニーズに対応した水産加工品を安定的に供給し、さらには、その多くが漁村地域に立地し、漁村地域の活性化に貢献するなど多様な役割を果たしている。

しかし、水産加工工業は、その多くの経営規模が

零細であるなど様々な困難な課題を抱えている。そのうち、最近においては、国際的な漁業規制の強化等により、水産加工原材料の供給が不安定となり、また、諸外国の水産加工品の輸出指向、円高傾向の定着等に伴い、水産加工品の輸入が引き続き増加する傾向にあるなど、水産加工工業を取り巻く状況は厳しさを増している。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万端なきを期すべきである。

一 水産加工施設資金については、今後とも、漁業生産及び加工利用の実情等に即し、適宜、貸付対象魚種及び貸付対象地域を見直す等制度運用の改善に努めるとともに、本資金と水産加工経営改善促進資金との有機的な活用を図ること。

また、漁業との関連性に配慮した水産加工業者の体質強化等のための金融制度の確立について検討すること。

二 加工原料魚の安定確保を図るため、強力な漁業外交を展開するとともに、近海資源の一層の有効利用を図る等さらに努力を重ねること。特に、マイワシ及びアカイカの漁獲量の急激な減少に対処し、関係水産加工業者等が安定的に経営を推進できるよう努めること。

また、水産加工工業における労働力不足に対処するため、協業化や加工施設の共同利用を促進するとともに、省力化システム等の研究・普及等に努めること。

三 水産加工品をはじめ、水産物の秩序ある輸入に努めるとともに、輸入水産物の安定供給、安全性の確保に万全を期すること。特に、ウルグァイ・ラウンドにおける水産物交渉に当たつては、現行の国境措置の枠組みを維持し、我が国漁業経営に影響が生ずることのないよう遺憾なきを期すること。

四 水産加工工業経営の零細性にかんがみ、その特性を活かしつつ、経営構造の改善、組織化・共同化を促進し、経営基盤の強化を図ること。併

せて、水産加工業協同組合系統組織の育成・強化に努めること。

五 水産物消費の現状にかんがみ、消費者のニーズに即応した新しい水産加工品・水産加工技術の研究・開発を促進する等水産物の一層の消費拡大に努めること。

六 資源のリサイクル推進が課題となつてゐる中で、水産加工原材料のうち廃棄されてきた部分について、水産加工品としての利用の促進を図ること。

右決議する。

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに關する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成五年三月二十五日

参議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛殿

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに關する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案
原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに關する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案

法律

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに關する臨時措置に關する法律(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

平成五年三月二十九日 参議院會議録第七号(その二)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

頭数等標準定数に改め、「校長の数は前項第一号に定めるところにより算定した数(以下この項において「小中学校校長標準定数」という。)としを削り、「九学級以上の小学校の数と六学級以上の三学級以上の小学校及び中学校の数の合計数に二分の三を乗じて得た数、九学級から二十九学級までの小学校の数と六学級から二十九学級までの小学校の数及び三学級に三学級に、「小中学校校長標準定数と小中学校教頭標準定数との合計数」を「小中学校教頭標準定数」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 小学校又は中学校において児童又は生徒の心身の発達に配慮し個性に応じた教育を行うため、複数の教頭及び教諭等の協力による指導が行われ、又は教育課程(中学校の教育課程に限る。)の編成において多様な選択教科が開設される場合には、前項の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を教頭及び教諭等の数とする。

共同調理場に係る小学校及び中学校の児童及び生徒の数	乗ずる数
二千五百人以下	一
二千五百一人から七千人まで	二
七千一人以上	三

第九条第三号中「三学級」を「二十七学級」に、「二十四学級」を「二十一学級」に改める。
第十條中「(第二項を除く。)」を、「第十一條第一項及び第十二條に改め、同條の次に次の一條を加える。

第十條の二 校長の数は、特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数とする。
第十一條第一項中「校長及び教諭等」を「教頭及び教諭等」に改め、第一号を削り、同項第二号の表

小学校の項中「二学級から四学級までの部	一・五〇〇を	二学級の部	三学級の部	四学級の部
一・五〇〇に	一・五〇〇を	七学級の部	八学級及び九学級の部	
一・五〇〇に	一・五〇〇を	七学級の部	八学級及び九学級の部	
一・五〇〇に	一・五〇〇を	七学級の部	八学級及び九学級の部	

「一・五五五」を「一・五五〇」に、「一・五六〇」を「一・五二〇」に、「二十七学級から二十九学級までの部」を「二十七学級から三十二学級までの部」に、「一・五二七」に、「一・五四五」を「一・五二五」に、「一・五二〇」を「一・四八三」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一項を加える。

二 小学部及び中学部の学級数が三十学級以上の特殊教育諸学校の数と中学部の学級数が十八学級以上の特殊教育諸学校の数との合計数に一を乗じて得た数

第十一條第一項第三号の表精神薄弱者である児童又は生徒を教育する養護学校の項中「四」を「五」に、「五」に、同表肢体不自由者である児童又は生徒を教育する養護学校の項中「五」を「六」に、同表病弱者(身体虚弱者を含む。)である児童又は生徒を教育する養護学校の項中「四」を「五」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 特殊教育諸学校の分校の数に一を乗じて得た数

第十一條第二項中「特殊教育諸学校校長教諭等標準定数」を「特殊教育諸学校教頭教諭等標準定数」に改め、「校長の数は前項第一号に定めるところにより算定した数(以下この項において「特殊教育諸学校校長標準定数」という。)としを削り、「六学級以上を、六学級から二十九学級まで」に改め、「乗じて得た数」の下に、と小学部及び中学部の学級数が三十学級以上の特殊教育諸学校の数に二分の三を乗じて得た数との合計数」を加え、「特殊教育諸学校校長標準定数」と及び「との合計数」を削る。

第十二條中「(一)の下に(小学部及び中学部の学級数が三十学級以上の特殊教育諸学校にあつては、二)を加える。

第十三條中「十」を「十二」に改める。

第十五條中「小中学校教職員定数及び特殊教育諸学校教職員定数」を「教頭及び教諭等、養護教諭等、寮母、学校栄養職員並びに事務職員の数」に改め、同条第一号中「当該学校」を「小学校又は中学校に」、「社会的条件が」を「社会的条件についての政令で定める」に、「ことその他の政令で定める特別の事情がある場合」を「事情に改め、同条第二号中「行なわれ」を「行われ」に改め、「がある場合」を削り、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

し、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 小学校又は中学校において教育上特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する特別の指導であつて政令で定めるものが行われていること。

第十六條第一項中「規定」の下に「第七條第一項第三号」を加え、「並びに第九條第一号及び第二号」を「第九條第一号及び第二号並びに第十一條第一項第四号に改め、同条第三項中同一の設置者」を「第八條第一号又は第九條第一号の規定の適用については、同一の設置者」に改め、「中学校(の下に)これらの規定の適用の区分に従い」を加え、「第八條第一号及び第九條第一号の規定の適用については」を削る。

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第二條 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「及び教頭」を削り、「並びに」を「教頭」に改める。

第五條中「二百七十人」を「二百四十人」に、「専門教育を主とする学科を置く場合」を「夜間において授業を行う定時制の課程のみを置くものである場合」に改める。

第六條中「高等学校の」の下に「全日制の課程又は定時制の課程における」を加え、「全日制の課程にあつては四十五人(農業、水産若しくは工業に関する学科又はその他の専門教育を主とする学科で政令で定めるものにあつては、四十人)、定時制の課程にあつては」を削る。

第九條第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「六学級以上を六学級から二十九学級まで」に、「と通信制」を「三学級以上の全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数並びに通信制に」との合計数」を「合計数」に改め、同項第二号中「第六号」を「第八号」に改め、同項第四号中「全日制の課程」の下

課程の別	課程の規模の区分	乗ずる数
全日制の課程	九学級から十七学級までの課程 十八学級から二十九学級までの課程 三十学級以上の課程	一 二 三
定時制の課程	十二学級から二十三学級までの課程 二十四学級以上の課程	一 二

学級まで
十七学級まで

二 「六学級及び七学級
三 八学級から十一学級まで
四 を 十二学級から二十七学級まで
二十八学級以上

二 三 四 五
に改め、同

通信制の課程について、次の表の上欄に掲げる課程の規模の区分ごとの課程の數に当該区分に應ずる同表の下欄に掲げる數を乗じて得た數の合計數

課程の規模の区分	乗ずる数
二千四百一人から三千人までの課程	一
三千一人から三千六百人までの課程	二
三千六百一人以上の課程	三

六十八學級から二十六學級までの全日制の課程の數に一を乘じて得た數、二十七學級以上の全日制の課程の數に二を乘じて得た數、十二學級以上の定時制の課程の數に一を乘じて得た數及び通信制の課程の數に一を乘じて得た數の合計數

3 全日制の課程又は定時制の課程に置かれる

普通教育を主とする学科において、教科又は科目の特質に応じた教育を行うため少数の生徒に対する指導が行われる場合には、前二項の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を教諭等の数とする。

第十條中「四學級以上の全日制の課程及び定時制の課程の数」を「三學級から二十九學級までの全日制の課程の数と本校に置かれる四學級か

第十二条中「の各号」を削り、同条第一号中「九分の一を乗じて得た数」の下に「（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。）」を加え、同条第二号中「十八学級」を「十二学級」に改める。

第十四条中「九人」を「八人」に改める。

「の教」の下に「と高等部を置く特殊教育諸学校
第十七条中」の各号」を削り、同条第一号中
でその学級数（幼稚部の学級数を除く。）が三十
学級以上のもの（小学部及び中学部の学級数が
三十学級以上のものを除く。）の教との合計数」
を加え、同条第二号中（本校及び分校の高等部
は、それぞれ一の高等部とみなす。）を削り、
同条第五号中「第十一条第一項第四号」を「第十
一条第一項第五号」に改め、同号を同条第六号
とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三
号中「得た数」の下に「と養護学校の高等部で専
門教育を主とする学科のみを置くものの教に一
を乗じて得た数との合計数」を加え、同号を同
条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加
える。

三 特殊教育諸学校の高等部でその学級数が

六学級以上のものの数に一を乗じて得た数
第十八条中「特殊教育諸学校の数」の下に「と
高等部を置く特殊教育諸学校でその学級数（幼
稚部の学級数を除く。）が三十学級以上のもの
（小学部及び中学部の学級数が三十学級以上
のものを除く。）の数との合計数」を加える。

第二十条中「十」を「十二」に改める。

第二十二条の二中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 公立の高等学校において教育上特別の配

慮を必要とする生徒に対する特別の指導であつて政令で定めるものが行われていること。

四 公立の高等学校において多様な教育を行うための教育課程の編成についての政令で定める特別の事情

附
目

1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

2 公立の義務教育諸学校の学級編制に關する経過措置
(義務教育諸学校の学級編制に關する経過措置)
は中学校の学級編制で同年生の児童又は生徒で編制するもの及び特殊教育諸学校の小学部又は中学部の学級編制で公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律（以下この項において「法」という。）第三条第三項に規定する心身の故障を二以上併せ有する児童又は生徒で編制するものを除く。）については、平成十年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の法（以下「新標準法」という。）第三条の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の推移及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県教育委員会がその基準を定める。

經過措置

3 新標準法第六條に規定する小中学校教職員定数又は新標準法第十條に規定する特殊教育諸学校教職員定数の標準については、平成十年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校及び中学校又は特殊教育諸学校の児童又は生徒の數及び教職員の總數の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる數に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

平成五年三月二十九日 参議院會議録第七号(その二)

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案

一八

4 (高等学校等の学級編制に関する経過措置)

公立の高等学校の全日制の課程の学級編制(第二條の規定による改正前の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第六條の規定により一学級の生徒の数の標準が四十人とされている)の学級編制するものを除く。又は公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下この項において「法」という。)第十四條に規定する心身の故障を二以上併せ有する生徒で編制するものを除く。))については、平成十年三月三十一日までの間は、第二條の規定による改正後の法(以下「新高校標準法」という。)第六條又は第十四條の規定にかかわらず、生徒の数及び学校施設の整備の状況等を考慮し、これらの規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、当該高等学校又は高等部を置く特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会がその基準を定める。

(高等学校等の教職員定数の標準に関する経過措置)
5 新高校標準法第七條に規定する高等学校教職員定数又は新高校標準法第十五條に規定する特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、平成十年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の高等学校又は特殊教育諸学校の高等部の生徒の数及び教職員数の總数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

平成五年三月二十九日

建設委員長 梶原 敬義

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、平成五年度を初年度とする新たな道路整備五箇年計画の作成、奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限の延長等道路の整備に必要措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、道路整備五箇年計画に要する総事業費として、七十六兆円が予定されており、平成五年度道路整備特別会計予算に約三兆千三百九十七億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、第一次道路整備五箇年計画の策定及び実施に当たっては、地方公共団体の意向を十分に参酌すること。

二、生活に関連する地方道路の整備を促進するため、地方道路整備臨時交付金制度の円滑な実施に努めるとともに、国の補助対象範囲の拡大等により地方公共団体の財政負担の軽減を図るよう配慮すること。

三、多極分散型国土の形成を図るため、高規格幹線道路網をはじめとする総合的な交通体系の確立を図り、地域社会の活性化、住民生活の向上等に資する効果的かつ機能的な交通網の整備を促進すること。

四、豪雪地帯の除排雪対策、雪崩対策、寒冷地域の凍雪対策等の防災対策を重視するとともに、総合的な防災対策、交通事故防止のための安全対策、高齢者・障害者・児童等のための道路改良、歩道・自転車道及び自転車駐車場の整備、沿道的生活環境を確保するための環境施設等の整備等の促進に努めること。

五、大規模な地震等に備え、避難路の整備と広場の確保に努めるとともに、老朽化した橋梁等については、緊急に補修等の整備を実施し、防災及び交通の安全の確保を図ること。

六、良好な都市環境の確保と良質な住宅・住宅地の供給に資するよう、住宅地と関連する道路整備の促進、土地面整理事業、市街地再開発事業等における街路及びその附帯施設に対する助成の強化を図ること。

七、道路整備計画の策定と事業の実施に当たっては、環境影響評価の厳格な実施、自然環境との調和、保全に特段の配慮をはらうとともに、関係住民の意見を十分に尊重し、事業の円滑な実施に努めること。

右決議する。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三條により送付する。
平成五年三月二十五日

参議院議長 原 文兵衛殿
衆議院議長 梶原 敬義
参議院議長 原 文兵衛殿

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案
道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案
(道路整備緊急措置法の一部改正)
第一条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律

第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和六十三年度」を「平成五年度」に改める。

第三条第一項中「昭和六十三年度」を「平成五年度」に、「次の各号」を次に改める。

第四条中「昭和六十三年度」を「平成五年度」に改め、「又は修繕」及び「道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)」を削り、「改築」については四分の三を「十分の七」に、「三分の二」を「十分の五」に改める。

第五条第一項中「昭和六十三年度」を「平成五年度」に改め、同条第五項中「道路の修繕に関する法律」の下に「(昭和二十三年法律第二百八十二号)」を加える。

(奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正)
第二条 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十三年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「四分の三」を「十分の五・五」に改める。

附則第二項中「平成五年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第二条中奥地等産業開発道路整備臨時措置法附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
2 この法律による改正後の道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の規定は、平成五年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度の支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成四年度以前の年度の国庫

審査報告書

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成四年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項を第二十項とし、第十七項を第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19 道路法附則第八項若しくは第九項、土地区画整理法附則第十二項から第十四項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第八項又は沖縄振興開発特別措置法附則第九条第七項の規定による国の補助又は負担を行う場合においては、当該国の補助又は負担を行う年度に、当該国の補助又は負担を行う金額に相当する金額を一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

附則第十六項中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計を」第四十四条の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは「第四十四条又は附則第十九項の規定による一般会計に」、「附則第十五項を」附則第十八項に改め、「産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」との下に「並びに附属諸費」とあるのは「道路法附則第八項若しくは第九項、土地区画整理法附則第十二項から第十四項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第八項又は沖縄振興開発特別措置法附則第九条第七項の規定による補助金又は負担金並びに附属諸費」とを加え、同項を附則第十七項とし、附則第十五項中「貸付金の貸付け」

の下に「並びに道路法附則第八項若しくは第九項、土地区画整理法附則第十二項から第十四項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第八項又は沖縄振興開発特別措置法附則第九条第七項の規定による国の補助又は負担(土地区画整理法附則第十二項から第十四項までの規定による国の補助又は負担については、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下同じ。)」を加え、同項を附則第十六項とし、附則第十四項の次に次の一項を加える。

15 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)第一条の規定による改正前の道路整備緊急措置法(以下この項において「改正前の法」という。)第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行つた道路整備事業(平成四年度以前の年度のこの会計の予算で平成五年度以後の年度に繰り越したのものにより行う道路整備事業を含む。)は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
平成五年三月二十九日

参議院議長 原 文兵衛殿
参議院議員 前田 勲男

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国会議員に支給される文書通信交通費の名称を文書通信交通滞在費に改め、その額を月額七十五万円から百万円にするほか、所要の規定の整備を行うとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に二十二億九千二百万円が計上されている。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
平成五年三月二十五日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「但し」を「ただし」に、「繰上当選議員」を「更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員」に改める。

第九条第一項中「文書通信交通費」を「文書通信交通滞在費」に、「七十五万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「文書通信交通費」を「文書通信交通滞在費」に改める。

第十一条中「文書通信交通費」を「文書通信交通滞在費」に、「前条第一項」を「第八条の二の議会雑費、前条第一項」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。
第一条中「千二百六十八人」を「千二百六十七人」に改める。

附則
この規程は、平成五年四月一日から施行する。

平成五年三月二十九日 参議院会議録第七号(その二)

二二〇

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
虎ノ門二丁目二番四号	千二〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	
電話	
03 (3587) 4302	
定 価	
（配送料を含む別）	本号一部 四二二円